

平成26年第1回東大和市議会定例会会議録第5号

平成26年3月3日(月曜日)

出席議員 (22名)

1番	森田真一君	2番	西川洋一君
3番	尾崎利一君	4番	実川圭子君
5番	和地仁美君	6番	大后治雄君
7番	二宮由子君	8番	関野杜成君
9番	中村庄一郎君	10番	根岸聡彦君
11番	押本修君	12番	蜂須賀千雅君
13番	関田正民君	14番	関田貢君
15番	森田憲二君	16番	尾崎信夫君
17番	東口正美君	18番	中間建二君
19番	御殿谷一彦君	20番	佐竹康彦君
21番	床鍋義博君	22番	中野志乃夫君

欠席議員 (なし)

議会事務局職員 (3名)

事務局長 関田新一君
主事 櫻井直子君

議事係長 下村和郎君

出席説明員 (33名)

市長 尾崎保夫君
教育長 真如昌美君
企画財政部参事 田代雄己君
市民部長 関田守男君
福祉部長 吉沢寿子君
環境部長 田口茂夫君
学校教育部長 阿部晴彦君
社会教育部長 小俣学君
秘書広報課長 鈴木尚君
情報管理課長 菊地浩君

副市長 小島昇公君
企画財政部長 並木俊則君
総務部長 北田和雄君
子ども生活部長 榎本豊君
福祉部参事 広沢光政君
都市建設部長 内藤峰雄君
学校教育部参事 石井卓之君
行政管理課長 五十嵐孝雄君
総務管財課長 東栄一君
防災安全課長 鈴木俊雄君

課 税 課 長 矢 吹 勇 一 君
子 ども 生 活 部 井 上 誠 二 君
副 参 事
福 祉 推 進 課 長 尾 又 齊 夫 君
健 康 課 長 志 村 明 子 君
都 市 計 画 課 長 當 摩 弘 君
下 水 道 課 長 佐 伯 芳 幸 君
学 校 教 育 部 小 板 橋 悦 子 君
副 参 事

保 育 課 長 関 田 孝 志 君
青 少 年 課 長 中 村 修 君
障 害 福 祉 課 長 小 川 則 之 君
環 境 課 長 町 田 誠 二 君
土 木 課 長 木 村 哲 夫 君
学 校 教 育 課 長 岩 本 尚 史 君

議 事 日 程

第 1 一 般 質 問

本 日 の 会 議 に 付 し た 事 件

議 事 日 程 第 1

午前 9時30分 開議

○副議長（関田正民君） ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○副議長（関田正民君） 日程第1 一般質問を行います。

◇ 中野志乃夫君

○副議長（関田正民君） 2月28日に引き続き、22番、中野志乃夫議員の一般質問を行います。

ここで、東総務管財課長から2月28日に行った答弁の訂正がありますので、これを許可いたします。

○総務管財課長（東 栄一君） 2月28日の質疑の中で、狭山公民館用地の契約期間を50年と申し上げましたが、60年の誤りでございました。訂正させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○22番（中野志乃夫君） それでは、3番の放射性物質の除染作業のことについてから、再質問させていただきます。

御答弁では基本的には除染環境の費用は、人件費で処理をしたということでありましたけれども、全くそれだけで済んじゃっているのでしょうか、ほかに関連する費用はなかったのか。例えば各学校における放射線量が計測されたものを、ほかの場所に持って行ってとか、いろんな作業を行ってとかということをしていたと思います。

また、いろいろ一連の作業で全て職員が計測等もやって、費用がかからなかったのか、逆にこの人件費分を請求してもいいと思うんですけども、その辺は実際金額にするとどのくらいという想定もしているのかも、あわせてお聞きしたいんですけども、どうでしょうか。

○環境部長（田口茂夫君） 実際に、市長のほうから御答弁をさせていただきましたとおり、国が定めている除染の基準を超えるような場所が東大和市内では確認がされておられません。しかしながら、市ではより実効性の高い基準とするために、これは東大和市独自で地表から5センチメートルの高さで毎時0.24マイクロシーベルトの基準を作成し、これを超えたところがありましたので、独自に公共施設につきまして、除染をしたということでございますので、その作業する際は市の職員等が行っておりますので、そういった作業は行いますが、国の基準での実施ではございませんので、請求等は発生しないという内容でございます。

以上でございます。

○22番（中野志乃夫君） そうすると、確かに国の定めた基準は、そこそこ相当厳しくという前提もありますけれども、小・村・大組合で除染の費用を東電が支払ったのは、あれ国の基準を超えていたんですか、どうでしょう。

○環境部長（田口茂夫君） 小平・村山・大和衛生組合が確かに組合の中での議会の中で、そのような御報告はされたということは承知してございますが、具体的なちよっと御説明がなかったので、詳細はわかりかねますが、推測といたしまして、焼却灰の濃度の測定を実施している方から、その請求がされているのではないかと、いうふうなところで考えております。

以上です。

○22番（中野志乃夫君） ちょっと、私も記憶が定かではないですけども、国の基準を超える値が出たから、

処理をしたという報告はなかったような気がするんですね。つまり、各あいった場所が出たら、いろいろ問題になっていたと思いますし、ちょっとその辺はどうなのかなと思うんですね。一定の少なくとも国の基準に行かなくても、相当の線量といますか、数値が出たので、その処理を行った関係の一連の費用に対して、東京電力に請求して東京電力はきちっと払ったと、そういう報告だったんじゃないでしょうか。ちょっと、そこは曖昧ですぐ資料が出なければ、また別の機会でも結構ですけれども、あわせてお伺いしますけれども、ほかの市では、こういった事例はどうなんですか。東電に請求して支払った事例というのはないんですか。

○環境部長（田口茂夫君） 具体的な調査をしたわけではございませんが、新聞等での報道の発表の中で、幾つかの市で、ちょっと詳細な中身、どういう理由で請求をしたかはちょっとわかりかねますが、請求をされているという報道がされたということはあったように記憶はしてございます。

以上です。

○22番（中野志乃夫君） その辺は、ちょっと今すぐ資料がなさそうですから、改めてまた別の機会で質問させていただきたいと思いますので、それはぜひきちっと調査してほしいんですね。

それで、今先ほどの答弁で除染費用という形で、ちょっと私のほうの書き方でも除染の作業と書きちゃっているから、それに対する答えとして人件費だけだということになっちゃっていますけれども、給食に関しての一連の費用ですね、食材に関しても、あいったものも本来は東電に請求してもいい話ではないかと思うんですね、そういった観点ではどうなんでしょうか。

○企画財政部参事（田代雄己君） 東京電力の請求の関係でございすけれども、東京電力のほうでは24年12月から請求してほしいということで通知が来ております。最初に、食品検査費用に係る賠償金の請求という形で、私ども学校給食等の検査費用等について、一番最初に請求しているところです。具体的には、東京電力から来ておりました通知の中を見ますと、賠償対象期間が23年3月11日から平成24年3月31日までの学校給食等の放射性物質の検査費用ということで、私ども保育園やみのり福祉園、給食課のほうで食材の検査、その期間にしておりますので、その請求をさせていただいております。

また、その後25年7月にまた通知がございまして、今度は対象期間を24年4月1日から25年3月31日まで期間をふやして、学校給食等の放射性物質の検査費用を請求してほしいというか、そういう通知がございまして、それに対しましても、環境課で行っておりました検査費用、そして臨時職員の賃金等もあります。そして、保育課、そして給食課の費用がありまして、そういうことの対象品目になっているということです。いずれにしても、対象品目になっているんですが、この補填が特別交付税や、あるいは東京都の交付金で補填されているということで調査した結果はなっておりまして、その結果正式な補償という形で東京電力のほうには賠償請求していないというような状況になっております。

以上でございます。

○22番（中野志乃夫君） ちょっと、私もよくわからないんですけれども、東電のほうから、そういうものは請求してほしいという通知までは来ているということでやっているけども、今の話ですと、東京都なり、国のほうの交付税の中で、その部分も補填されているから、結局請求できないのか、それはしないのか、その辺はどうなんでしょうか。

○企画財政部参事（田代雄己君） この請求に当たりまして、損害額ということになっておりますので、その損害がそのような交付金等によって補填されているということです。市としてそれが充足されているという考え方に基きまして、請求をする必要がない、しなくていいということになっております。

また、東京電力に確認しましたところ、そういうことで補填されている場合には、請求できませんよという話も受けております。

以上でございます。

○22番（中野志乃夫君） ちょっと、その辺どういうふうに、国・東京都と東電のほうで、そういうお金の調整をしているのか、ちょっと私も今の話だとわかりかねるんですけども、そうすると結局は東電には請求してない。逆に、国や東京都からの補助金なり、交付税の中に算定されているという話ですけど、具体的な金額というのは、それは幾らって出せるんですか。その分は、これだけの金額が来ていますってわかるんですか。ちょっと、それをお聞かせください。

○企画財政部参事（田代雄己君） それぞれ対象検査費用に対しまして、例えば交付税が幾らというのは出せませんので、例えばの例示で申し上げますと、平成23年3月11日から24年3月31日までに請求したほうがいいと言われたものの対象費目としまして、例えば給食課の検査委託料18万9,000円執行しましたけれども、これに対しまして、22万円の特別交付税がついているというふうに調査しております。

また、みのり福祉園の検査委託費につきましては、執行額9万4,500円ですけども、9万5,000円算定されると。また、保育課の検査委託費用につきましては、執行額9万4,500円でしたけれども、9万7,000円の特別交付税が措置されているというような形で、個別に調査をさせていただいて、それで相殺をしたところ、それが充足されているというふうに判断しております。

以上でございます。

○22番（中野志乃夫君） わかりました。そうすると、実際にその分の費用の分が補填されているのであれば、それはそれで市の財政にとっては了とするしかない、それはわかるんですけども、今の説明ですと、どうなんですか、除染費用に関して云々の人件費云々は国の基準を超えてないから、それは別だけでもということだけど、給食なり、そういう材料費に関しては、これは国の基準は超えていなくても、一応はそういうふうに出たという認識でよろしいんですかね。つまり分けているといいますか、扱いを。

○企画財政部参事（田代雄己君） 東京電力の請求の対象なんですけど、例えば先ほど申し上げました学校給食等に係る検査費用等もありますけれども、例えば水道工業用水事業の関係で検査したとか、下水道事業の関係で検査したとか、あるいは廃棄物処理の関係で検査したとか、そういうようなことで幾つか項目が出ております。その中で、市として対象になるものが何かということで選ばさせていただいたわけなんですけれども、学校給食に関する部分につきましては、検査の実施を余儀なくされた事情のある都内の地方公共団体が対象ということで、例示的に学校給食等ということで入っております、それが対象になっているということで考えております。

以上でございます。

○環境部長（田口茂夫君） 先ほど、小平・村山・大和衛生組合の請求の関係での内容がわかりましたので、お話をさせていただきます。

やはり、焼却灰の主灰と飛灰、こちらにつきまして委託をかけた上で測定をしていると、その経費につきまして請求をしたというふうな内容でございます。

以上でございます。

○22番（中野志乃夫君） 今の話で、いわゆる飛灰、主灰、基本的に測定に関してかかった費用は一応請求できたということですから、その点では基準値云々じゃなくて、まず測定をせざるを得なかったからやった分は、

東電は直接支払ったということですから、ちょっと基準とまた話が違ってくると思うんですね。いずれにしても、ちょっと今回、私はこの点に関しては、改めて別の機会でもた質問させていただきたいと思っておりますので、この件については以上で終わりにいたします。

次に、介護保険上、あと障害者総合支援法における地域区分問題についてであります。

担当課のほうから、それぞれ具体的な数値も出していただきました。大変ありがとうございます。

この問題に関しては、前にもやらせていただきましたけども、さらに今介護保険上においては暫定的な扱いとして、東大和市地域は3%なのを今5%にしてあげます、してあげていますよという話の中での質問であります。厚労省のほう、介護保険課の担当のほうは、あくまでもこれは暫定措置であるから、次年度いっぱい暫定措置が解けて、あとは本来の指定したパーセンテージに戻る、3%という低い数値に戻るような言い方をしているんですけども、まずこの点に関して、市側のほうも随分努力をされて厚労省に対しても、おかしいんじゃないかと要求をされているのは伺っております。それで、具体的にちょっといつ時点で、どういう要請をして、どういう返答をもらっているか、ちょっと確認させていただきたいんですけども、どうでしょうか。

○福祉部参事（広沢光政君） 今議員のほうから御質問いただきました現状における状況でございます。

議員のほうからもお話がありましたとおり、ことしの2月6日の時点で尾崎市長みずから厚生労働省のほうに要請行動に伺いまして、当日は老健局長と、それから社会援護局長、両者に直接お会いできました。その段階で要望書を提出しておりますが、内容といたしましては、地域区分、本来の地域の実情を踏まえた適切な地域区分の設定を強く申し入れたというような状況でございます。これを受けた形の中で、両局長とも検討させていただくというような形で、お答えをいただいているということでございます。

以上でございます。

○2番（中野志乃夫君） 市長のほうで、その辺努力されているのは大変私としては高く評価したいと思っております。各事業所さん関係、介護保険に携わる事業者さん、これ障害のほうもそうですけれども、この問題、各事業の上ではやはり深刻な問題になっておりますので、何とかこのおかしな基準を変えていく必要があると思っております。

それで、実際に今例えば東大和市内のケアマネジャーの集まりであるケアマネットさんたちも、国に要請行動を行ったと、一連の行動を行っております各種団体も要望を行っているところです。それで、ちょっと私自身も市内の訪問介護事業者連絡会のほうの一応役員といえますか、担当もしているので、国に要請行動を行ってきたところです。ただ、そこでやはりちょっと気になるのは、国のほうが、厚労省のほうが私たちの思いとは違う認識を持っているようなところがあります。それで、これ自身は私のほうも当然市内のそういう訪問介護事業所の連絡会が厚労省の担当者に直接会うといっても会ってくれないので、一定の元厚生労働大臣の方にもお頼みをして、間を取り持ってくださいました。そこで、厚労省の課長さん、担当者とちょっとやりとりをさせていただいたんですけども、その中で基本的にはまず厚労省の担当者の方は、地域区分に関して、全国から非難が殺到して、もう本当にいつも頭を下げ通しですと、大変低姿勢な言い方をされてきたんですけども、だけでもこれはもう制度として厚労省としては、国家公務員の地域手当をもとにして算定をしているので、動かしようがないですよと、もうその数字をただ当てはめているだけで、申しわけありませんけれども、暫定期間は暫定期間で、これが過ぎれば東大和市はやはり3%という低い数値に持っていかなざるを得ないようなことをはっきりと言われました。ということは、本来なら東大和市は地方公務員の地域手当の観点から言っても10%が妥当であるという数値も出ているから、10%の加算率が掛けられるのに、今暫定的に5%、それも

半分ですね。さらに、それが3%に下げられてしまうような話になっているんですね。この辺の、こういった厚労省の動きとか、そういったことについては、何か情報を持っていられて、具体的にどう判断されているかを、ちょっとお聞きしたんですけども、どうでしょうか。

○福祉部長（吉沢寿子君） 先ほど、福祉部参事のほうから御答弁させていただきましたけれども、地域区分の関係につきましては、この2月の初旬に市長のほうに厚労省のほうに出向いていただきまして、要請行動を行わせていただいたところでございます。その後の厚労省の動きというのは、申しわけございませんが、私どもでは把握はしておりません。ただ、地域手当、国家公務員の地域手当ということで、それを準拠するというところで、現在の厚労省のほうの考えでは、国の官署がない、存在しない地域については、さまざまなルール、設定を各制度によって、それぞれしているというようなことで、私どもが要請させていただいたときに、お話しさせていただいて、そこはやはり問題、少し変だねというようなことでの認識はしていただいておりますので、引き続きそういったところを踏まえて、市長会等、その他のところでも引き続き要望、要請等は行ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○2番（中野志乃夫君） 今部長がおっしゃったとおり、確におかしな内容があるものですよ。ちょっと話を続けると、厚労省の担当者と会って、それでこれはもう言うてみれば国家公務員の地域手当を基準にしているから、うちに言われてもしょうがないということなので、国家公務員の給与に関しては、人事院が担当だということですので、その日はそれで終わって、改めてこの次は人事院の担当者に会わせてもらいました。そして、そこでちょっと驚いたというかな、えっと思ったことが幾つかあったんですね。つまり、人事院の担当者は国家公務員の地域手当は人事院では決めてますけども、そのもとになる資料は厚労省の資料ですよ。何か、よくあるたら回しみたいなお話なんですけども、えっと思ったんですけども、厚労省の結局出している賃金構造基本統計調査ですね。その特別集計結果による所定内給与額の地域差指数、それに基づいて国家公務員の地域手当算定していますという話が、まず1点。つまり、厚労省のほうの話だと、もう全部人事院が決めているかのように言っているが、実は違っていた。

それと、人事院の方が持ってきた資料を見ると、確かになぜか武蔵村山市さんだけが東京都内じゃ一番低くなっている、数字になっているんですね。これ、なぜそうなったか、私もよくわかりません。つまり、一番低くなっているのは、それこそ奥多摩から檜原から全部含めて、武蔵村山市だけが民間の給与が低いと、不思議な数値結果になっていますね。それは、ちょっと数値ですからしょうがない、動かしがたいんですけども、ただその数字も実際の数字自身が平成6年から平成15年の10年間の平均をたどってつくっているんですね。ということは、ちょうど担当者に伺いましたら、平成15年以降、ちょうど現在考えると、ちょうどまた10年たっているんです。そうすると、改めて今その平均値を出しているところであると。そうすると、確かに数値は違って来る可能性はあるんですね。まず、そういうことですから、その数値いかんによっては、確かに変更はあり得る可能性は強いんですね。

ただ、この制度的におかしいのは、隣接する東大和市には国家公務員の官署がない、そういう施設がないから東大和市さんは、そういう場合は隣接の官署のある市の値に準じてほしいと。しかも、それも一番低いところに当てはめるんだという、ちょっとおかしな設定をしているから、こういう問題になっているんです。東大和市は当然皆さん御存じのように、武蔵村山市、立川市、小平市、東村山市、周り囲まれていて、武蔵村山市が3%、立川市は12%、小平市も12%、東村山市は10%の地域手当になっているんです。一番低いところで武

蔵村山市が3%だから、それに引きずられるという、その論理もおかしいなと思いますけども、しかも私がえっと思ったのは、人事院の担当者自身があはつきり言っていたのは、これは国家公務員の地域手当ですけども、将来東大和市にも国家公務員の宿舍なり、そういう官署ができる可能性もあるので、数値は出していますと、ないわけじゃないんですよ、出しているということで、そして聞いてちゃんと持ってきてくれた資料によると、東大和市は4級値、賃金統計調査の平均指数でいうと103.6で、言ってみればパーセントとして東村山と同じ10%だという数値は出しています、出せますと、出していますというか出せますという話でした。となれば、人事院担当のほうからでも、その数値が出せる、ならばあえて国家公務員の官署がないところに、低いほうに合わせる必要もないわけですよ、数字があるわけですから。それに合わせれば、東大和市はそういう数字でやっっていけるんですけども、まずこの辺のちよっとうい話の展開については、担当部なり、市長に聞いてもあれですけども、どう思われるか、ちよっとまず御見解を聞きたいと思います。

○福祉部長（吉沢寿子君） ただいま中野議員のほうから、いろいろとお話いただいた国家公務員の地域手当の関係につきましては、今御説明いただいたように、もともとは厚生労働省のほうの賃金構造基本統計調査の平成6年から平成15年度までの10年間の平均指数というものを基準として、当該地域における民間の賃金水準ということで、それを基礎として国家公務員の官署がある地域の地域手当が定められているというところでございます。それを拝見させていただきますと、今中野議員がおっしゃったように、東大和市は東村山市と同等の4級値、10%相当というような支給割合の地域というふうになっております。そういうところも踏まえまして、先ほどと同じような御答弁をさせていただきますけれども、厚生労働省のほうでいわゆる各制度の報酬等の単価を加算するに当たっての地域区分というのは、官署が存在しない地域の設定方法がまちまちであると、制度によってまちまちであるというようなことも、私どもも把握をしておりますので、それについては機械的でなく、適切な地域区分を設定するように、やはり御配慮いただきたいということで、引き続き要望してまいりたいということで考えているところでございます。

以上でございます。

○22番（中野志乃夫君） まさに、そうお願いしたいところです。

さらに、ちよっとうい1点、えっと思うことをつけ加えますと、人事院の方が持ってきていただいた資料、東京都のいわゆる国家公務員の地域手当の表を見て、それで改めて介護保険の現在の数値を当てはめてみたら、数字が合わないんですよ。おもしろいことに、障害者の場合でも地域区分がされていて、障害者に関しても障害者総合支援法に関する地域区分に当てはめて見てみると、この人事院が出した数値と全く同一です。各市町村、全て同じ数値になっている。ところが、介護保険に関してだけは、数字が違っているんですよ。つまり、手を加えているわけですね。つまり、国家公務員の地域手当に準じて数字動かさないし、それに従っているまですとっておきながら、よくこの現状を分析して見てみたら、相当数数値が低目に抑えられている。そういうおかしなことがわかりました。ということは、厚労省でこの数値を人事院の数値を操作していると、この辺については、どうお考えでしょうか。

○福祉部参事（広沢光政君） 今御質問者のほうからありました話につきましては、介護保険につきましては、平成24年度の報酬改定時に上乘せの割合の部分、これが大幅にふえるという地域につきましては、介護保険料ですとか、利用者の負担の急激な増加につながるというようなことで、激変緩和の視点からということで、一部地域につきましては、この地域手当とは異なる地域区分が設定されたというふう聞いてございます。そんなことで、24年度から26年度までの間は段階的に上乘せ割合を引き上げるというような考え方で、こういった

激変緩和措置を設けながら、最終的には地域手当の地域区分の割合と同様にしていこうというような国の考え方があったというふうなことでは、お聞きしているところでございます。私どものほうで聞いている範囲では、そういうことで聞いているところでございます。

以上でございます。

○22番(中野志乃夫君) ちょっと、担当者がそう言ったのかあれですけども、激減緩和措置というのは、今回のさきの改定で全国で幾つかの市が激減緩和措置の扱いになりました。それは、尾崎市長、武蔵村山の市長さんらが前回のときに厚労省に働きかけてくれたおかげで、東大和市は3%になるのが5%に何とかなつたと、そういう激減緩和措置はあったんですが、今言った、つまり国家公務員の地域手当と違う数字が出ているところは、激減緩和措置ではなくて、もうその数字だという形なので、緩和にも何もなっていない。つまり、今後この数字でいくという数値として介護保険上は出されているはずなんです。ですから、ちょっと意味合いが違うんじゃないかと思うんですけども、その辺はどうですか。

○福祉部参事(広沢光政君) ちょっと、私のほうの言い方があれかもしれませんが、地域区分、こちらが上がるということは、確かにいいことだと思うんですが、先ほども申し上げましたように、上乘せ部分が大きくなることで介護保険料ですとか、利用者負担が大きくなるというようなこともございまして、この段階で一応市町村、各保険者のほうで意見を国のほうでヒアリングいたしまして、その中で今違いが出ている地域に関しては、現状の割合になってきたというふうに聞いてございます。

以上でございます。

○22番(中野志乃夫君) ちょっと最初に私、激減と言っちゃっていましたが、激変緩和措置ということで訂正させていただきますけども、今の答弁ですと、ちょっと私もまたえっと思うんですけども、市町村に介護保険課なり、厚労省のほうから、こういう数値でいいのかとかいう打診というのがあったように受けとめちゃいますけど、それはあったんでしょうか。それはなかったんじゃないかと思うんですけども、つまり確かにパーセントが上がるということは、利用料は確かに上がります。それは、もう事実です。つまり、それなりに給付を受けている人からすれば、利用料が若干上がったりしますけども、ただこれはちょっと変な言い方かもしれませんが、事業所としてやっている立場とか、いろいろヘルパーさんを派遣して、つまり利用者のほうの皆さんの言葉からすると、いずれにしても今ヘルパーさん足りない、いろんなところでもなかなか十分な介護給付が受けられない。1人だけ、本当にヘルパーを望んでいる皆さんにとっては、高くてもいいから、ちゃんといいヘルパーさんが来てくれれば問題ないということで、その利用料の云々のことで高いからこっちにしますということは、私自身ほとんど聞いたことがない。つまり、もっと大事なのはこの内容を何とかしてほしいという利用者さんの願いのほうが強いですから、そのことを踏まえて、なるべく安いほうがいいから、加算率を下げてください、上げないでくださいということを各自治体は言わないんじゃないかと思うんですけども、その辺はどうなんですか。

○福祉部長(吉沢寿子君) 介護保険のこの地域区分の加算率につきましては、やはりベースをどこかに定めないと、国としては全国的に同一の介護保険というような中身で行っているんで、非常に難しいと。なので、この地域区分の単価ということは、きちんと一律に全国的に、このルールで行いたいというのが大原則であるというふうに伺っております。ただ、その中で今福祉部参事のほうから御答弁させていただきましたけれども、やはり介護保険料のほうに、非常に財政的な部分での影響が大きくなるというようなこともございまして、各自治体からの要望を確認した上で一部の地域について、独自に個別の要望を受け入れながら、最終的に地域区

分の単価を設定したということで、私どもは認識しております。

以上です。

○22番(中野志乃夫君) そうすると、高過ぎるような地域によっては自治体によっては、これはちょっと高過ぎるから困るから下げてほしいという話があったと認識していいんですかね。逆に、東大和市は立場としては、このパーセントじゃ加算率が低過ぎるから上げてほしいといえますか、そういう逆に言うと東大和市には打診はあったんですか。これはなかったのかな、ちょっとその辺を確認させてください。

○福祉部長(吉沢寿子君) まず、東大和市の地域区分がほかの例えば特別区とか、立川市のように、果たして12%でいいかといったところになると、その辺はまたいろいろと保険料の上昇分等を踏まえながら、考慮していかなければいけないというところではございます。保険者の立場といたしますと、保険料、高齢者の皆様に御負担いただく介護保険料が安ければ安いにこしたことはないというのが大前提でございます。しかしながら、私どもが今回このような形で前回から引き続き地域区分の問題について、厚労省のほうにいろいろ要望・要請行動させていただいているというのは、近隣の市と比べまして、東大和市の給与水準や家賃の水準や日常生活のさまざまな費用等かかる水準が、ほぼ同額であるにもかかわらず、給与が低くなるというおそれがあると。そういったことによりまして、良質な介護サービスや障害福祉サービスを提供して下さる事業所の方々が、例えば立川市さんや小平市さんや東村山市さんのほうに移ってしまうと。そうしますと、市内に事業者が全くなくなって、市民はわざわざ高いところの地域から、その地域区分での費用でお金を払っていかなければいけないということになれば、結果的に介護保険料を低く抑えたとしても、サービス給付費自体が高くなるというようなことで、良質なサービスも提供してもらえないであろうというようなことで、このような形で認識しておりまして、要請行動をさせていただいているのが大前提でございます。

それから、厚労省のほうから前回のときにつきましては、3%になるところを5%でいいかというようなことでの意見照会をございました。ただ、その時点で私どもは5%と私どもは希望はしておりませんと、私どもは10%でお願いしたいということで、その際にも意見は述べさせていただきました。ただ最終的には、5%というところで国のほうからは決定をされたところでございます。

以上です。

○22番(中野志乃夫君) わかりました。一応厚労省から打診があったということで、本来東大和市は3%ではおかしいし、10%だということを言ったということで、それはもう評価したいと思います。逆に言うと、今後もその姿勢で臨んでいただかないと、やはり私自身も市内の介護事業者さんの集まりの中でも、皆さんが本当に危機的に訴えているのは、本当にただでさえボランティア的な仕事になってしまっているのに、これ以上こういった差をつけられてしまったら、本当に市外で拠点を移して、それで派遣やりましようかという話になってしまうと、そういう危機感は皆さん持っています。事実、本当に事業やっけていて不思議なのは、武蔵村山市さんからの本当に仕事の依頼が各事業者さん多く来ているんですよ。どういうことかという、武蔵村山市さん本当に事業者さんが少ないんですよ、派遣事業者さんが。つまり、考えてみたら大手とか、そういうところで、どこに拠点を持っていこうかといったら、都内で一番低い加算率も武蔵村山市さんになんかに拠点持たないですね、支店を。つまり、より高い地域に拠点を置いて、そこで派遣すればいいと、そういうことから、もう實際上、私はもうこの弊害が事実出ている、そういうふうに認識しています。つまり、そういったことが今後続けられてしまうなら、この言い方は悪いですけど、私自身もそういう事業所をやっけて、じゃ、もういいよと、立川に拠点を移してやりますよと。ただ、そういうのをこそこそやりたくないから、もう堂々

とマスコミにも言って、この制度がおかしいから、あえて拠点は立川に持って行って東大和市やるんですって公表したいぐらいですよ。つまり、余りにも地域の現状を見てない、わかってない、それもおかしい論理で東大和市の場合、数値も出せるのに、つまり全然そういった、これは東大和市だけじゃありません。国の官署のない地域でも人事院は数字は出せると言っているのにもかかわらず、あえてそういう制度でないところは一番低いところに合わせなさいということも、そのこと自体が私は非常におかしいと思っています。

最初に述べた介護保険は厚労省の担当者が頭下げて云々という、非常にもうそれが難しいんですよというのは、向こうの論理でわかるんですよ。つまり、今この介護保険の給付費の関係も総額は変わらず、移動しないでパーセンテージだけ各地域の割合を変えていくと、そういうふうな決定にしていますから、どこかをパーセントを上げれば、どこかを下げざるを得ないと、操作せざるを得ない仕組みにしちゃっているんですね。ですから、担当者としては、なるべく文句を言われるのを、どこかを上げれば必ず低いところをつくらなくちゃいけないから、また文句言われるのわかっているから、なるべく今のままで我慢してくれという姿勢になるのはよくわかるんですけども、でもそれはもう向こうのほうの厚労省の勝手な言い分だと私は思いますので、ぜひともこの問題に関しては、最後で市長さんに積極的に今動いていますけども、市長さんにさらに決意と今後も厚労省のおかしなやり方を変えていってもら、東大和市の妥当な加算率を押しってもら、介護保険だけじゃなくて、障害のほうはもうずっと3%のままですから、障害のほうも本来は10%の加算率があるべきなので、その辺の考え方、決意をちょっと述べていただきたいと思うんですけども、どうでしょうか。

○市長（尾崎保夫君） いろいろとお話を聞かせていただきましたけども、私どものほうは今中野議員のおっしゃったように、将来的な東大和の高齢、それからあと障害関係、それらの事業者がきちっと運営していけるよというものが基本でございまして、先ほど言ったように、他市からなんていうことになれば、将来的な東大和市の福祉ということを考えれば、非常に大きなマイナスだということで、前回はそうでしたけども、今回も前回に比べて今回は今現時点では枠外で5%でありますけど、これが改正になりますと、来年ということになりますけども、枠内で本来の3%だということになりますと、私どもの考え方と違うということでもありますので、前回も何とか枠内ということでやろうというふうには頑張ったんですけども、残念ながら臨時的枠外だということだったんですけども、そういった意味で今回は私自身も何を考えているんだという憤りもありましたし、いかなる手段を使っても国に直接なりやるんだということで、直接局長に会えるという形にまでなったわけですけども、そういった意味で私は従来から言っていますように、この東大和市の市民の皆さん方がどうなのかということの起点を考えていけば、おのずと今議員がおっしゃったような形の行動をとるということでありまして、議員のほうもいろいろと行動をとっていらっしゃるようでもございますので、それはまた続けていただいて、私どものほうも今後も情報収集するとともに、できるだけ低いほうじゃなくて、高いほうの市に合わすような形で頑張っていければなというふうには思っているところです。

以上です。

○2番（中野志乃夫君） ありがとうございます。

以上で私の一般質問は終わりにします。ありがとうございます。

○副議長（関田正民君） 以上で、中野志乃夫議員の一般質問は終了いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時16分 休憩

午前10時26分 開議

○副議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 東 口 正 美 君

○副議長（関田正民君） 次に、17番、東口正美議員を指名いたします。

〔17番 東口正美君 登壇〕

○17番（東口正美君） 議席番号17番、公明党の東口正美です。通告に従いまして、一般質問させていただきます。

まず1番目として、ロコモティブシンドローム対策の啓発で、さらなる健康づくり推進について質問させていただきます。

さて、皆様はロコモティブシンドロームを御存じでしょうか。ロコモティブシンドローム、運動器症候群とは、筋肉、骨、関節、軟骨、椎間板といった運動器のいずれか、もしくは複数に障害が起き、歩行や日常生活に何らかの支障を来している状況をいいます。ロコモティブシンドロームは2007年、日本整形外科学会がメタボリックシンドローム、内臓脂肪症候群に倣って定義し、略してロコモと呼んでいます。ロコモは、初めのうちには腰痛や膝痛などの症状にあらわれ、放っておくとやがて骨粗鬆症や変形性関節炎、変形性脊椎症といった重篤な病気にまで悪化する可能性が高くなります。さらに、進行すると要介護や寝たきりになったり、そのリスクが高くなります。一般的に知られているメタボに比べ、ロコモの認知度は十分ではありません。昨年春、日本整形外科学会の調査によると、ロコモを知っている人は22.6%、特定健診、保健指導の効果でメタボの認知度90%には遠く及びません。このため、厚生労働省は健康増進の基本方針である健康日本21、第2次において、ロコモの認知度を2022年までに80%にすることを掲げております。

そこで、①として、ロコモティブシンドローム予防及び対策について伺います。

アとして、ロコモティブシンドロームについて、市内ではどのように認知されていると考えますか。

イ、啓発推進で期待できる健康づくりの効果について。

ウ、具体的な取り組みと結果は。

エ、今後の取り組みと目標について、お聞かせください。

次に、2番として、やまとあけぼの学園について伺います。

本年1月24日、公明会派でやまとあけぼの学園を視察させていただき、同学園での活動や取り組み、また施設の状況も拝見させていただきました。一人一人の発達状況に合わせた、きめ細やかな支援が行われていること。現場の職員の方の御努力や工夫が重ねられている様子も見させていただきました。

そこで、①として、現在行われている事業の内容について伺います。

アとして、指定児童発達支援事業者とは、どのような事業を行う施設でしょうか。

イ、対象児童定員はどのようになっていますか。

ウ、学園での生活や療育の具体的な取り組みについて。

エ、職員、専門職、その他スタッフの体制について。

オ、外来通園で行われている事業の内容について伺います。

②として、現在の課題と今後の取り組みについて伺います。

ア、建物、施設整備の状況は。

イ、待機児童の状況は。

ウ、保健指導の人材確保と育成について、お聞かせください。

続きまして、大きな3番、特別支援教育の取り組みと発達障害の早期発見・早期支援の取り組みについて伺います。

東大和市では、現在通級指導学級を第二小、第六小、第二中で、特別支援学級を第三小、第九小、第一中で行っておりますが、平成26年度に新たに増設され、さらなる充実が図られる予定となっております。

そこで、アとして、平成26年度新たに増設される体制について、お聞きします。

a、学区の変更、学級数、児童数の変更について。

b、第七小で新設される言語障害学級とは。

c、第五小に新設される自閉症・情緒障害学級とは、どのような支援・教育がなされるのか、お聞かせください。

東京都では、幾つかのモデル地域での事業を踏まえ、新たな取り組みを始めようとしています。

そこで、イとして、東京都が平成28年度から目指す特別支援教室への取り組みについて、当市の取り組みと課題について伺います。

平成23年第4回定例会で発達障害の早期発見・早期支援の重要性について、また5歳児健康診査や幼稚園、保育園での気づき、学校教育との連携など、担当部署の連携についても質問させていただきました。

そこで、ウとして、就学前の支援体制が現在どのようになっているのか。

a、他の機関、幼稚園、保育園、健康課等の連携について。

b、就学支援の活用と現状の課題について、お聞かせください。

②として、通級指導学級、特別指導学級に通う保護者への支援について伺います。

アとして、発達障害の早期発見を早期支援へと結びつけるための啓発は、どのように行われていますか。

イ、保護者が安心して相談できる体制は、現在どのようになっているか、お聞かせください。

ウ、地域で支え合う支援について、お聞かせください。

エとして、切れ目ない支援を行うために、どのようなことができるか、お聞かせください。

ここでの質問は以上とし、再質問は自席にて行わせていただきます。よろしくお願いいたします。

[17番 東口正美君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長(尾崎保夫君) 皆さん、おはようございます。

初めに、ロコモティブシンドロームに対する認知度についてであります。ロコモティブシンドロームは平成19年に日本整形外科学会が提唱した概念で、筋肉、骨、関節、椎間板等といった運動器のいずれか、あるいは複数に障害が起こり、歩行や日常生活に何らかの障害が来している状態とされております。市では、平成25年10月に市民の健康に関する意識調査を実施し、その中でロコモティブシンドロームの認知度について調査を行いました。結果といたしましては、知らなかったの項目が73%にもなり、現時点では市民の認知度は低いものと考えております。

次に、啓発推進で期待される健康づくりへの効果についてであります。高齢者に多く見られる症状であります。高齢者だけでなく若い年代のうちからロコモティブシンドロームを理解し、早期に対策をしていくことで、運動器疾患や生活習慣病の発症を予防する効果が期待できると考えております。

次に、具体的な取り組みと結果についてであります。市では平成25年度の健康の集いでロコモティブシンドローム度テストのうち、立ち上がりテストを実施いたしました。来場者のうち195名の市民の皆様にご体験していただきました。また、平成26年1月にはロコモティブシンドロームをテーマにした健康づくり講演会を実施し、26名の皆さんに参加いただきました。

次に、今後の取り組みと目標についてであります。高齢者だけでなく若い年代のうちからロコモティブシンドロームについて、正しく知っていただくことができるよう、健康の集いや講演会等のさまざまな機会を捉えて、周知及び啓発に努めてまいりたいと考えております。

次に、指定児童発達支援事業所の事業の概要についてであります。児童福祉法第6条の2第2項に規定する児童発達支援を行う施設であります。児童発達支援とは、障害児につき児童発達支援センター、その他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいうと定められております。

次に、対象児童及び定員についてであります。やまとあけぼの学園の対象児童は市内に居住する心身の発達におくれやつまずきのある乳幼児で、保護者が児童福祉法に定める児童発達支援に係る通所給付決定を受けていることを要件としております。定員につきましては20名と定めております。

次に、園における生活や療育の具体的な取り組みについてであります。やまとあけぼの学園での生活スケジュールは、通園バスで登園し、自由遊び、集会の後、グループ活動に移り運動遊び、感覚遊び、制作、季節の遊び等を行い、給食となります。給食後は歯磨きを行い、午睡、昼寝するグループと自由遊びするグループに分かれ、その後みんなで集まり集会を行い、バスで降園いたします。このほかに、児童の状況に合わせ専門指導として、作業療法、理学療法、言語療法、音楽療法、心理相談などの療育も実施しております。また、園外療育、保護者参観や父母勉強会など、児童だけでなく家庭を単位としたサポートなどに努めているところであります。

次に、スタッフ体制についてであります。正規職員としては、園長、看護師、保育士、計8名でございます。非常勤職員としては、嘱託員の保育士1名のほか、療育補助などの保育士資格のある臨時職員7名の体制でございます。また、職員以外では嘱託医として、小児科、整形外科、神経科の各医師のほか、専門指導として作業療法士、理学療法士、言語聴覚士、心理相談員、音楽療法士となっております。

次に、外来通園事業の概要についてであります。外来通園は児童発達支援とは別に市の単独事業として実施しているものであります。外来通園は遊びの会と外来相談の2事業となっております。遊びの会は、市が実施する発達健診において、身体や言葉の発達が気になる乳幼児を対象に親子での遊びの指導を行うものであります。外来相談は、やまとあけぼの学園を退園し幼稚園、保育園を利用している児童と、その保護者を対象に療育相談を実施しているものであります。

次に、建物、施設設備の状況についてであります。やまとあけぼの学園の建物は2棟で構成されており、事務室や配膳設備のある北側の本棟は昭和47年度の開園当初からのものであります。また、訓練を主に行う南側の別棟は平成14年度に改築しております。

次に、待機児童の状況についてであります。やまとあけぼの学園への入園につきましては、遊びの会に通園をいただき、徐々に施設の雰囲気や活動の内容になれていただいた後に、児童の様子や保護者の希望により入園申請へと進んでいただきます。待機児童としてのカウントはしておりませんが、平成26年2月現在では4月の入園に向けて4名の入園希望がある状況であります。

次に、保育士等の人材確保と育成についてであります。やまとあけぼの学園における療育を実施する職員は、主に保育士資格を持っている職員が担当しております。市の保育士は、やまとあけぼの学園のほか、狭山保育園、児童館に配置されており、定期的な人事異動により配置しております。やまとあけぼの学園の事業の特徴として、障害児一人一人が持つさまざまな障害への理解や保護者が抱えている不安や葛藤への対応などがございます。そのようなことから、職場内部での研修はもとより、外部研修においても積極的な参加を即し、人材の育成に努めているところであります。

次に、特別支援教育の取り組みと発達障害の早期発見・早期支援の取り組みについてであります。通級指導学級、特別支援学級におきましては、児童・生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、生活や学習上の困難を改善するため、関係機関と連携し適切な指導・支援に努めております。平成26年度には、第五中学校と第七小学校に特別支援学級、通級指導学級を新たに設置するなど、特別支援教育の充実を図ってまいります。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、通級指導学級、特別支援学級に通う児童・生徒の保護者への支援についてであります。各学校では保護者面談や説明会を通じて、児童・生徒の様子や学習面、生活面の課題、取り組み状況について、家庭と学校が情報共有できるように取り組んでおります。市では、関連する相談機関との連携を意識しながら、保護者が必要とする情報を発信するとともに、保護者の相談に丁寧に対応するように努めております。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○教育長(真如昌美君) 初めに、特別支援教育の取り組みと発達障害の早期発見・早期支援の取り組みについてであります。平成26年度新たに第七小学校と第五中学校に開設いたします特別支援学級は平成19年4月1日、文部科学省通知、特別支援教育の推進についてに基づき、障害のある児童・生徒の教育ニーズに応じた適切な支援を行うことを目指して新設するものであります。この通知は、人々が生き生きと生活できる共生社会の形成を方向づけるものであり、また特別支援教育を必要とする児童・生徒数の増加による学級規模の適正化及び障害の種別に適切に対応することを求めたものであります。新たに特別支援学級を開設することによる学区や学級数、児童数の変更につきましては、新しく特別支援学級を開設する初年度となりますことから、既存の特別支援学級の状況に配慮する中で、各学校がそれぞれ安定した特別支援教育を行うことができるよう、通学区域や学級数、児童数等の基準に基づき、適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、第七小学校に新設する言語障害学級についてであります。言葉の数が少なかったり、正しい発音ができなかったりするなど、言葉に悩みのある児童に対して、滑らかに言葉が出るようにする中で、話すことへの意欲を高めていく支援を行います。指導形態は、在籍校から第七小学校に通い、指導を受けるものであります。第七小学校には、情緒障害等による通級指導学級と言語障害による通級指導学級を開設いたします。また、第五中学校に新設する自閉症・情緒障害学級につきましては、他人との意思疎通や対人関係の形成が困難な場合や、主に心理的な要因による選択性かん黙などがあり、社会生活への適応が困難な生徒に対して、個々の状況に合わせたきめの細かい指導を行う固定制の学級として、知識障害学級と自閉症・情緒障害学級を開設いたします。

次に、東京都が平成28年度から目指す特別支援教室への取り組みについて、当市の取り組みと課題についてであります。東京都特別支援教育推進計画の中には、小中学校に在籍する障害のある児童・生徒が通常の学

級に在籍しながら、必要な時間、専門的な指導を受けることを基本とした特別支援教室の構想があります。東京都では、現在平成24年度から平成26年度までの3カ年、特別支援教室モデル事業を都内数カ所の自治体で実施しております。その検証結果を踏まえて、平成28年度からは都内全域での実施が計画されております。現時点では具体的な内容は示されておきませんが、モデル事業を実施している自治体からの情報収集に努め、本市における対応、準備等を検討してまいりたいと考えております。

次に、就学前の支援体制について及び他機関との連携についてであります。幼稚園や保育園から子供たちが不安なく円滑に小学校に入学できるように、幼稚園、保育園、小学校、教育委員会、市長部局の関係課と幼保小連携協議会を立ち上げ、課題の共有、理解を深めながら、対応策を検討しております。また、教育委員会の巡回指導員が幼稚園や保育園からの要請に基づき、子供たちの行動観察や就学相談、必要な助言等を行っております。引き続き、就学前期間や保護者との信頼関係を構築する中で、つなぐ支援を実施してまいります。

次に、就学支援シートの活用状況と課題についてであります。就学支援シートの目的は就学前期間と保護者が一緒に幼稚園、保育園、家庭で大切にしてきた約束事や指導上、配慮すべきことを小学校に引き継ぐことにあります。提出につきましては、保護者の任意になることから、実際に小学校に提出されている割合は、まだ少ない状況にあります。しかしながら、利用率は年々増加しており、今後も就学支援シートの有効性を機会を捉えて保護者や関係機関に周知、啓発するとともに、保護者、幼稚園、保育園の先生方の記入等の負担軽減を考慮し、様式や提出方法を見直してまいりたいと考えております。

次に、通級指導学級、特別支援学級に通う児童・生徒の保護者への支援についてであります。発達障害の早期発見を早期支援に結びつけるための啓発につきましては、小学1年生の保護者宛てに日ごろ気になること、気づきの具体例、相談機関等を紹介したパンフレットを配布しております。また、就学時健診の際に未就学児の保護者に向けて就学支援シートや就学相談の利用法、特別支援教育についての解説したパンフレットを配布するなどの啓発を行っております。

次に、保護者が安心して相談できる体制につきましては、就学相談窓口での係員と各小中学校、保育園、幼稚園を巡回する巡回指導員や関係相談機関の職員が連携して情報共有を図り、幼稚園、保育園から小学校へ、小学校から中学校へと進む中、継続して保護者の悩みや相談に丁寧に対応しております。また、就学先を迷っている保護者には、巡回相談員が特別支援学校等の見学に同行し、子供の教育的ニーズを踏まえた就学先や進路、専門的な教育への理解等が図られるよう対応しております。

次に、地域で支え合うための支援につきましては、発達障害や特別支援教育についての理解促進を進めることが、地域で支え合う支援の基盤づくりにつながることから、教育関係者を初め保護者も含めて、広く市民を対象にした講演会を開催しております。引き続き、保護者や子供のニーズを把握しながら、支援が必要な児童・生徒の理解推進に関する講演会を実施してまいりたいと考えております。

次に、切れ目のない支援を行うための方策につきましては、小学校から中学校までの連続した支援を行うために、個別支援カードを活用した取り組みを行っております。また、小1プログラムへの対応として、保育園、幼稚園から小学校への円滑な引き継ぎができるように、就学時健診の際の行動観察の観点整理を行い、子供の教育的ニーズを把握したり、幼保小連携協議会を活用したりするなど、課題解決に取り組んでおります。引き続き、関係機関の輪を広げながら、つなぐ支援を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○17番（東口正美君） 御答弁ありがとうございました。それでは、再質問させていただきます。

市内での認知度を伺いましたが、やはり全国平均と同じような形なのかなというふうに思いました。私も以前子供から、お母さんはメタボよりロコモが心配というふうに言われ、ロコモって何というふうに1年ぐらい前に思ったんですけれども、今回改めて勉強しましたので、ここで皆様に七つのロコチェックをしていただきたいと思いますので、心の中でお答えいただければと思います。

まず1番、家の中でつまずいたり、滑ったりする。

2番、階段を上るときに手すりが必要である。

3番、家の中でやや重い仕事が困難である。例えば布団の上げおろしとか、掃除機かけなど。

4番、2キロ以上、大体牛乳パック2本分ですけれども、買い物をして持って歩くのが嫌だなと、困難だなというふうに思う。

5番、15分以上続けて歩けない。

6番、横断歩道を青信号で渡り切れない。

7番、片足で靴下が履けない。

いかがでしたでしょうか。大丈夫だとは思いますが、市長は自信があると思いますので、副市長いかがだったでしょうか。

○副市長（小島昇公君） 御指名をいただきました。最初の二つに自信がなかったと思います。

以上です。

○17番（東口正美君） 階段を上るのに若干手すりのお世話になっているということ、靴下は履けているということで確認いただけたかと思えますけれども、この認知度といっても何となく知っているのではなくて、具体的にこういうことに引っかかった場合に、自分で意識しなきゃいけないなというふうに思うことが、すごく大事だと思いますので、ロコモという名前とともに、この辺の啓発を市でも行っていただければというふうに思います。

では、なぜこのロコモに注目するのかというところですが、一番なのは議会でも何度も取り上げられている健康寿命の増進ということにつなげるということが一番大事だと思います。それで、この健康寿命と平均寿命の年齢の差が、どれぐらいあるのかということをお聞きでしょうか。教育長に、ちょっと質問をしたいと思えますけれども、男性の平均寿命は79歳ですが、市長はお得意分野だと思うので、教育長に伺いたいと思います。79歳ですが、健康寿命との差は、どれぐらいあるか御存じでしょうか。

○教育長（真如昌美君） 大変申しわけありません。認識しておりません。

○17番（東口正美君） 済みません、担当のほうで正確な数字をお願いいたします。女性のほうもお願いいたします。

○健康課長（志村明子君） 平成22年の健康寿命、平均寿命について、ちょっとお答えいたします。

平均寿命は今議員がおっしゃっていただいたとおり、男性は79.55歳、健康寿命のほうは男性70.42歳となっております。女性につきましては、平均寿命が86.3歳、健康寿命のほうは73.62歳となっております。

以上でございます。

○17番（東口正美君） 以上のように、男性が9年、女性が12年、この健康寿命と平均寿命の間に差がある、ここを埋めていきたいというのが、今回このロコモティブシンドロームの啓発を強く推進していく一番の目玉であるというふうに思います。なぜならばと申しますと、健康寿命が阻害される、要するに要介護とか、要支援とかになってしまう原因が幾つかあると思うんですけれども、この点も詳しくわかるようでしたら教えてく

ださい。

○健康課長（志村明子君） 平成23年度の厚生労働省が行った国民生活基礎調査によりますと、要介護、要支援になった原因の高い順でいきますと、1番が運動器の障害、運動器というのは骨や筋肉、関節等になりますけども、それが23%。2番目が脳血管障害22%、3が認知症15%、4が衰弱14%、5番目として、その他が26%というふうになってございます。

以上でございます。

○17番（東口正美君） つまり、この一番運動器の支障により要介護状態になるということが、一番多いということも、ここをきちんと皆様にお伝えをいただき、知っていただきたいなというふうに思います。転んでしまったりとかということで、骨折をしてしまったりしますと、筋肉も低下いたしますので、この辺の一番がこの運動器に支障が起きるということが、一番健康寿命を阻害しているということの啓発していただきたいと思います。

先ほど、当市といたしましても具体的に既に取り組みを幾つかされている中で、ことしに入りまして1月、このロコモの健康づくりをしていただいて、26の方が来ていただいたということですが、この26の方たちの年齢構成、また男女比がわかれば教えてください。

○健康課長（志村明子君） それぞれの年代別の構成ですけども、26名のうち、40代以下の方はお二人という形になっております。そのほか、大部分が60代、70代、最高は80代後半の方まで出席のほう、参加されておりました。平日の午後の時間帯ということもありまして、そのような状況になったこともあるのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○17番（東口正美君） 講習会の時間の問題もあったかもしれませんが、当市でも既に元気ゆうゆう体操というすばらしい取り組みがされておまして、むしろ今もおっしゃったように、60代以降の方のほうが積極的に、このような予防に取り組んでいるなということがわかるんですけども、現役を引退してからでいいのかというと、健康寿命、男性は70.4歳ですから、そんなに時間はないなというふうに思うんですね。そうしますと、やはり今から現役世代の、ここにいるちょうど私たちぐらいの世代から、ここに取り組んでいくことが何よりも大事かというふうに思います。筋肉や骨のピークは20代から30代であります。40代から大きな曲がり角に入ります。女性は、特に40代後半からホルモンの分泌の影響を、どうしても受けてしまいますので、加齢を避けることはできませんけれども、運動と適切な栄養をとることで健康寿命を延ばしていけると思います。例えば運動している方と、していない方で、この辺の差がわかるようなことが具体的におわかりでしたら教えてください。

○健康課長（志村明子君） 特に、運動習慣のあるかないかで、その後のロコモティブシンドロームの発症に関するまでの資料は私のほうでは把握しておりません。

以上でございます。

○17番（東口正美君） 私も大まかなことしかわからないんですけども、運動を毎日している50代、54歳ぐらいまでは、ほぼ運動していない20代と同じ体力があると言われておまして、また運動を毎日している75歳から79歳の方は10歳若い65歳の方と同じ体力があるというように、明らかに運動習慣がある人とならない人では、この健康寿命に差が出てくるということがわかっているそうです。私も含めまして、とにかく取り組みを一つでも進めていくことが大事かなと思いますけれども、何かお勧めできる具体的な方策があれば教えてください。

い。

○健康課長（志村明子君） ロコモティブシンドローム予防についての簡単な運動習慣定着のために提唱されている運動として二つございます。こちらについては、一つ目が片足立ちというもの。二つ目がスクワットという形になっております。

以上でございます。

○17番（東口正美君） そうです。もう少し詳しく言わせていただきますと、片足で1分間立つ、やってみてください。結構この1分長いです。これを両足1分間ずつを3セット1日にやっていただく。あとスクワットですね。スクワットは無理のないように、深呼吸をしながら5回から6回を1日3回繰り返すということで、たくさんいろんな方法はあると思うんですけども、あらゆる整形外科学会の先生たちが推奨する中に、この二つは必ず入っているという代表的なトレーニングということですので、ぜひ取り入れていただければと思います。

さらには、日ごろから体を動かす習慣をつけていく。一つでもしていく。例えば自転車や徒歩で通勤するとか、歩くときに歩幅を広くするとか、そういう少しでも運動習慣をつけること。また、食生活を気をつけること、皆様もよく御存じだと思いますけれども、このようなことに気をつけながら、階段を上るとき手すりが必要になったりとか、けさは靴下が片足で履けないなということに気がついたときには、この取り組みを思い出していただいて、みずからの健康に気をつけながら、また市民の方にも多く知っていただきながら、この点を進めていただければというふうに思っております。

公明党の女性局は、毎年3月1日から3月8日の女性の健康週間にさまざまな話題を取り上げて、これまでも取り組みを進めてまいりましたが、ことしはいつまでも健康で歩き続けるためにというテーマで、このロコモティブシンドロームを取り上げて、また市民の方たちに訴えをさせていただきたいと思っております。日ごろから、健康に注意をされている市長は、よく御存じだと思いますけれども、また気づきという点でも、この一つロコモを入れていただければと思いますが、何か御感想があればお聞かせください。

○市長（尾崎保夫君） 正直な話、私もロコモティブシンドロームというのは言われてからというか、調べたりとかさせていただきましても、メタボリックとは先ほど言ったように、内臓脂肪症候群ということで、これは私は征服をさせていただきまして、今は認定書というか、大丈夫ですよという通知をいただいておりますので、それは大丈夫なのかなと思っておりますが、ロコモについては私どものほうも、私自身は先ほど言ったように、余り意識はなかったんですけども、ただ元気ゆうゆう体操とか、ラジオ体操とか、いろんなところで高齢者の皆様含めて、一生懸命やっというか、特に私どもは元気ゆうゆう体操を続けていくというか、もっともっと普及させていきたいということで、介護予防リーダーもここで新しくまた多くの方がふえましたので、それはどんどん続けていきたいというふうには思っていますし、またそれが介護とか、医療を含めて、そういうふうなもの削減というか、いつまでも元気でいられるような高齢者になっていただけるのではないかなというふうには思っておりますので、これからはしっかりと対応していきたいというふうに考えています。

以上です。

○17番（東口正美君） ありがとうございます。私も努力をしていきたいというふうに思っております。

続きまして、やまとあけぼの学園の質問に移らせていただきます。

先日も会派で見させていただきまして、非常に大切な施設であるというふうに感じましたけれども、そこで

具体的に少し質問をさせていただきます。

指定児童発達支援事業所というのは、先ほども御説明いただいたんですけども、これは昭和47年の開設当初から、こういう事業所だったわけではなくて、どこかの時点でこのような形に変わったと思いますけれども、この辺具体的にもう少しお教えてください。

○**保育課長（関田孝志君）** やまとあけぼの学園の一番始まりは、昭和47年10月ですね、このときに肢体不自由児通所事業施設というような形でスタートしてございます。当時については、2歳から18歳未満までという対象で実施してきております。その後昭和53年に養護学校設置義務制ということになりまして、就学前のお子さんを対象にという形で動いてきています。平成3年からは、知的の通所も併設したと。現在の体制になったのが、平成25年度からという流れでございます。

以上でございます。

○**17番（東口正美君）** 条例改正もありましたので、皆さん御存じかもしれませんが、もう少し具体的に、この平成25年度指定児童発達支援事業所になって、具体的に変わったことがあれば教えてください。

○**保育課長（関田孝志君）** 具体的に申し上げますと、平成24年度までは肢体不自由の通所と知的の通所という2事業で実施していました。この関係では、東京都からの肢体不自由については、東京都からの委託事業という形で歳入のほうも2,000万円程度いただいていたと。知的につきましても、1,000万円程度の東京都からの補助金というような形で運営してきてございます。この25年度からは、保険給付の部分と利用者負担というような形で、今まで利用者負担がなかったんですが、25年度からお願いしているという、このような状況です。

また、事業の中身については、基本的には大きな変わりはないと。その中で、事業所というような形態を組むことから、東京都の様式ですとか、また個々に個人支援計画というような形の計画立てをした中の訓練というような形に事業は変わってきているところでございます。

以上でございます。

○**17番（東口正美君）** さらに細かく、個々に合った支援はできているように進んでいるというふうに理解をいたします。今回の条例でも一部改正になっておりますけれども、この辺も具体的に、どのようなことが変化があるのか教えてください。

○**保育課長（関田孝志君）** 今回ですね、変わるのが相談支援事業というような形で、さきの条例のほうを通過させていただきました。この中身については、基本的にやまとあけぼの学園の法内事業を利用するに当たっては、そここのところでは要は相談支援事業の中身で、端的に言うとケアプラン的なものを作成していただく。そのプランに基づいて、訓練を実施するというような形で、個々のお子さんに合わせた形での面接等を実施した中でプランの作成ということになるわけでございます。

以上でございます。

○**17番（東口正美君）** このために、本会議でも質問がありましたけれども、この相談事業をするために職員の方が新たに研修を受けてバージョンアップしているということとか、あとそのことに伴う人員もふえているんでしょうか。

○**保育課長（関田孝志君）** 職員につきましては、相談支援事業を実施するに当たり、研修ということで研修のほうに行っています。研修の全体としては、現場の経験が5年以上ある者ということで、やまとあけぼの学園の職員2名に相談事業のほうの研修に行っているという状況です。相談支援事業で人工をとられてしまうことから、正規職員分で1名の増員、また非常勤職員を新たに雇用して相談事業の補佐というような形の位置づけ

で来年度は考えているところでございます。

以上でございます。

○17番（東口正美君） さらに手厚くというふうに理解をいたします。

続きまして、この対象児童なんですけれども、対象児童は通所給付を受けていることが要件ということで、先ほども健診から気になるお子様を保健師さんが、やまとあけぼのにつないでくださっているという流れはわかっただけなんですけれども、具体的に保護者側からすると、どのようなプロセスを受けてやまとあけぼの学園に通所できるようになるのか、もう少し具体的に教えてください。

○健康課長（志村明子君） 御説明申し上げます。

保健センターで実施しております乳幼児健診などで、まずお子様の発達について御心配などある場合は経過を見るために、継続的に発達健診、発達相談を御案内していきます。発達健診、発達相談を御利用していく中で、お子様の発達の伸びが遊びの会等、やまとあけぼの学園等の利用により効果が期待できる場合、また保護者の方におかれましても、御利用の希望がある場合、そういった場合が外来相談、通所事業、またはあけぼの学園の対象という形になってまいります。御利用の開始に当たりますには、まず見学などをさせていただく中で、利用開始日などには担当保健師のほうが行きながら、お子様とお母様、お父様たちに安心して通園できるように配慮しながら進めておるところでございます。

以上でございます。

○副議長（関田正民君） ここで10分間休憩いたします。

午前11時10分 休憩

午前11時20分 開議

○副議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○17番（東口正美君） 済みません、通所給付決定を受けるというふうにあったんですけれども、この通所給付決定はどのような過程で受けるのでしょうか。

○障害福祉課長（小川則之君） あけぼの学園に通所する際に、児童福祉法に基づく通所支給決定を行います。

児童発達支援の対象となる児童は、身体、知的、精神障害のある児童、または難病の児童とされておりまして、特に障害者手帳の有無は問いません。保護者の方からの申し入れで決定をしますけれども、やまとあけぼの学園につきましても、公設ということでございますので、保育課と連携を図り保育課で通所が必要と認めた児童について、支給決定を行っております。

以上です。

○17番（東口正美君） そうしますと、手帳も必要がないということで、専門医の所見みたいなものも例えばなくても、お母さんの希望があれば通うことができるというふうに理解していいですか。

○保育課長（関田孝志君） 通所に当たっては、選考会議というような形で会議を持たせていただいております。

その中で、園医等を受診していただいた中で、この子を預かって療育すれば伸びるよというような裏づけをとった中での選考でございます。

以上でございます。

○17番（東口正美君） ありがとうございます。そうしますと、その次に行きます。

定員の20名ということは、保育園のように面積の規定とか、保育士の担当とかというのは法的に決まってい

るんでしょうか。

○**保育課長（関田孝志君）** 基本的には面積にあつては3平米という決まりはございます。この職員体制の配置でございますが、その子によって、児童によって対象が変わってきますので、1対1から、多くても3対1程度というふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○**17番（東口正美君）** 本当に、その子、その子に合わせてということで手厚くやっていただいているというふうには理解しております。

続きまして、園での様子も伺わせていただきましたけれども、この入所対象、卒業というんでしょうか、このタイミングなんかも多分それぞれ、その子によって違うと思いますので、この辺も要するにそこに通ったら小学校までそこということではないというふうに理解しておりますけれども、その辺教えてください。

○**保育課長（関田孝志君）** あけぼの学園に通園いただいて、ポイント的には年度というような形のサイクルになるかと思えます。今年度においても、幼稚園、保育園、希望される方はおります。ここの最終的な判断としては、親がどう考えているかというところが一番でございます。園のほうには、アドバイス程度で今後保育園、または幼稚園に希望するに当たって、どれがいい選択なのかというのは、もう保護者の考えの中ですので、うちのほうからこうしたらいい、ああしたらいいというのは、お話ししてないところです。その中で、法律にあります外来相談等で保育園、幼稚園に行った後、お父さん、お母さん、またお子さんの相談も受け付けて、就学まではフォローできるような形をとっているところでございます。

以上でございます。

○**17番（東口正美君）** そうしますと、例えば幼稚園や保育園に行く前から、ゼロ歳からの規定になっておりますけれども、やまとあけぼのに通いながら訓練を受けながら、一つクリアして幼稚園や保育園に行くという子たちもいるというふうに理解しております。保育園に通える、幼稚園に通えるけれども、やはり小学校の通級みたいなのでフォローが必要な場合は、その後の対応になってくると思うんですが、受け入れるやまとあけぼのではなくて、保育園の側で特別な支援の子を受け入れるという体制は、当市では、どのようになっていますでしょうか。

○**保育課長（関田孝志君）** お子さんの障害の程度にもよりますが、基本的には加配として、増員ですね、保育士の増員を行って、受け入れしているというのが現状でございます。

以上でございます。

○**17番（東口正美君）** 待機児童の問題と言っても、細かくやっていくと本当に大変なことで、そのような御苦労があるということも理解しておりますが、何とぞ丁寧な対応をよろしく願いいたします。

私もやまとあけぼのに通って、生活能力が上がったのよというお母様からのお声も聞いていますので、ぜひともよろしく願いいたします。

そこで、一番大事なスタッフの体制ですけれども、人事異動もあるということですが、先ほどもベテラン、5年たった方が講習を受けて、新たなるスキルを身につけているということですが、ちょっと順番が前後しているかもしれませんが、今いるスタッフの年齢というか、どのような体制になっているのか。要するに、ベテランの人たちがやってくださっていると思うんですけど、その辺ちょっと伺わせていただければと思います。

○**保育課長（関田孝志君）** スタッフの体制ですが、正職のほうは今園長が4年目でしょうか、看護師について

は10年を超えていると思います。残り保育士の6名については、4名が多分5年以上というような状況でございます。

以上です。

○17番（東口正美君） ②の質問とちょっとまざってしまっていますが、ここが今市の中で保育士さんがやられているのは狭山保育園と、あと児童館という形で、その中で的人事異動になってくると思います。看護師さんというのは、このやまとあけぼの以外に人事異動の可能性のある看護師さんというのは、当市でほかの部署にいらっしゃるのでしょうか。

○総務部長（北田和雄君） 看護師ですが、現在看護師資格を有している者を配属しているところは、高齢介護課にあります。ちょっと、資料がないので全て申し上げられませんが、高齢課のほかには看護資格を有している職員を配属していることは事実でございます。

○17番（東口正美君） そうしますと、そこでの高齢介護課と、もちろん専門職でありますから、どこにいても多分対応ができると思うんですけども、10年いらっしゃるこの方が次に人事異動とか、退職とか、定年とかという問題が起きてきたときに、どうしていくのかということを見越しながら、やはり一番は人材ということだと思いますので、この点を御配慮いただければというふうに思っております。済みません、ちょっと質問が前後しておりますが、もう一度外来のことについて伺います。

このあそびの会ということが、一番いろんな意味でつなぐ役目になっていくと思います。ホームページを見ますと、たんぼぼグループ、にこにこグループ、ぞうさんグループというふうに書かれておりますが、それぞれの活動をもう少し具体的に教えてください。

○保育課長（関田孝志君） たんぼぼグループについては、1歳6カ月から3歳までのグループということで、現在のところ15名の方が登録されているところです。活動は、月4回と。続いて、にこにこについては3歳から就学前までということで、こちらのほうは現在7名ほど登録があつて、月3回の活動と。そのほか、ぞうさんグループというのは、多分外来相談のグループかなと思われまふ。こちらのほうは、今のところ、ここの状況では9名の登録があつて、月2回の活動と。あそびの会については、お子さんは親とずっと一緒にいるという状況の中で、初めての集団活動というようなところなのかなというふうに思っております。ですので、その中でお子さんの状況を見たり、お母さんが悩んでいることをお話しいただいたりというような中身でございます。

外来の相談については、もう既にあけぼの学園を利用して、幼稚園とか、保育園、こちらのほうに出られた方であけぼのと環境が変わって、お子さんの状況も変わってくるかと思ひます。その中で心配事等、相談をするというような中身でございます。

以上でございます。

○17番（東口正美君） にこにこグループの7名というのは、幼稚園とかに通って、さらにプラスで訓練を受けているというふうな理解でよろしいでしょうか。

○保育課長（関田孝志君） にこにこについては、まるっきりどこもかかわってない、要は健康課から御紹介いただいた方で、3歳から就学前までというような対象でございます。

以上でございます。

○17番（東口正美君） そうすると、既に幼稚園とか、保育園に行つていて、健診に行つていない。3歳から就学前のこの7名というのは、御自宅で見られていて療育をやまとあけぼの学園で受けているという7名とい

う理解でよろしいですか。

○保育課長（関田孝志君） あくまでも、その7名については、あそびの会という部分のグループでございます。ですので、直接療育というような形のかかわりはしていません。単純に言えば、健康課のほうで、その子は多分家庭保育をされている方で、健康課のほうで状況があげぼのへ行ってみたらどうですかというような話で、御紹介を受けてあげぼのに月に3回ですか、来ていると。そこで、親子の関係だとか、お子さんの障害の理解を深めていただくというような形での通園でございます。

以上でございます。

○17番（東口正美君） ありがとうございます。ここでは、この程度でとめていきたいと思えます。

次に、施設の老朽化についてもちょっと見せていただきましたけれども、平屋で園庭もしっかり芝生があって、遊具もあって、1階ですから耐震化、バリアフリーという点からも大丈夫だと思うんですけども、そうはいくものの、やはり昭和47年に建っているということで、ちょっと水回りが気になるかなというふうに思っています。学校のトイレもそうですけれども、御自宅の今トイレの仕組みがよくなっていますから、例えば便座が温かかったりというお家で過ごしながらか、昭和のものを使うというのは、なかなかこの辺がこだわりのあるお子さんを抱えている中で難しいのかなと。先生方が1回、1回、タオルで縫った便座をかけては、外してお洗濯するという御苦労も見せていただきました。もちろん、市の財政の中でいろんな要望がある中で、優先順位ということもあると思うんですけども、この沐浴室とトイレの件は、ぜひ御考慮に入れていただきたいと思えますが、いかがでしょうか。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 市長も答弁しましたが、北の本棟というのは開設当時の建物ということで、鉄骨造ですので耐久年数はまだまだもう少しあるかなというところがございますけど、現状では補修しながら運用しているというのが現状でございます。今行政改革大綱の推進計画の中で、あげぼの学園の今後のあり方について、今年度中にまとめるというような計画がされているところございまして、担当としては、そちらについてどうしていくかということと、あと1カ月ぐらしかありませんけれども、その中でやはり今後について考えなきゃいけないというところは認識しているところでございます。抜本的な設備、それから建物についての改修というのは、やはり建て替えしかないのかなというところは、今後の課題として大きく捉えているところがございます。

以上です。

○17番（東口正美君） これから考えていただく。特に、総合福祉センターのことも、ここで先が見えてまいりましたし、その他の保育園事業も精力的に取り組んでいただいて、しっかりとやまとあげぼのについても今後御検討いただけるということですので、期待をしております。また、保育士さんに関しましても、保育士不足が問題になっているところですので、やはり経験を積んだ方たちが専門的な知識をつけながら、ここを担っていくしかないということを考えますと、やはりここもしっかりと先を見越して人材の確保に努めていただきたいというふうに思っております。何とぞ、大切な事業だと思っておりますので、よろしく願いいたします。やまとあげぼのについては、ここまでにさせていただきます。

次に、通級指導学級、特別支援学級についての再質問をさせていただきます。

平成26年度、新たに増設される体制を伺いましたけれども、もう少し具体的に伺いたいですけれども、例えば通級学級を七小に新設するというに当たって、どれぐらいの教室数と、どれぐらいの人員が確保されるのでしょうか、必要なのでしょうか。

○学校教育課長（岩本尚史君） 七小の通級指導学級につきましては、2学級程度の規模は確保しております。また、今年度につきましては、まだ就学相談も一部継続をしておりますが、1学級の見込みで準備をしているところです。また、第五中学校につきましても、2学級程度の対応等は可能ということで設計をされておまして、現在は就学相談のさなかでございますが、知的障害の特別支援学級が1学級、自閉症・情緒障害学級、固定学級ですが、こちらも1学級の見込みで準備をしております。

以上でございます。

○17番（東口正美君） そうすると、単純に二つ空き教室があればできるというふうに考えていいんでしょうか。

○学校教育課長（岩本尚史君） 仕切り等は状況に応じて変化をしていきますが、今の教室プラス集団で特別支援学級でも集団行動、集団活動等ございますので、そういったプレイルームという教室も併設されております。

以上でございます。

○17番（東口正美君） 職員室の体制も教えてください。

○学校教育課長（岩本尚史君） 職員室につきましても、その近くに対応できる場所を設けておりますが、基本的には通常学級での活動等もございますので、既存の職員室の中に対応する先生方の席、椅子等も用意をしております。

以上でございます。

○17番（東口正美君） ありがとうございます。

あと先生の数というのは、恐らく何人、学級に通うかということで今後決まっていくと思いますので、どうしてもそうすると空き教室にゆとりがあるところに、この特別支援学級を設けざるを得ないという部分があると思うんですけども、学区域の問題は登校のことがございますよね。特に、固定級の子たちは毎日そこに通わなきゃいけないという中で、長い通学時間、距離がかかると思うんですけども、この辺の配慮は今どうなっていますでしょうか。

○学校教育課長（岩本尚史君） 現在は原則1人で通学できることというのが、特別支援学級の基準のほうにございますが、なかなか入学当初のお子さんですとか、なれない場合には保護者に一緒に送迎していただくというようなこともあると聞いております。

以上でございます。

○17番（東口正美君） 通学できることとなると、例えば特別な支援が必要な子でできない場合は、通常学級に通うということでしょうか。

○学校教育課長（岩本尚史君） 今までのところは、保護者の方の理解もあることと、また子供の状態も通学できるという中で対応ができていると考えております。

以上でございます。

○17番（東口正美君） その後の質問にも続いてきますけれども、この辺も一つコンパクトシティですので、山間部に比べれば通学距離はそんなに長くはないと思いますけれども、見ていってあげなきゃいけないところかなというふうに思っております。

七小の言語障害学級は、こういうくくりになったことで、専門的な方が来てくださるのかということが1点と、今まで特別に言語障害学級って設けられていなかったんですけども、今まではどのような対応をされていたんでしょうか。

○学校教育課長（岩本尚史君） これまでは、近隣の設置をされている市のほうに、どうしても必要があるというところで、区域外の通級を利用させていただいておりました。また、新しい学級の指導のほうですが、通級指導学級という性質ですので、東京都のほうから通級をできる先生がお一人と、また言語的な専門的な先生も必要になりますので、こちらについては今後講師として教えていただく方を配置する予定であります。

以上でございます。

○17番（東口正美君） 他市に通っていた子たちは、やはり自分の市で見ただけとなったというふう理解をいたします。

あと五中のほうの自閉症・情緒学級について、答弁の中で選択性緘黙という言葉が出てきましたけれども、これ中学校から決して始まるわけじゃなくて、小学生のところから抱えていらっしゃる方もいると思うんですけども、この辺もう少し詳しくお教えてください。

○学校教育課長（岩本尚史君） 選択性緘黙につきましては、心理的な要因によって特定の状況下で言葉ですとか、音声を発することができないということがありまして、学業に支障がある状態を示しております。ただ、発声器官等に気質的、機能的な、そういう医療的な障害がないということで、言葉の習得、理解は訓練によってできるという方を対象にしております。

以上でございます。

○17番（東口正美君） いずれにしましても、今までよりも市内の中で手厚く支援をしていただけたというふう理解をしました。

続きまして、この平成28年度から東京都が目指す特別支援教室というのは、御答弁もいただきましたけれども、私の理解としましては、今まで通級学級といった子供が支援を受ける場所に通っていたのが、自分の学校に通常学級に在籍している学校で、同じ支援が受けられるようにしていくというふう理解をしているんですけども、そうなった場合に、先ほども教室数のことを言いましたけれども、当市の15校の学校で、この東京都方式になっていく場合に、現在懸念されているようなことがございましたら教えてください。

○学校教育部長（阿部晴彦君） 現在東京都でモデル事業ということで、事業展開を実施中でございます。こちらが、平成24年度から26年度までということで、まだモデル事業の期間ということでございます。東京都のほうでは、モデル事業の検証、そういうことを踏まえて事業の展開をしていくとは考えております。課題と申しますか、東大和に限ったものではもちろんございませんけれども、現時点で少し見えてきているものとしましては、従来からある例えば情緒障害等の通級指導学級、そういうものとの関係、あるいは今後の運用方法、また全学校に展開していくということになりますと、教室、物理的に児童数が多い学校などにつきましては、そのスペースの確保が困難であるという、そういう課題も見えてきております。いずれにいたしましても、東京都で現在複数の区・市でモデル事業を展開しておりますので、私どももその事業展開の動向などは注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○17番（東口正美君） ありがとうございます。

いずれにしても、うちの市は拡充をしていくという流れで、少しでもそこに対応できるような流れになっているというふうには理解しております。何とぞ、やはり同じ学校の中で受けられていくということのほうが、負担が少ないのかなというふうには思っておりますので、よろしく願いいたします。

就学前の支援体制について伺います。

幼保小連携会議ということを行っているということなんですけれども、この所管がどこになるのか。また、どのような時期に、どのような頻度で、また幼稚園は東大和市外に通っている方も市内にはいらっしゃいますけれども、この辺の連携がどうなっているのか、具体的に教えてください。

○学校教育課長（岩本尚史君） 構成ですが、市内の保育園、幼稚園の園長先生と実際現場でやられている先生方、市内では教育委員会初め小学校の校長、教員、中学校はございません。また、関係機関としては相談機関であります保育課、子育て支援課、障害福祉課、健康課もメンバーに入って実施をしています。所管が教員、小学校というところで展開することもありますので、指導室がメインになりながら、学校教育課も一緒にやっております。

また、頻度につきましては、今のところ年に2回実施しております。1回は方針ですとか、課題を考える会として、園長、校長等集まっていたり、もう1回は実際に現場の先生方に子供たちを受けるに当たって、どのような支援、課題に取り組んでいけばいいのかということで、実務的な会ということで考えております。

以上でございます。

○17番（東口正美君） ありがとうございます。

もう一つ、就学前の支援の中で巡回指導員の先生が幼稚園とか、保育園を回ってくださっているということなんですけれども、かなり御活躍だというふうに伺っていますが、具体的な取り組みを教えてください。

○学校教育課長（岩本尚史君） 巡回相談体制は実際に小学校、中学校を回る担当の臨床心理士と、あと今お話しありました幼稚園、保育園から小学校、中学校も全部を通じてやっていただく巡回指導員1名、合計4名体制でやっております。巡回指導員、幼稚園、保育園を回る方につきましては、特別支援教育士という教育と発達障害、両方の専門的なものを扱える資格を持った方に巡回をしていただきまして、実際に就学相談につながるようなケースですとか、また最近は連携が浸透してきましたので、保育園、幼稚園から研修や実際行動観察、見立てもしてほしいという要請がありますことから、派遣をして一層密接な関係ができるように活動してもらっているところです。

以上です。

○17番（東口正美君） ありがとうございます。

各課との連携ということで、前回の質問でこの5歳児健診、健康課と学校との連携のこともちょっと伺わせていただきましたけれども、その後どのようになっておりますでしょうか。

○健康課長（志村明子君） 5歳児健診についてでございます。

5歳児健診につきましては、平成23年度に5歳児健康相談として開始し、平成24年度から5歳児健康診査として事業を開始したところでございます。ことしは事業開始して2年目ということで、まず健康診査につきましては、事業の振り返りということで、25年10月に担当の先生たちと担当事業者と一緒に、まず事業についての評価、また事業そのものが円滑に運営ができるようにという形で、健康課が行っている5歳児健康診査についての事業をよりよくするような改善に向けての取り組みをしているところでございます。他課との連携につきましては、今後それぞれどういった形がいいのか、現在のところ、個別ケースについての情報の共有と連携をとっておりますので、全体的なところで、また協議のほう、調整のほうを図っていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○17番（東口正美君） 発達の気になるお子さんについてのつなぎといたしますか、先ほどやまとあけぼの学園

に保健師さんがついていてくださるよう、5歳児健診から就学前健診へのつなぎ、もしくは巡回指導員の先生が気になっていることを、この保健の健康課のほうにつないで健診に結びつけていくというような連携は、どうなっていますでしょうか。

○健康課長（志村明子君） 5歳児健康診査で所見で気になったお子様についてでございますけれども、平成24年度におきましては、442人の受診者のうち116人の方が健康診査の中で個別相談のほうをお受けになっております。個別相談の内容としましては、保育相談が16、心理相談が100となっております。100の心理相談のうち、要継続ケースとなった件数は48件、また要精密検査となった件数は10件という形でございます、この要精密検査というものは、一般的には保護者の方の希望によって、医療機関等への紹介状等書くような中身になっております。また、442人の受診者のうち、既に医療機関に通院されている方が35件ありました。

また、診察の場面で医療機関への精密検査の紹介状など発行した件数は3という形になってございます。

以上でございます。

○学校教育課長（岩本尚史君） 巡回相談員のほうからの保育園、幼稚園等、巡回した際、いろいろな御相談やアドバイスをすると、保護者との信頼関係を構築する中で、医療のつなぎが必要な場合には、お話をしますし、またそういう市の5歳児健診、その他の健診等にもおつなぎするよう、そういった情報交換、あと保護者からの同意をもらいながら進めているところでございます。

以上でございます。

○17番（東口正美君） ありがとうございます。現状を理解いたしました。

もう一つ、子育てで大事な役割を担っている子ども家庭支援センターなんかで、この発達に対して気づきがあった場合のつなぎを教えてください。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 子ども家庭支援センターでは、就学前児童の相談、支援を行っているところでございますけれども、主に虐待があるかどうかというところが主なんですけれども、なければ健康課の発達相談を案内するケースと、子ども家庭支援センターでの助言で終わるケースということに分かれているようでございます。

以上です。

○17番（東口正美君） 現状を理解した上で、次の就学支援シートの活用ということで、まだまだこの割合が少ないという御答弁だったと思うんですけども、この特別支援の学級に通う場合に、この就学支援シートを必ず出しているのか、この辺の具体的なところを教えてください。

○学校教育課長（岩本尚史君） 就学支援シートは就学相談特別支援学級、通級指導学級に通うもの等も含まれますが、基本的には通常の学級の中で特別な支援、配慮が必要かどうかというところを学校につなぐものですので、実際に発達の障害や、その他のことで通級指導学級、特別支援学級の知的障害学級等の固定所を使う場合には、さらにこのシートとは別に、就学相談というものを受けていただきながら、その就学先を決定するというようになっております。

以上でございます。

○17番（東口正美君） そうしますと、やはり就学前健診が一番大事になってくるのかなと思いますけれども、就学前検査について、具体的に教えてください。

○学校教育課長（岩本尚史君） 就学時健診は就学前の10月から11月ごろ、各学校で行っていただくものになります。その中で、先ほどお話ししました就学支援シートの御説明と御協力いただきながら、また個別に保護者

の方のほうから、入学に当たって心配な点、配慮していただきたい点があったときには、校長面談等を通じて、そこから相談につながるということもございます。特に、就学時健診は学校ごとにいろいろ見立てをしているんですが、そのあたりの標準的な基準も今研究しながら進めてまいりますので、現状ではしっかりできていると認識しております。

○副議長（関田正民君） ここで午後1時30分まで休憩いたします。

午前11時55分 休憩

午後 1時30分 開議

○議長（尾崎信夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○17番（東口正美君） 午前中に引き続き再質問させていただきます。

先ほど、就学前健診について御説明をいただきました。学校ごとに行われている就学前検査に、もう少し研究の余地があるというふうなことを思われているということだと思うんですけども、ちょっとそこは今回置いておきまして、その就学前検査で学校側というか、検査した側が特別支援が必要だと思われる方が、全員特別支援を受けている状況でしょうか。

○学校教育課長（岩本尚史君） 細かい件数は各学校でまとめていただいていますので、こちらで把握はしてないんですが、そこから通常学級の中で対応できる、フォローができる方と、就学先も含めた相談が必要な方がいますので、その都度学校のほうから教育委員会のほうに連絡をいただきながら進めているところがございます。ですから、全員の方ということではないと思います。

○17番（東口正美君） 先ほどのやまとあけぼの学園の流れからずっと話をしていますけれども、乳幼児健診、また巡回指導、就学前検査等、早期発見をするという体制はおおむねよく取り組まれているのではないかなというふうに思っておりますが、その早期発見が果たして早期支援につながっているのかというところが、今回私が一番問題としたところでもあります。例えば文部省の結果からもわかることがあるんですけども、文部科学省が平成24年、2012年全国約5万4,000人を対象に、通常学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童・生徒に対する調査を行ったところ、公立の小中学校の通常学級において、学習面、または行動面において、著しい困難を示す児童・生徒は6.5%いることが明らかになっているという調査結果が出ております。この点も含めると、本市だけではなく、本市も含めて早期発見が早期支援に結びついていないのではないかとというふうに考えますけれども、この点東大和市ではどのように受けとめていらっしゃいますでしょうか。

○学校教育部長（阿部晴彦君） 東大和市で文部科学省のデータに基づいたような調査というものを実施はしておりませんが、学校現場、あるいは先ほどの関係機関との情報の共有の中では、やはり通常学級で学習面や生活面、あるいは行動面といった点で困難を抱えていらっしゃる児童・生徒も、一定の割合ではいるようだという認識は持っております。特別な教育的な支援が必要と判断される場合には、保護者の御理解などもいただきながら、まずは児童・生徒の困難さを解消するための連携を図りながら、試練を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○17番（東口正美君） つまり、どこまでいっても保護者の理解が、どこまで進むのかということが、直接子供たちの支援に、どう結びつくのかということが一番重要であるというふうに考えます。通う前からなので、

ちょっと通告の仕方と違う部分もありますけれども、この保護者のための啓発指導ということで、パンフレットが配られているというふうに、現物も見せていただいておりますが、やはり就学の段階になって、いきなりではないんでしょうけれども、情報提供だけで果たしてわかりづらい発達障害という障害を、我が子のこととして理解できるかとなると、ちょっとどうなのかなというふうに思っております。

例えば埼玉県の取り組みですけれども、乳幼児期にこのようなパンフレットが配られております。これは、県がつくっております、市区町村は必要に応じて使用しているそうなんですけれども、子供の発達障害がわかる乳幼児編ということで、子供の特性を正しく理解しよう、たくさんの可能性を伸ばすために、こんなことはありませんかということで、しぐさ、人とかかわりを持つことが苦手じゃないですか、名前を呼んで振り返らないことがありますかとか、細かく言葉の発達におくれはありますか、言葉は出ているけれども、やりとりがおかしい、ただいまと言っているのに、今は嫌みみたいなこととか、言葉で説明するのにコミュニケーションにつながらないような場合がある。また、行動も興味の対象が非常にこだわりが強く狭いというようなことが、具体的に書かれております。

そのような可能性が見られる場合は、広汎性発達障害の可能性が有りますという、このパンフレットには書いてあります。広汎性発達障害は脳の機能に何らかの障害があるものと考えられます。脳の障害なので、特性に見合った丁寧なかかわりを保護者や周りの支援者はする必要があります。母親の育て方が悪いとか、愛情が足りないとか、そういうことではありません。保健師を初め専門家に相談し、適切な対応をする必要があります。早くから適切な対応を家庭や保育園、幼稚園などで行えば、子供は自分の中にある可能性を伸ばしていくことができますというふうに書かれておまして、さらになぜ早く見つけようとするの、なぜ早く対応しなければいけないのということが丁寧に書かれております。

子供は、日常の中で母親を初めとした周りの人とかかわりや、遊びを通して発達していきます。広汎性発達障害の特性によって、他の子供や大人とかかわりが難しくなると、健全な発達が損なわれたり、自分に自信を持ち、自分を大切にす気持ちが損なわれたりすることで、生活上の支障が生じてくるのが問題なのです。

特性に応じた丁寧なかかわり方を周りの大人たちがすることで、子供の発達を促すことができます。広汎性発達障害の特性が原因で引き起こされる生活上の困難を減らすことが可能になります。乳幼児期は、子供がいろいろな能力を獲得する時期です。早い時期から対応して、発達のみずき支障を軽くするようにしましょうというふうに書かれておまして、さらに1人では悩まないでください。計画なく様子を見るのはやめましょう。家族と相談しましょうと、非常に丁寧な言葉で説明をされております。

なぜ、早期発見・早期支援が必要なのか。また、その早期支援をすることによって、どれだけのメリットがあるのかということ、広く当事者だけではなくて、社会全般に知らせていくということが、何よりも支援になるというふうを考えておりますが、この点いかがでしょうか。

○福祉部長（吉沢寿子君） ただいま東口議員から、埼玉県の例ということで、子供の発達障害がわかるというチラシなども御参考ということで御紹介いただきまして、私どももそれを拝見させていただきまして、大変よくできているなということで感じております。これは、いわゆる都道府県単位ということで、埼玉県というところで、大きいところにつくって各埼玉県内の市町村にきつと配られているんだなということで、東京都のほうは残念ながら、都全体の中でこういうのがつくられて、各区市町村のほうに配られているというような状況ではございませんので、私ども現在行っているところでは、健康課の中で各発達段階に応じた乳幼児健診のところで、その発達の目安、節目について、こういう状況ですとか、気になった点があったら随時御相談受

けてますよというようなことで、リーフレットも配布をさせていただいて、保健師のほうがそれぞれの段階に応じて、御相談に乗せさせていただいているところがございますので、こういった事例などの御紹介もいただきましたけれども、大きいところで、やはり私どもとしては、なかなか取り組めないところがございますので、東京都のほうに全体で取り組んでいただきたいというのを、引き続き部長会や市長会等の場でも申し入れをしていきたいというふうに考えております。

また、個別の分野におきましては、引き続き現在でも取り組ませていただいておりますように、健康課のほうで乳幼児を持ったお母様方のさまざまな育児への不安等、発達の不安等には丁寧にお答えしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○17番（東口正美君） ありがとうございます。非常に丁寧にお取り組みをさせていただいているのを存じております。やはり、当事者への丁寧さはもちろんなんですけれども、広く社会にはもう一歩踏み込んだ啓発というものも必要なのではないかというふうに感じているところです。

続きまして、保護者が安心して相談できる体制について触れさせていただきます。

専門の指導員が、ここもしっかりと相談に乗っているという御答弁でしたけれども、もう一つ保護者が安心して相談できる体制といたしまして、これも他のところでの参考ですけれども、鳥取県でペアレントメンターという取り組みがされております。このペアレントメンターの取り組みにおく報告書によりますと、母親にとって助けとなるソーシャルサポートは、専門機関よりも同じように障害を持つ母親や家族といった身近な人であるというふうに言われております。メンターというのは、信頼のおける相談者ということで、ペアレントメンターというのは、親による親のための相談者ということになります。このペアレントメンターの支援の特徴は共感性の高さ、つまり同じ障害を抱える子供を育てている親として、共感して寄り添うことができる。このような取り組みは、決して発達障害という特別な場面だけではなくて、多く子育ての場面でも、もちろん専門家のお話も聞きたいけれども、母親同士、同じようなことで悩んでいるよね、一緒に頑張ろうねというふうに励まし合う、またそういう対話、おしゃべりができるというだけでも、大きなストレス解消、またその次の子育てへの励みになるというふうに思っております。このような取り組みが発達障害の場面での支援として取り組まれては、多分今のところいないと思うんですけれども、非常に似たような取り組みを当市でも行っていると思うんですが、その点伺わせてください。

○健康課長（志村明子君） 保健センターで行っております保護者の方への取り組みのことの御説明をさせていただきます。

保健センターでは、保護者同士の集まりとして五つのグループ事業のほうを実施しております。

一つ目は、子育ての技術などに不安を持つ方たちで、主に乳児期のお母様たちを対象にしております。また、二つ目は双子以上のお子様を育てている方たち。また、三つ目は小さくお生まれになったお子様を育てている方たち。四つ目としまして、第1子の出産時のお母様の年齢が高年齢であった方たち。5番目に、子育てに精神的な悩みを強く持つ方たちということで、五つのグループでやっております。この中には、当然お子様の発達に問題や悩みを持つ方もいらっしゃるということで、そちらのほうは随時グループの特色に応じて、主任相談員が入ったり、小児科医が入ったり、また作業療法士、理学療法士、そういったものが入りながら、お母様たちの育てているお子様の年齢に応じて、その時々のお悩みや同じグループに所属している先輩ママたちのやり方を教わったりというような形で、非常に当事者グループとしては、御活用させていただいておるところでござ

ざいます。

以上でございます。

○17番(東口正美君) このような取り組みを、特別支援学級に通っているような保護者のお母様たちで行っているというようなことはございますでしょうか。

○学校教育課長(岩本尚史君) 各特別支援学級では、保護者会のほかに父母の会等を自主的に立ち上げて運営している学校もございます。ただ、御自身のお仕事の関係ですとか、なかなか時間もとれない保護者もいました、個人的なグループでの情報交換活動がされているということも聞いております。

以上でございます。

○17番(東口正美君) もちろん、当事者のお母様が自発的に、そのような形をとっていければ一番いいのかもしれませんが、実際子育ての大変な中、なかなかそういう機会もない方もいらっしゃるって、私が聞いたところだと、本当におしゃべりをする時間もなかなかとれない、また恐らく同じように悩んでいるだろうけれども、なかなかお互い気兼ねがあって接触ができないというような中で抱えてしまっている方もいらっしゃるのかなというふうに思います。この鳥取のペアレントメンターに関しましては、やはりきちんと養成を、当事者同士とはいうものの、傾聴のトレーニングですとか、また守秘義務というようなことを、要するに少し同じような状況だけど、先輩のお母様たちが少し訓練や養成を受けて、同じような悩みを持つお母様たちのケアをしてくださっているという取り組みですので、ぜひこの点もちょっと研究をしていただければなというふうに思います。

続きまして、地域での支え合いということで、講演会等を行っているというふうに聞きましたけれども、ここでもう一つ提案をさせていただきたいと思います。

長野県で取り組んでおります発達障害者サポーターという取り組みです。

この取り組みは、発達障害というものがなかなか周囲の方に理解されないという中で、社会の中で苦しい思いをしている人たちに対して、親の育て方が悪いとか、愛情不足だとかいうような誤解に苦しんでいる人たちのことを、よくわかって近くで見守っていく。特に、何をすることではなくて、理解者となって味方になっていくというような人たちを養成しているというのが長野県の例です。これも、非常に当市で似たような高齢介護課での取り組みがあると思うんですけども、いかがでしょうか。

○福祉部長(吉沢寿子君) 私ども高齢介護課のほうで取り組まさせていただいているのが、このオレンジリングの認知症サポーターということで、これももともとは東京都が全体で全国的に、これは取り組まれているものですが、それを東京都のほうで事業化をして認知症サポーターを養成するというので、それぞれの市で認知症サポーターを養成するための研修とかをできる職員を、その研修などに行かせて今私どものほうは高齢者ほっと支援センターの職員や高齢介護課の職員が、そういう研修に行かせていただいて、市民の方にサポーター養成をさせていただいているところでございます。

今東口議員から御紹介あった長野県、あと埼玉県などでも何かお取り組みのあるサポーター養成というようなことではございますが、これにつきましても、なかなか東大和市ぐらいの小さい市で取り組むのは、少しまだ尚早かなというふうには思っておりますので、こういったことも含めて、もう少し広いところで、まず取り組んでもらえないかというようなことは、何らかの機会を捉えて私どももお願いをしていきたいなというふうには思っております。

以上でございます。

○17番（東口正美君） ありがとうございます。当市の持っている手法をふんだんに使っていただければというふうに思います。

続きまして、そのようなことも踏まえまして、この切れ目のない支援を、どうしたらしていけるのか。今回は幼少期から小学校までぐらいの話ですけれども、当然これ中学校、高校、就労という形で、ずっと支援をしていかなければいけないという中で、切れ目のない支援をするために、今の体制でいいのかなというのが、一つ疑問にあります。これも、他市におきますと、発達支援室とか、あとまた学校教育部の中にも、そのような発達に特化したような課を持っているような自治体もございます。このたびの市長の施政方針の中でも、特別支援教育推進計画の策定に向けた検討がされるというふうに書かれておりますけれども、この点を踏まえまして、これが学校教育というところだけでつくられていくのか、それとも全庁的にこの辺の体制を見ていただけるのか、質問させていただきたいと思います。

○学校教育部長（阿部晴彦君） 切れ目のない支援というものは、とても重要なことだと考えております。東大和市におきましても、教育委員会のほうの立場から申し上げますと、まずは義務教育の期間の小中学校につなぐ、そして就学前の関係機関とつなぐということで、幼保小の連絡協議会なども立ち上げて、段階的に積み上げてきているというふうに考えております。その先には、就労までという部分もございます。まだ、そこまでは正直いってないという課題にはございますけれども、それを意識しながら市長部局とも連携を図りながら、児童・生徒で困り感のあるお子さんの支援を全市的にやっていく必要があるというふうな認識は持っております。

以上でございます。

○17番（東口正美君） 市長、ここの点、やはり市長のリーダーシップでというところしかないのかなというふうに思います。これだけ、いろんなことが当市の中で取り組まれていて、使える資源もたくさんあるというところで、あとどうつないでいくのか、どういう体制をつくっていくのかということで、大きく発展できる部分もあると思いますが、いかがでしょうか。

○市長（尾崎保夫君） 私どものほうは、ほかの市と違ったところとして、あけぼの、それからあとみのりということで、直営でそういうふうな施設を持っているという意味では、ほかの市に比べれば、より一層充実した内容のものをとらまえることができる状況にあるのかなというふうに思っています。また、教育委員会と私どものほうの部局と一緒になりまして、広い範囲で相談体制、それからその後の支援体制等、しっかりと確認できるように今後検討していきたいなというふうに思っています。

以上です。

○17番（東口正美君） ありがとうございます。いずれにしても、このわかりづらい発達障害というものを抱えて悩んでいるお子さん、また保護者の方がいらっしゃるので、ぜひともここに光を当てていただいて、より一層子供たちが育ちやすい東大和市になればというふうに思っております。

以上をもちまして、私の一般質問を終了いたします。

○議長（尾崎信夫君） 以上で、東口正美議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 御殿谷 一彦 君

○議長（尾崎信夫君） 次に、19番、御殿谷一彦議員を指名いたします。

〔19番 御殿谷一彦君 登壇〕

○19番（御殿谷一彦君） 議席番号19番、公明党の御殿谷一彦です。通告に従い一般質問を行います。

最初に、1番として、庁舎で使用するシステム機器のセキュリティー管理についてお伺いいたします。

東大和市の基幹系システムは、平成22年12月にデータセンターに移設し、その後も随時運用の状況を確認させていただいています。

最近の状況を踏まえ、1として、基幹系システムのデータセンターへの移設による運用、災害対策、セキュリティーなどの面での効果を伺います。

次に、平成26年度予算でIT推進用端末の更新にかかわる経費が約300万円計上されております。パソコン機器は、事務、業務推進に必須の道具となっておりますが、その機器の多くはウインドウズのオペレーティングシステムを使用しております。そのウインドウズの主要なバージョンであったXPが4月9日、あと1月余りでサポートが終了いたします。

②として、市で管理するパソコンのオペレーティングシステムの状況についてお伺いいたします。

アとして、来年4月9日に製造元の支援が切れるウインドウズXPのリプレース状況を伺います。

次に、当市でも多くのサーバと、それにつながるパソコン端末等を所持し、管理し、運用しております。

③として、当市のホームページ、またサーバの外部からの攻撃状況と対応を伺います。

④として、当市のパソコン、サーバ、端末機のセキュリティー管理についてお伺いいたします。

次に、セキュリティーで一番大事なのが、例えば会社であれば従業員そのもの、市であれば職員のセキュリティーに対する意識でございます。

⑤として、システムセキュリティーについての職員への周知についてお伺いいたします。

次に、2番として、災害時の被災者支援のためのシステム整備についてお伺いいたします。

東日本大震災から間もなく3年目の節目を刻みます。昨日も村山貯水池での林野火災消防訓練を見させていただきました。また、来る3月9日には東大和南公園で東大和防災フェスタが開かれます。日ごろからの防災訓練、準備、意識、維持、向上の活動に対し感謝申し上げます。

さて、さきの大震災で活躍したのが全国避難者情報システムです。

①として、この全国避難者情報システムの稼働実績についてお伺いいたします。

次に、当市が何らかの災害に遭った場合に、人命救助、災害復旧が第一ですが、国の災害対策基本法に基づき、対策を打ち出していかなければなりません。と同時に、被災地においては被災者の生活への支援が必要です。

そこで、②として、災害時の当市の被災者情報管理のための業務整備状況はどうなっているかお伺いいたします。

アとして、罹災証明発行のためのデータ管理についてお伺いいたします。

次に、③として、平成23年6月の市議会にて東京都と文部科学省の共同開発システムの話をお伺いいたしました。その後の状況をお伺いいたします。

④として、多摩地域の他市での被災者支援のためのシステムの整備状況をお伺いいたします。

⑤として、この平成26年4月施行の改正災害対策基本法、この第90条の3で市町村で被災者台帳を作成できると規定されたことの影響をお伺いいたします。

⑥として、被災時の市民サービス提供維持のため、公明党がかねてから要望してきた西宮市が阪神大震災のときに対応し、財団法人地方自治情報センターもサポートしている被災者支援システムの導入を求めます。

次に、3番目として、自治体データのオープンデータ化についてお伺いいたします。

オープンデータとは、広く開かれた利用・活用が許可されているデータのことをいいます。行政機関が保有する地理的空間情報、防災・減災情報、統計情報等の公共のデータを機械で判読できるように、また市民が利用・活用しやすい形で公開することを指します。近年、このデータを利用・活用していただき、市民の参画や行政と市民との協働を促進する流れがあります。そのための材料がオープンデータです。

①として、市のホームページでの情報公開と、その形式をお伺いいたします。

②として、例えばトイレの位置の情報、市で設置しているモニュメントの情報、災害時避難場所の位置情報、公共施設情報等を機械判読可能な形式での公開を求めます。

③として、既に公開しているデータを自由に複製、加工、配布できるようにし、公共データを活用した民間ビジネスの創出、地域経済、観光の活性化につなげるように要望いたします。

以上、再質問については自席にて行わせていただきます。よろしくお願いいたします。

[19番 御殿谷一彦君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長(尾崎保夫君) 初めに、システム機器のセキュリティー管理における基幹系システムのデータセンターへの移設に伴う運用、災害対策、セキュリティー等の効果についてであります。まず運用面ではホストコンピュータの大規模な設備管理が不要になりました。また、災害対策の面では大規模な災害時でも情報システムを維持できる体制が整備できました。セキュリティー面では、基幹系システムにかかわる職員各自にICカードを付与し、利用権限の厳格化を図れました。このように、運用、災害対策、セキュリティーでさまざまな効果を上げることができたものと考えております。

次に、市で管理するパソコンのウインドウズXPのリプレース状況についてであります。ウインドウズXPのサポートが終了することから、平成26年度に該当するパソコンをリプレースするための準備を進めております。

次に、ホームページ、サーバへの外部からの攻撃状況と対応についてであります。ホームページのサーバにつきましては、他県にあるデータセンターを利用し、外部からの攻撃等にも24時間体制で監視と運用保守を行っているところであります。現在まで外部からの攻撃等による被害を受けたとの報告はございません。また、その他基幹系のサーバにつきましては、インターネット環境などの外部ネットワークから独立しているため、直接不正アクセスによる攻撃を受けることはありません。磁気記録媒体などを通じて、間接的に不正プログラムが侵入することが考えられるため、常に最新のウイルス対策を講じてセキュリティー環境の安定した運用に努めております。

次に、パソコン、サーバ、端末機のセキュリティー管理についてであります。パソコン端末機での個人情報の取り扱いについては、担当する職員に研修等を実施し、重要性を認識させるとともに、パスワードなどの管理を厳格に行っております。サーバについては、サーバ室に入退室管理簿を設置し、入退室の状況を厳格に管理しております。

次に、システムセキュリティーの職員への周知についてであります。システムセキュリティーを安定的に保持するためには、職員の意識を高めることが重要であると考えております。そこで、職員への注意喚起として、月に1回程度、情報セキュリティーニュースを発行し、他市における情報漏えい等の事例の周知を行っております。また、年2回情報セキュリティー研修を実施し、職員のセキュリティー意識の向上に努めておりま

す。

次に、災害時の全国避難者情報システムの稼働実績についてであります。東日本大震災等により全国各地に避難されている方々の避難先等に関する情報につきましては、避難されている市町村へ情報を任意で御提供いただき、その情報を避難前にお住まいの県や市町村へ情報提供等を行うシステムであります。避難前にお住まいの市町村や県において、避難者の住所地等の情報が把握可能となり、これらの市町村や県からさまざまなお知らせが届けられるようになります。当市においても、定期的に東京都を経由して総務省に情報提供を行っており、被災者支援に関する各種情報提供が各避難者に案内されております。

次に、罹災証明の発行のためのデータ管理についてであります。現時点では罹災者からの申請情報をもとに、その都度証明を発行しております。今後被災者支援システムによる罹災情報の管理や証明書発行、被災者台帳の整備等を検討してまいりたいと考えております。

次に、東京都と文部科学省の共同開発システムのその後についてであります。東京都主催の実証実験等説明会に参加し、情報収集等を行っております。東京都方式のシステムは操作性にすぐれている反面、経費が高額であるため、各市単独での導入は非常に困難であるという状況であります。

次に、多摩地域の他市での整備状況についてであります。東京都、文部科学省の共同開発の被災者支援システムについては、多摩地域の26市で導入している市はありません。理由としては、費用が高額なために導入が進んでおりません。今後共同運用の方式等についても検討する必要があると考えております。

次に、被災者台帳についてであります。災害対策基本法の改正により被災者台帳を整備する根拠が明確にされました。今後被災者支援システムによる罹災証明の管理や、証明書発行、被災者台帳の整備等を検討してまいりたいと考えております。

次に、被災者支援システムの導入についてであります。各市とも経費が高額のため導入が進んでおりません。そこで、今後共同運用の方式等について、調査・研究をしてまいりたいと考えております。

次に、市のホームページでの情報公開データとその形式についてであります。市の公式ホームページ上の情報は主にHTML形式で掲載されております。ほかには、写真やイラスト画像は主にJPEG形式で、会議録やリーフレットなどはPDF形式になっております。また、申請書類では入力が可能なエクセルやワード形式で掲載しているものもございます。

次に、施設等の設置状況を機械判読可能な形式での公開についてであります。先進的な事例といたしまして、福井県鯖江市や千葉県流山市では、公園のトイレの位置やAED設置施設の位置、災害時の避難所などを2次利用しやすい形式で公開し、オープンデータの取り組みを行っております。市民の皆様との新しい情報共有の手段の一つとして、当市における有効性を含め研究してまいりたいと考えております。

次に、複製加工が可能な公開データを活用した民間ビジネス創出や、地域経済、観光の活性化についてであります。国が示した電子行政オープンデータ戦略では、2次利用可能な形での公共データの提供により、官民の協働による公共サービスや民間ビジネスの創出が期待できるとされております。当市における地域経済や観光の活性化については、先進事例などを参考にしながら研究してまいりたいと考えております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○19番（御殿谷一彦君） ありがとうございます。

特に、3番目の件に関しましては、前向きに、また2番目の被災者支援システムに関しても、前向きな御回

答をいただいたと確認させていただきます。細かいところを、それぞれ質問させていただきます。

22年12月に基幹系システムを移設して、今お話があったとおり、さまざま当市のシステム運用、セキュリティー等においてメリット、いい点がたくさんあったわけですが、1点、何かこの辺が不便になったとか、そういうデメリット的なところが何かありましたら教えていただけますでしょうか。

○情報管理課長（菊地 浩君） デメリット面では、特にありません。

以上でございます。

○19番（御殿谷一彦君） 非常に、いいことができたんじゃないかなと思っております。

データセンターのほうに一応システムそのものは、基幹系システムは移設されているわけですが、このデータセンターに移設していただいて、データセンターそのものの要は確認というんですかね、ちゃんと稼働していますね、それからうちのデータをしっかり管理していますねという確認は、どのようにされているのか教えてください。

○情報管理課長（菊地 浩君） G C C側としましては、隔月でデータの運用面についての報告を受けております。その中で、適切に運用されていることを確認しております。

以上でございます。

○19番（御殿谷一彦君） わかりました。いろいろ秘密のこともあるようなので、細かいところまではお聞きしませんけども、その辺しっかり見ていただきたいというふうに思います。何かあれば、大問題になりますので、よろしく願いいたします。

基幹系のほうは、そういうことで結構進めていただいたわけですが、先ほども壇上でもお話しさせていただいたとおり、当市でもパソコンで大量に使われていたと思うんですけども、このウィンドウズXP、これが4月9日でメーカー側のサポート切れになるというふうに認識しております。今回26年度の予算の中で、約300万円ほど機器の更新ということで使われるわけですが、この300万円の機器の更新の使い方、どのように使われるのかお伺いしたいと思います。

○情報管理課長（菊地 浩君） 主に、これはIT推進用の端末として使うことを予定しております。

以上でございます。

○19番（御殿谷一彦君） これは、XPのリプレースには使わないということになるんですか。どういう話になりますか。

○情報管理課長（菊地 浩君） XPのリプレースとして使うものもあります。

以上でございます。

○19番（御殿谷一彦君） XPのリプレースのところの話を、ちょっと御確認させていただきます。

これは、機器そのものの交換、多分リース方式になっているとは思いますが、機器そのものの交換なのか、それとも中身のソフトの入れかえでの交換なのか、ちょっと御確認をさせていただきます。

○情報管理課長（菊地 浩君） これは、パソコン機器本体を交換するものでありまして、いわゆるOS、ハードを残してのOSの乗せかえではありません。

以上でございます。

○19番（御殿谷一彦君） ちなみに、切りかえた後は、今度新しいOSはどのようなバージョンになりますか。

○情報管理課長（菊地 浩君） 現システム、基幹系システム、その他のシステムはウィンドウズ7の対応になっておりますので、4月以降のハード機器の入れかえに関しましては、今の世の中で売り出したものはウイン

ドウズ8、あるいは8.1ですけれども、ここではウインドウズ7をとということで、いわゆるバージョンダウンというんですか、ウインドウズ7を導入して入れることと考えております。

以上でございます。

○19番（御殿谷一彦君） ちなみに、今回ことしの4月でXPというのが期限切れるんですけども、そのために結構な何百万円というお金が総量で言えば使われていると思うんですけども、もしちょっとわかりましたら、XPの入れかえだけで、どのぐらいのお金が使われていたか、おわかりになりますでしょうか、全体で。

○情報管理課長（菊地 浩君） 全体というのが、今ちょっと把握してないんですけども、今回変更するのは44台を予定してまして、その金額が今回計上している金額ということでございます。

以上でございます。

○19番（御殿谷一彦君） ちなみに、今度のウインドウズ7、これ自身も多分期限があると思いますが、その辺は把握しておりますでしょうか。

○情報管理課長（菊地 浩君） ウインドウズ7につきましては、サポート終了は2020年1月15日、これは日本時間でございますけども、このように把握してございます。

以上でございます。

○19番（御殿谷一彦君） 今回のXPの切りかえもそうですし、それから2020年のときのウインドウズ7の切りかえもありますし、多分今私が見ている限りでは何台かウインドウズビスタという、その中間のOSも使われているようにはちょっと思っているんですけども、ただこれも期限が2017年に来るというお話を聞いております。要は、この辺の期限が来るという、これらのOSに対してのお金がかかるという、この準備はしっかりされておられるのか、お伺いいたします。

○総務部長（北田和雄君） OSのサポート期限が来ってしまうということの準備でございますが、一番台数が多いのが基幹系システムでございます。こちらは現在ウインドウズ7でございますから、サポート期限の終了は先ほど説明しましたとおり20年1月15日ということになります。現在の基幹系システムの賃貸借期間でございますが、これが2016年12月末までです。ですから、ウインドウズ7のサポート期限前に更新の時期が来るということになっておりますので、延長をかけたたりすることもあるかもしれませんが、システムそのものの更新が終わってからのサポート期限の終了になるんじゃないかというふうに、今の段階では見ております。

以上です。

○19番（御殿谷一彦君） わかりました。XPそのものも、当初のサポートから延長されておって、この4月になるという話でありますので、その辺はしっかり見て、またお金も要ることですので、対応をよろしく願いたいと思います。

今回平成26年度予算の中で、端末の更新費用ということで予算を準備しておるようでございますけども、この中で今お話があったとおり、XPの切りかえもこの中でやるというお話をされておりました。多分4月9日そのものには、XPが全部なくなるということではないように思うんですけども、その認識でよろしいでしょうか。

○情報管理課長（菊地 浩君） 現在先ほど市長答弁にもありまして、平成26年に該当するパソコン、リプレースするための準備を進めております。この日以降、すぐにXPパソコンが使えなくなるわけではないんですが、いわゆるセキュリティー上の脆弱性を修復されなくなるというリスクは認識しています。なるべく、その時期に市民サービスに影響がないように対応したいと思っております。

以上であります。

○19番（御殿谷一彦君） 4月9日にXPを廃止しなくてもいいという根拠、そこをどういうふうにXP端末が4月9日でサポートが切れるということは、本来メーカーさんがそのパソコンにおいて、OSに基づいた障害があっても何の保証もしないということになるわけですけども、この辺はどのように担保されているのか、お伺いいたします。

○総務部長（北田和雄君） 確かに、4月早々にXPのサポートが切れてしまいます。ですので、速やかにXPをウィンドウズ7に変えたいというふうに思います。ただ、サポート終了ですぐ使えなくなるわけじゃないということがあります。一番問題なのは、セキュリティーが脆弱になるというふうに言われております。現在XPはネットワーク系のパソコンとしては使っておりません。スタンダードで使っておりますので、そういう意味ではセキュリティーの問題はございません。ですから、その心配はしておりませんが、ただOS自身の劣化はやはり出てきますので、できるだけ早い時期に交換したいと思います。ただ契約の関係もございますので、サポート期限切れまでに全て変えるというのは、ちょっと今の段階では難しいというふうに思っています。

以上です。

○19番（御殿谷一彦君） ある程度のその辺のリスクも計算した上での調整だと思います。お金の準備もありますので、やむを得ないと思いますが、その辺はしっかり認識した上で早々にOSの切りかえを予算が決定次第、進めていただければなというふうに思います。皆さんの事務の効率化にも、大変問題になってきますので、よろしくお伺いいたします。

次に行きます。

今ホームページへの外部からの攻撃、一応認識というか、ないというふうにお伺いしております。ちなみに、今ちまたでいろんな地方自治体、都庁とか、国とか、全部含めまして、いろんなそういうセキュリティーを破ってこようというウイルスとか、いろんなことがありますけども、そういう事件、また事象が発生しております。この辺をどのように認識しておられるのか、お伺いいたします。

○秘書広報課長（鈴木 尚君） この点につきましては、1月に新聞報道等がございましたのが、無断送信ソフトというのが1,000台以上の自治体のパソコンにインストールされたという事態が発生いたしました。あと2月には、観光バスを運行する会社、民間の会社ですが、そちらのホームページに何者かが不正にアクセスし、ウイルスを仕掛けられて、このホームページが一時的に閉鎖に追い込まれたという事態もございました。今暗躍するハッカーがございまして、一市町村のホームページのほうが攻撃的になるかということもございしますが、実際にはどのような目的で攻撃を仕掛けてくるか、標的についても不明でございまして、当然にその標的になり得るという認識は持っております。

以上です。

○19番（御殿谷一彦君） 1月に起きた話というのは、実は日経新聞のほうにも載っておったわけですけども、無料動画再生ソフト、これが結構便利な再生ソフトがあって、これがいろんなところで使われていたんですけども、このソフトをインストールすると機械の中に自分で動かすと、そこから自分の保存データがどんどん抜き出されてしまうという、そんな事件もあったように新聞には書かれておりました。この辺、しっかり注意する必要があります。ちなみに、当市においては先ほど一応検証としては、そういう侵入がないということとございしますが、これはもう少し詳しく侵入がなかったというのは、攻撃そのものがうちのホームページとしては全く認識されなかったのか。または、それなりの対策をしたがゆえのお話なのか、ちょっとその辺の詳

細の状況をお聞きしたいと思います。

○秘書広報課長（鈴木 尚君） 当市のホームページのサーバにつきましては、平成24年11月にホームページのリニューアルを行った際に、クラウド化に移行いたしました。他県でございますサーバを利用することで、そちらのクラウドサービスを今こちらで行っているところでございます。そちらのデータセンターにつきましては、耐震の対策、あるいはサーバを置いている部屋の空調の管理、それから特殊ガス等による消火の設備、それから強固な監視体制につきまして、契約の中で確認をできております。当市のホームページのサーバにつきましては、閲覧用と編集用がございます。閲覧用につきましては、当然に皆さんがアクセスできるように強化ができてございます。編集用につきましては、特定のIPアドレスのみがアクセスできるということで、仮にそこに不正と思われるアクセスが生じた場合には、ファイアウォールで遮断できますので、実際には不正なアクセスがあったかどうかのログとしては、残ってはいません。

以上です。

○19番（御殿谷一彦君） 要は、ちまたのネットの上では、そういうウイルス等が錯綜しているかもしれないけども、うちのホームページ上では、そこまで到達できていないというふうに認識しております。しっかりしたクラウドの環境のほうに乗せることができたのではないかとというふうに確認させていただきます。

あと、この庁舎内にも当然結構たくさんサーバが置かれているわけでございますが、これに対するセキュリティの状況は、どのようになっているのか、お伺いいたします。

○情報管理課長（菊地 浩君） 庁舎内の端末とデータセンターを結ぶ回線のことですけれども、通信回線は待機保障型の専用線を利用しておりまして、またデータセンターにあるサーバと本庁舎にあるシステムサーバの間には、それぞれ唯一の固有番号を持っております。その番号をお互いに認識しないと受信できないシステムになっておりますので、その点でサーバのセキュリティは保たれていると考えております。

以上でございます。

○19番（御殿谷一彦君） 庁舎内でもサーバの運用を当然サーバ室、しっかり管理した上でやっておられるように先ほどのお話もありましたが、これに対して結局サーバを使うための端末は各それぞれフロアに使われていると思いますが、普通にはその端末からデータがやりとりされて、サーバそのものが動いているわけですが、ここのところ、端末からその気になれば端末にウイルスを仕込んで、そこからサーバに、そういう害のあるソフトを持ち上げるということもできないわけではないと思いますが、この辺のセキュリティ、どのようにやられているのか、お伺いいたします。

○総務部長（北田和雄君） まず、庁内にあるサーバの関係でございますけれども、市の電算システムの運用の方法としまして、インターネットなど外部に接続するものと、庁内の中で、これは基幹系も含めますが、ネットワークを構成しているシステムとは、それぞれ独立しております。ですから、インターネットを経由して市のネットワークの中に侵入することは物理的にできない今システムをとっております。もう一つ心配なのは、媒体を介してのウイルスの侵入ということですが、昨今問題になっておりますインターネットから無料配布されるソフト、通常フリーソフトというふうに言っておりますが、これについてもインストールをそれぞれ任せておりません。システム的には、情報システム委員会の承認が必要になっております。ですから、その承認がない限り、フリーソフトのインストールはできません。承認した場合は、フリーソフトインストールすることは可能ですが、それについても不正なアクセスがないように、ファイアウォール等で監視はしておりますので、システム的にはセキュリティは一応万全を期しているというには考えております。

以上です。

○19番（御殿谷一彦君） 実は私も最後のところで、職員の教育ということでちょっとお話をさせていただくわけですが、要は別に悪い人がいるとか、そういうつもりでは毛頭ございません。いろいろな間違いもありますので、そういうことも含めてなんですけども、庁舎内のLANで全ておさまっているんで、ウイルス侵入の余地はないはずだというふうに、先ほど部長さんおっしゃられましたけども、例えばの話ですね、御殿谷がそちらの職員の課長さんであって、御殿谷課長が端末をいじって、そこでウイルスのついているUSBをメモリーの中に入れることによって、パソコン及びサーバーに害を及ぼすということもなきにしもあらずだと思うんですけども、いかがでしょうか。

○総務部長（北田和雄君） USBの使用ですけども、できません、基本的には。庁内LANのパソコンについてはできないようにしております。ただ、そうはいっても使わざるを得ないこともありますので、その場合は情報管理課で個別承認という形でとっております。その移すデータがウイルスチェックされてないか、チェックをかけた上で情報管理課のほうで解除をして、USBを入れられてデータを読めるというシステムになっておりますので、安易に職員の誰かが自分のUSBを持ち込むことで、ウイルスが移るといったことはないように、一応対策はとっております。

以上です。

○19番（御殿谷一彦君） 端末、私どもが普通に個人的に使っている今度は本当の私が個人的に使っているパソコン等は、いろんなカードが差し込めたり、USBが差し込めたり、いろいろするわけですけども、市で使っているパソコンは、それができないようにアレンジしてあるというか、中身を機器的にいじっていると、そういう認識でよろしいのでしょうか。

○総務部長（北田和雄君） ハード的にできないように一応してあります。

以上です。

○議長（尾崎信夫君） ここで10分間休憩いたします。

午後 2時25分 休憩

午後 2時35分 開議

○議長（尾崎信夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○19番（御殿谷一彦君） 庁舎内で使われているシステムのセキュリティー、しっかりやっておられると確認させていただきました。私も壇上でも言わせていただきましたけども、このセキュリティーで一番大事なのが人、使っている人だというふうに言われております。これは、あるセキュリティー管理会社のレポートですけども、セキュリティーを守るために何が大事だかという、まずは自分が標的になることを想定する。いろんな攻撃がたくさんあります。先ほども、おっしゃっておられましたとおり、最終的な自分のシステムまでは至っていないかもしれませんが、もう皆様もいろんなニュースで御存じのとおり、このちまたには本当にいろんな攻撃的なシステム、メール、そのようなものがたくさん存在しております。そのようなものに対して、自分が標的になるということ想定した上で、対策をしっかり立てていただきたいというふうに思っております。

それから、もう一つ先ほどのUSBを使えなくしてありますというお話もありました。この辺の情報漏えい、とにかく情報が漏れないための対応、これをしっかりしなければいけないということ、2番目に言っておりました。

3番目として、従業員を教育するというふうに言っております。この場合、会社が相手ですから、従業員という形、言葉を使っておりますが、研修によってその危険性に対する従業員の意識を高めることが有効。また、ミスによる情報漏えいや他の部内者、要は内部の人によるリスクを防ぐためにも、適切な研修の実施や作業手順の確立が欠かせませんということを言っております。そういう意味で、先ほども話がありましたけども、従業員に対する教育、これを定期的にやっておられるということですけども、この辺のしっかり、さらに充実した教育を進めていただきたいというふう思っております。その辺を要望させていただきます。最初の質問に関しては、以上で終了させていただきます。

次に、被災者支援のためのシステム整備状況について再質問させていただきます。

これ壇上にて、市長のほうから被災者支援システム、総体としての被災者支援システムだと思いますが、これについて検討、または共同開発、その他のお話をお伺いいたしましたが、これはどの被災者支援システムを指しているのか、東京都、文科省の共同システムを指しているのか。私ができればやっていただきたいと言っているLASDEC、西宮市のシステムを指しているのか。または、第三のシステムを指しているのか。もしも、何かめどがあれば、お聞かせいただきたいと思っておりますけども、いかがでしょうか。

○総務部長（北田和雄君） まだ検討中でございますので、方向性を決めたわけじゃございませんが、市としては東京都と文部科学省が共同開発している被災者支援システムの活用を今のところは検討しております。理由としましては、西宮方式でございますが、パソコンのオペレーションシステムがリナックスなんですね。うちの市は全てウィンドウズですので、そのシステムの整合性の問題もありますので、規格的には西宮方式が安いんですけども、住民基本台帳とのデータベースとか、そういうことも出てきますから、オペレーションシステムが同一のものでやっていきたいというふうには考えています。東京都と文部科学省の共同開発システムはウィンドウズで、システムが同一だと思います。

以上です。

○19番（御殿谷一彦君） その話の続き、後半でやらさせていただきます。

戻りますが、東大和市が何かの災害があって被災した場合に、その被災者に対して、いろんなサービスを出さなきゃいけません、そのうちのどうしても必要なのが罹災証明、これが必要だというふうに認識しております。この罹災証明発行のためのデータ、どのようなデータが必要なのか、お伺いいたします。

○防災安全課長（鈴木俊雄君） 罹災証明の発行に必要なデータでございますが、当市の被災台帳の必要事項、必要な情報につきましては、次の8項目というようなことになってございます。

住所、または所在地、事業所名、世帯主、または事業主、電話番号、世帯人員、世帯構成者、続柄、生年月日、これらにつきましては、災害発生時に市民部から情報を得る必要がございますが、現時点では台帳整理につきましてはできておりません。

以上でございます。

○19番（御殿谷一彦君） 被災台帳を一応つくるときに、例えばうちの市でいうと、どの課、どの課からデータをもらわなければ罹災証明ができないのか、被災者台帳がつかれないのか、わかりましたら教えていただければと思うんですけども。

○防災安全課長（鈴木俊雄君） 罹災証明の関係につきましては、災害時におきましては、市民部の課税課と納税課が家屋の調査担当ということになってございます。固定資産の課税台帳関係につきましては、課税課のほうのデータでございます。また、それに基づく被災状況の処理も課税課のほうでやっていただくということで

ございますので、固定資産上の課税課からの情報がないと、こちらのほうの台帳システムにつきましては、運用は困難かというふうに考えてございます。

以上でございます。

○総務部長（北田和雄君） その人の住所ですとか、所在地とか入ってきますので、住民基本台帳のデータも必要です。ですので、市民課との連携も必要になってまいります。

以上です。

○19番（御殿谷一彦君） ちなみに、今までということ考えた場合に、この2課から該当のデータをいただいて、その被災の状況は被災した後で入力しなきゃいけないので、それはまた別問題というか、ちょっと後なんですけども、そういうことがあったら、それはもうすぐデータが両課から、二つの課から取り寄せられて使えるという仕組みとして、要は制度としてそうなっているのか、お伺いいたします。

○総務部長（北田和雄君） システムが構築されておられませんので、これは手作業で個別に確認を今はしている状況でございます。

○19番（御殿谷一彦君） 今でも、例えば課税課の台帳をほかの課で見ようとすると、大変な困難が生じてくると思います。それから、例えば市民課の台帳も、またほかの課で見たいというふうになると、またちょっといろいろとなってくると思います。要は、情報の審議会等もある今の現状でございますので、データそのものを普通のときに別の用途で活用しようとすると、いろいろ障害というか、弊害が生じてくると思いますが、このような被災時の場合というのは、どのようになるのか教えてください。

○総務部長（北田和雄君） 基本的には、事前にその使用目的ですとか、使用方法を個人情報保護審議会に諮問をして承認を得ておけば活用はできます。ですから、システム的に今後進めていく場合は、その手続をとらなきゃいけないというふうには考えています。今の状態の中で、緊急時の対応でございますけども、個人情報保護条例の中では生命、財産の安全とか、そういった場合は対応を緊急対応としてはできることになっておりますので、そちらの例外規定の適応になるかと思えます。ただ後ほど、保護審議会のほうにその旨を報告する必要があります。

以上です。

○19番（御殿谷一彦君） そうなんですね。データの活用というのは、非常に便利なんですけども、その使うに際しては、いろいろと問題が出てくるころだというふうに思います。

近隣市でも、この東京都のシステムを、それから西宮のシステムも今のところ導入している様子はないということで、先ほどお話がありました。平成25年の、これはいつでしたか、平成26年4月に施行されました改正災害対策基本法、こちらの先ほども壇上でもお話しさせていただきましたけども、そちらのほうで市町村で被災者台帳をつくるようにというふうに、どちらかというに進めているようになっております。そこで、今回改正災害対策基本法、ここで被災者台帳をつくって、できますよというふうに、今回国のほうから条例が出てきているわけなんですけども、基本法が出てきたわけなんですけども、この意図をどのように市としては認識されているのか、お伺いしたいと思います。

○総務部長（北田和雄君） 市としましては、東日本大震災の教訓の一つとして、被災者支援のために被災者の正確な情報をあらかじめ整備していくと、住民の情報を整理しておくことで、被災者支援を円滑に進めていくということが、今回東日本大震災の教訓の一つだと思います。その教訓を受けて、こういった法改正がなされたというふうには理解しております。

○19番（御殿谷一彦君） スムーズにやるということが必要ではないかという、その台帳もつくっていくことが必要ではないかということだと思んですけども、ちなみに当市においても結構いいことが書いてあるんですけども、東大和市地域防災計画というのがございまして、その第2部第7章、51ページのところでございまして、お持ちになっておりますか。ちょっと、読まさせていただきます。すごいんです。

第2節、市政のBCP、ビジネス・コンティニューイティイー・プランですね、これに基づいた復旧体制の構築という項目でございまして、災害時には被災者の支援など、応急対策業務を優先し活動するが、それ以外の行政サービスについても、継続すべき重要なものについては、一定のレベルを確保するとともに、全ての業務が最短で通常どおり提供できるよう、あらかじめ対策を立てておく必要があるというふうに述べられております。

私もかねて述べているBCPとしての通常業務もありますが、この市としての業務としての罹災証明、被災者台帳を使った罹災証明の発行、これも市の通常業務というか、こういう有事の通常業務でございまして考えたときに、このように最短で通常どおりに提供できるように整備することが必要だというふうに、防災計画そのものにも述べられております。それを考えたときに、要は早々にこの被災者支援システムを、これを導入し、いつでも被害状況を入力すれば、そこから罹災証明が発行できるような、そういう体制をそろそろつくっておく必要があるのではないかとこのように思いますが、いかがでしょうか。

○総務部長（北田和雄君） 防災計画の中に、そういった記述がございまして。そういうこともありまして、通常業務と被災時の業務を含めたBCPの計画を、一応策定はしたところでございまして。個別の案件として、その中の一つに罹災証明の発行というのは、当然出てきますので、災害が起きたときに。そういうのに、どう対応していくかということについては、まだその体制がとれてないという認識がございまして。ですから、いろいろ経費的な問題もございまして、被災者支援システム、こちらのほうの導入は検討をしていきたいというふうには考えております。

以上です。

○19番（御殿谷一彦君） ちょっと話を戻しますけども、今回の災害対策基本法の90条の3というところで、国のほうとしても、この被災者台帳を進めていただきたいような話が出てありますが、ここのところでもう1回、ここも読まさせていただきます。

市町村長は、当該市町村長の地域にかかわる災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため、必要があると認めるときは、被災者の援護を実施するための基礎とする台帳を作成することができる。要は、国がこういうふうにするということは、進めなさいよという今までの意味だというふうに思います。

先ほども部長がお話になったとおり、いろんな要因があるとは思いますが、ここのところをぜひとも前向きに進めていただきたいなというふうに思いますが、いかがでしょうか、再度伺います。

○総務部長（北田和雄君） ちょっと同じ御答弁になってしまうかもしれませんが、迅速な被災者支援をやはり進めるためには、こういった被災者台帳が必要だというふうには認識はしております。それをスムーズにやるには、被災者支援システムというものの導入が欠かせないという認識もございまして、課題はございまして、できるだけ導入できる方向で検討は進めたいというふうには考えています。

○19番（御殿谷一彦君） ちなみに、部長も認識しておられると思いますが、西宮のこのLASDECのシステム、これ既に280地方自治体が導入しているというふうに私自身聞いております。そういう意味で、決して無用というか、無駄なものではないというか、役に立たないものではないというふうに、280の市町村が認識

したのではないかというふうに思います。ぜひとも、やり方はいろいろあると思います。東京都のシステムを、他市と共同して導入するというのも一つの方法ですし、それとは言いませぬけれども、どちらがいいとかということ、よく検討していただきたいと思いますが、とにかく早目に入れておいてシステムの導入をしておいていただきたい、これをぜひともお願いいたします。2番目の質問については、この要望とさせていただきます。

次に、3番目として、自治体のオープンデータ化について、お話をさせていただきます。

なかなかオープンデータというのは、ちょっと難しいといえぬ難しいですけども、改めてお伺いいたします。

オープンデータとは、どういうものを指しているのか、どういうふうに認識しておられるのか、お聞きしたいと思います。

○秘書広報課長（鈴木 尚君） オープンデータにつきましては、先ほど壇上で御殿谷議員からも簡単な御紹介があったかと思いますが、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部というものが、国の内閣総理大臣を本部長といたしまして設置されております。その中で、電子行政オープンデータ戦略というものが策定されておりまして、行政の透明性と信頼性の向上、それから国民参加、官民協働の推進、3つ目が経済の活性化、行政の効率化、この3点、三位一体で進むことが期待されるものであるというふうにごうたわっております。

このオープンデータにつきましては、広く開かれた利用が許可されているデータ、これは行政側がどんなデータを出すかということを確認して取り決めた上で、それを皆さんが2次利用できるような形式で公開し、それを御自由にお使いくださいということで、そのデータを使っていただいて、例えば市の観光情報ですとか、避難場所の情報が位置に落とされております。その地図を使っていただいて、歩こう会等の地図をつくっていただくことで、2次的に市をPRできるというものでございます。

以上です。

○19番（御殿谷一彦君） 的確な御回答ありがとうございます。

もう少し、補足させていただきますと、そのオープンデータというのは、要は先ほど当市のデータはPDFとか、HTMLとか、これまた細かい話になっちゃうんですけども、そういう形式で一応ホームページ上に載っているということをお話しさせていただきましたが、これを画像ファイルやPDF等の形式だと、これは平成25年度の国の情報通信白書からの引用でございます。画像ファイルやPDF等の形式だと、コンピュータープログラムがその中のデータを識別することは困難となり、2次利用するためには人手による再入力が必要となる。要は、目では見えても、それを自分のコンピュータープログラムで、そのデータを利用しようとなると、もう一度手で入力しないとデータとしては使えない。東日本大震災発生時には、行政の保有する避難所情報など、震災関連情報を地図データ等を利用して広く周知させようとしても、データ形式の問題で人手によって再入力しなければならないなど、情報の集約や2次利用に多くの時間と手間が必要とされるケースが散見されたというふうにも書いてあります。

このデータを、ぜひとも2次利用できるような形で進めていただきたいんですけども、このときに国のほうとしてデータ化、このオープンデータ化推進ということで4原則、これが大事だよということで、4原則というものを、この25年度の白書の中でも述べられております。いろんなところで、これが出ております。4原則、これをもし認識されていたら、お知らせいただきたいと思いますが、わかりますでしょうか。

○秘書広報課長（鈴木 尚君） 今お話しのございました基本4原則につきましてはですが、まず一つ目、政府、あるいはこれ行政が、みずから積極的に公共データを公開すること。2、機械判別可能な形式で公開すること。先ほど、御殿谷議員からお話がありました。3、営利目的、非営利目的を問わず活用を促進すること。最後

になります。取り組み可能な公共データから速やかに公開等の具体的な取り組みに着手することというのが、基本4原則でございます。

以上です。

○19番（御殿谷一彦君） 要は、この4原則をもとに各自治体も進めていただきたいというのが、この白書の意味合いだと思いますが、この4原則を政府が出された、このことをどのように捉えておられるのか、もし御所見があれば、お聞きしたいんですけども、いかがでしょうか。

○秘書広報課長（鈴木 尚君） 先ほど、政府のほうから示された戦略の中で3点ございました。その中で、例えば行政の透明性、あるいは国民や官民協働の推進、それから経済の活性化等、3つの目的が期待されるとございましたが、この基本原則にのっとり実施するに当たって、まずどのようなデータを皆さんがニーズとして持っていられるか。これを把握する必要がありますが、まず一つあるなと思います。あとは、行政のほうで持っているデータといたしましては、プライバシーに関することも数多くございますので、その辺の配慮は必要になってくるというふうに認識してございます。

以上です。

○19番（御殿谷一彦君） もう少し具体的にいきたいと思います。

先ほど、御答弁の中で他市の例が幾つか言われましたけども、例えば鯖江市とかというところで、どのようなデータがオープンデータ化されているか、ちょっとわかりましたら教えてください。

○秘書広報課長（鈴木 尚君） 今鯖江市というお話がございましたので、ここで御紹介いたします。

まず、市内の公園のトイレ情報、それから鯖江百景といたしまして、これは恐らく鯖江の観光スポットになるんでしょうか、そういう位置情報、それから災害時の避難場所等の位置情報、あるいは市内のAEDの設置場所の情報等々、20件前後でしょうか、オープンデータで掲載されてございます。

以上です。

○19番（御殿谷一彦君） 今幾つか出していただきました。例えばちょっとだけ話をさせていただきます。

例えばトイレの情報というのが、今お話がありましたけども、その例えば東大和市においても、観光マップ等にトイレがどこにありますよというマークがついていたり、東大和市のホームページ上に一覧表としての公共トイレ情報というのではないと思うんですけども、ちょっとそこだけ確認させてください。

○秘書広報課長（鈴木 尚君） 今回のこちらお調べする中で確認をいたしました。トイレの情報については、他課にまたがるということもあるかと思いますが、一覧表ではございません。

以上です。

○19番（御殿谷一彦君） そのような情報がホームページ上に載せる、そのもの自体は何の難しい問題ではないかとも思います。オープンデータではなくてということです。単にデータ公開ということで、トイレ情報を載せることは難しいことではないかとも思います。そこで、それをオープンデータにするというのは、もう一度再度です、ちょっと言い方を変えていただきたいと思うんですけども、何々何番地にトイレがありますよという、そういうデータの一覧表が、もしホームページ上にあったとして、それらしい情報は幾つかあるわけです。単純にいきましょう。皆さん方の、例えば公民館が何丁目何番地にあるというのはホームページ上に載っております。これは私も確認させていただいています、市の公共施設の住所、電話番号が載っております。これが載っているということと、これをオープンデータ化するということの違いを、もしおわかりになりましたら教えてください。

○秘書広報課長（鈴木 尚君） 公民館の設置場所の地図情報につきましては、形式は今確認できてございませ
んが、恐らくPDFか、HTMLの形式になっているかと思えます。オープンデータ化するに当たっては、こ
ちらを代表的な例でいいますと、XML形式というものに変換が必要になります。こちらの変換につきまして
は、業者へ委託するか、あるいはある程度一定以上のスキルを持ったものが手作業で変換をすることが可能と
いうふうには伺っております。

以上です。

○19番（御殿谷一彦君） なかなかちょっと目で見てもXMLデータというのは、ちょっと追にくいところ
があるのは確かなんですけども、そのようなデータで、それを市民に公開することによって、例えばこれさ
っきの鯖江のデータでAEDの情報ということで、これもオープンデータ化しなさいよというふうになっており
ます。このオープンデータ化したデータから、どういうことを期待するというか、それはもうユーザーの勝手
なんですけども、例えばスマートフォンで自分がある場所において、例えばこの市役所のどこかの近くのところ
において、私に自分、または自分の友達が心臓を何かおかしくなって、AEDが必要になったときに、それだけ
の時間があるかどうかは別問題ですけども、AEDのあり場所、自分の今近くのAEDのあり場所が、どこに
ありますかということがスマートフォンで表示できる。そのアプリケーションを市民に、または業者に勝手に
つくってもら。つくることに対して、お金は決して与えません。与えないけども、要は彼らがそれでもうか
るか、もうからないかは別問題にして、もうけてもそれは問わないというふうになっているのが、オープンデ
ータだというふうに思います。

このところで、要は市のデータをどう使おうが、使う人たちの勝手ですよということになっておりますが、
この辺について、市としては、それなりに個人情報に引っかからない、またいろんな秘密事項に引っかからな
いデータであれば、それは可能だというふうに認識しておりますが、お考えをお伺いいたします。

○秘書広報課長（鈴木 尚君） 今御殿谷議員からお話ございましたのが、オープンデータのライセンスの部
分かと思えます。国のほうでは、3段階をライセンスの厳しさについて示してございますが、2次利用しやす
くするという観点からは、できるだけ一切の著作権等の権利を放棄して、皆さんに自由に使っていただくとい
う認識はしているかというふうに考えております。こちらのオープンデータにつきましては、民間、あるいは
市民の皆様が、その地図情報、位置情報等を自由に使っていただいて、それが一時的、あるいは直接その方々
に利益があるかどうかは別にしまして、行政側としましては、2次的にそれで市の情報、あるいは先ほど言い
ました観光スポットですかね、この辺が拡散していくということが期待されるものでございます。

○19番（御殿谷一彦君） 実は市長、結構これ観光にも役に立つんです。ちなみに、これ越前市なんですけど
も、さっきのところにもありました。要は、市内の百景、景色のいいところ、またはモニュメントの情報だ
か、そういうのをオープンデータ化して、あとは好きなように使ってくださいというふうに行っているところ
もございます。もう皆さんも御存じのとおり、今ITの中でいろんなものをいじって、自分たちで遊びのよう
にアプリケーションをつかって、それを公開していくという人たちも結構大勢いらっしゃる。そういう人
たちを、どんどん巻き込んでいく。要は、スマホで東大和市観光というふうに入力するだけで、できればそ
ういう情報が出てこられるような形をとらせていただくような、そういう効果もあるように聞いております。

例えば越前市の場合は、越前市の観光、神社、仏閣、それから食べ物屋、そういうような位置情報もオープ
ンデータ化しているように聞いております。ぜひとも、今当市において情報ということで考えたならば、例
えば東大和市観光マップあるんですね、皆さんも私も結構いろんな人に勧められているんですけども、ここにはもう

トイレがどこにあるとか、それからモニュメントがどこにあるかという情報が、実はこれ載っております。ということは、ちゃんと情報は市でつかんでいるわけですが、これをオープンデータという形で公開することによって、これが市民がどのように使ってもいいから、これをほかの人たちに知らしめてくださいよ、どんどん遊びにも使ってくださいよということで進めていくのが、このオープンデータ化の意図だと私自身は認識しております。そういう意味で、これをやるためには、先ほどちょっと課長のほうでおっしゃっていましたが、その気になれば職員のある程度のスペシャリストがというか、普通の人でいいんですけども、頑張っただけであれば、このオープンデータ化、そんなに難しい話ではないし、また業者に任せたとしても、そんなにお金のかかる話ではないというふうに認識しております。これを、ぜひとも当市においても先駆的に、せつかくいろんな多摩湖の情報だとか、観光地の情報だとか、いろいろございますので、こういうのをどんどんオープンデータ化して、皆さんに市外の人にも知らしめていくことが必要ではないかというふうに思いますが、私としては、それを要望させていただきます。市長の御所見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○市長（尾崎保夫君） オープンデータということで、いろいろとお話を聞かせてもらって、先ほどうちのほうの職員のほうから話がありましたように、まず高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部と、ちょっと長いんですけども、そういうところが出たオープンデータということですね。そのオープンデータそのものは、まず基本的な考え方は国民の財産だと、私ども市で言えば市民の財産だという形になるのかなと。要するに、公共データというのは、そういうものですよというのが、まず一番基本にあるのかなというふうには思っていますが、それを市民生活の向上だとか、あるいはこの地域の社会経済の発展だとか、あるいは企業の活性化等含めて、そういうふうなものに寄与するように使えないかというふうな、そういう考え方でいるのかなというふうには、まず理解しているわけですけど、そういう考え方を東大和市の地域や経済、あるいは環境、観光という意味で活性化をしていくということならば、私自身は前向きに考えていってもいいのかなというふうには思っているところでございます。

また、先ほど言いましたように、データそのものは比較的加工しやすいようなものですから、エクセルだとか、あるいは特に数値関係のものはエクセル等使ったり、あるいはCSVだとか、テキストデータとか、基本的には簡単なものかなというふうには思っておりますので、そのデータをどう整理、要するにどうデータを整理していくかというのが一番問題かなというふうには思っております。先ほど、御質問者のほうから観光マップということで、あそこには確かにいろんなデータが入っていますので、それらの一つ一つを分解していくと、整理されたデータになっていくのかなというふうには思っておりますし、またエクセルだとか、そういうデータの取り扱いについては、職員も能力のある職員が何人もいるというふうに思っておりますので、そういう職員に果たしてできるかどうか含めて、まずはそんなところから進めていければなというふうに思っています。それぞれ今回は電算の部門だとか、あるいはそういった力を持った職員だとか、それからあと観光ということですね。それは、それ以外にも公園だとか、いろんな部署が関係してくるというふうに思っておりますので、それらのデータを庁舎内で整理して対応できるかどうか、そういう検討とか、そういうようなものは進めていってもいいのかなというふうには思っています。

以上です。

○19番（御殿谷一彦君） ありがとうございます。

ちょっと僭越ながら、1点だけ訂正させていただきます。

エクセルじゃなくて、XMLでございます。XML、またはCSVでのデータ形式、エクセルというふうにおっしゃったと思いますので、済みません、ちょっと僭越ですが訂正させていただきます。

市長も前向きに対応していただくということで、ぜひとも進めていただきたく要望して、私の質問を終了させていただきます。どうもありがとうございます。

○議長（尾崎信夫君） 以上で、御殿谷一彦議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 和 地 仁 美 君

○議長（尾崎信夫君） 次に、5番、和地仁美議員を指名いたします。

[5 番 和地仁美君 登壇]

○5番（和地仁美君） ただいま議長より御指名をいただきました議席番号5番、民主党、和地仁美です。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

東大和市は目指す将来の都市像を、人と自然が調和した生活文化都市東大和と定め、さまざまな取り組みをしています。その上で、住んでいる人、訪れた人が当市の印象をどのように感じるか、言いかえれば快適さ、活気、目配りされた管理、市政を担う行政のまちづくりの姿勢は、どのようなものかなどの印象を左右するものとして、市内の景観が占める部分は大きいと考えます。

また、尾崎市長就任以来、力を入れて取り組んでいる観光という側面からも、その維持、向上は不可欠な要素とも考えます。さらに、本年4月より地方分権により10ヘクタール以上の風致地区における条例で定める行為の許可に関する権限が、東京都から市に移譲されます。この状況を前向きに捉えれば、風致地区に限らず、市の景観がその土地を知っている地元の基礎自治体が管理、向上させることができるということであり、市の考えが具現化できるチャンスが大きくなると同時に、一方でそれぞれの自治体の取り組み方により差が出てくる可能性もあります。

そこで、今回は大きくまちづくりについて、特に景観にかかわる部分の市の考え方や取り組みについて、お尋ねしたいと思います。

①として、行政が市内に設置している標識や設置物について。

ア、その種類、管理方法は。

イ、行政が人々に情報やメッセージを送るものについて。

ア、標語などが書かれた設置物の設置時期は。

イ、その内容は現状と合っていると考えているか。

ウ、今後について。

エ、市が設置している広報掲示板についての現状認識と今後について。

ウとして、行政が設置している標識などについての現状認識と今後について、お聞かせください。

②として、景観についてです。

ア、市の考える景観の重要性は。また、観光との関連性をどのように考えているのか。

イ、本年4月より地方分権により10ヘクタール以上の風致地区における条例で定める行為の許可に関する権限が東京都から市に移譲される件について。

ア、その運用方法についての市の考えは。

イ、今後の活用方法についての課題は。

ウとして、花いっぱいのみちづくりについての市の取り組みや現状、お考えについて、お聞かせください。

③として、都の管轄となる景観にかかわるエリアについて、どのように都と連携をとり、市が目指す景観づくりを行っていくのか、お聞かせください。

以上、この場におきましての質問はここまでで終了させていただきます。再質問につきましては、自席にて行わせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

〔5 番 和地仁美君 降壇〕

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 初めに、市内に設置している標識や設置物についてであります。市が市内に設置しております標識や設置物には、市が道路管理者として設置しております道路標識、通学路などの通行立て看板、公共施設や自転車駐車場などの利用者への案内板、市民憲章や宣言都市を記載したものがございます。また、その管理の方法につきましては、各所管担当課署において行っているところであります。

次に、標語などが書かれた設置物の設置時期についてであります。昭和57年10月に市役所の中庭に設置しました市民憲章など、それぞれの事業や設置施設の開設に合わせて適宜設置しております。

次に、情報やメッセージの内容が現状に合っているかについてであります。設置当初の事業目的に合わせて、メッセージ等が表記されているものであります。その後の事業の展開や方向性などに合わせまして、精査していくことが重要であると考えております。

次に、今後についてであります。定期的に現状を把握し、情報やメッセージの内容が適切であるか、劣化や老朽化が進んでいないかなどについて確認をしまいたいと考えております。

次に、掲示板の現状認識と今後についてであります。現在広報掲示板は市内28カ所に設置しております。老朽化が懸案となっておりますが、平成25年度に改めて総点検を行い、交換が必要なもの、修繕で対応するもの等の評価をいたしました。今後につきましては、平成26年度に配置がえや修繕も含めた更新を予定しているところであります。

次に、行政が設置している標識や設置物についての現状認識と今後についてであります。標識や設置物につきましては、定期的に現状を把握し、その目的に沿った効果を常に考えていくことが重要であると認識しております。

次に、市の考える景観の重要性と観光との関連性についてであります。都市に潤い、安らぎをもたらすものとして、景観は重要な要素と認識しております。本市における景観につきましては、多摩湖とその周辺の狭山丘陵の自然景観が抽象的であり、この景観資源を保全、活用することで観光資源ともなり、生き生きとした活発な交流のある都市像の実現につながっていくものと考えております。

次に、平成26年4月から移譲される風致地区内の許可権限の運用方法に対する市の考えについてであります。本市においては昭和36年12月に都市計画決定された廻田風致地区における許可権限が、東京都から市へ移譲されることとなります。施策の継承を図る上から、現行の東京都の運用を継承するものであります。

次に、今後の運用方法の課題についてであります。狭山丘陵の良好な自然的景観を維持するため、風致地区制度の活用を図ってまいります。この制度は地区内の建築物の建築等に規制を伴うものであり、居住者及び地権者の皆様の御協力は欠かせないものであります。また、この制度により保全が図られている現状等を知っていただくことも大切と考えており、景観の観点から多くの市民の皆様にはわかりやすく周知する方法等の検討が課題と捉えております。

次に、花いっぱいのもちづくりについてであります。多摩湖とその周辺の自然的環境は都市計画緑地指定や、風致地区等の制度で保全を図っていくものであります。市街地につきましては、つくり出す景観整備が重要と認識しております。道路や河川沿い、住宅や企業の敷地等に花による緑化が図られれば、潤いを実感できる花いっぱいのもちづくりが実現できると考えております。

次に、都の管轄にある景観エリアに対する市の景観づくりと、その連携についてであります。東京都が管理する景観資源に多摩湖及びその周辺の樹林地、空堀川、奈良橋川、野火止用水、東大和南公園などがございます。これらは現在自然的景観を保った維持、管理が行われておりますが、今後良好な景観を構成する樹木等の更新を迎えることから、管理する部署への働きかけ等を積極的に行っていく必要があると考えております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○議長（尾崎信夫君） ここで10分間休憩いたします。

午後 3時20分 休憩

午後 3時30分 開議

○議長（尾崎信夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○5番（和地仁美君） 御答弁ありがとうございました。そうしましたら、順次再質問させていただきたいと思っております。

まずは、標識についてなんですけれども、標識には案内標識、警戒標識、規制標識、指示標識などがあると思います。これらは、人々の安全にかかわるものであり、その標識が不明瞭な状態であったり、目につかなかつたりした場合は危険が伴うというものです。市が設置している標識の種類については、市長答弁でも上げられていましたが、まず設置が一番古いものはいつごろ設置されたのか。また、現状その役割が十分果たしている状況にあるのかを、種類別に教えていただきたいと思っております。といいますのも、公園、駐輪場などに、その使用についての注意書きがされている、それも東大和市建設部管理課とか、そういう名前で電話番号などが表記されて設置されているものが市内のいろいろなところにあると思うんですが、字が読めないものがいっぱいあるんですね。それは、標識としての役割を果たしているのかなというふうに感じましたので、まず古いものはいつ設置されたのか。また、その役割が十分果たしている状況かというのを教えてください。

○企画財政部参事（田代雄己君） 市のほうで設置しています標識の関係でございますけれども、標識の数としましては、大体台帳とかあるものを除きまして、56カ所程度というふう考えているところでございます。

なお、古いものにつきましては、手元の資料によりますと、昭和56年度当時のものなどもあります。これは、道路の愛称標識の関係でございますけれども、そういうものがあるということになっています。

以上でございます。

○5番（和地仁美君） 管理については、またちょっと先でも質問させていただきますが、では例えばその標識の注意書きが不明瞭であるにもかかわらず、万が一事故が起こった、例えば自転車で公園に入らないでくださいとか、ここではキャッチボールをしないでくださいとか、自転車置き場の注意書きもいろいろ何とか読めるものなら、多分こういうことが言いたいんだろうという注意書きがありますけれども、それが掲げてあるという前提で事故が起こった場合、市としては事故に遭ってしまった方に対しては、注意書きをしていたにもかかわらず事故に遭ったんですからという考え方、立ち位置で事故に対して対処するというふうにお考えなのか

教えてください。

○企画財政部参事（田代雄己君） 公園等注意書きが書いてありまして、そこで禁止事項なんかもあるかと思えます。ただ、例えば施設に瑕疵があったりしまして、そういう場合になりますと、市のほうの管理責任がありますので、それは注意書きにだめですよと書いてあったとしても、制度上の瑕疵であれば賠償の対象になるのではないかと考えております。

以上でございます。

○5番（和地仁美君） いろいろなパターンがあると思いますので、今回も専決であった遊具の土台の事故というところで、管理のことを言われていたということがあったと思いますけれども、ここが危ないということがわからなかったんだと、こういうことをしちゃいけないというのがわからなかったから事故になったんだということを、万が一訴訟までいかないですけれども、なった場合は、それは市としては、どういうふうな感じになるかというのは、法的なところとかというのは、何かわかっていることはありますか。

○総務部長（北田和雄君） 法的な側面ということですが、一般的にはさっき企画財政部参事が言いましたとおり、施設管理上の瑕疵があった場合は市に責任がございます。ただ、施設上の瑕疵がなく自己責任の部分で事故が起きた場合、それは基本的に利用者の責任だというふうには理解しておりますけれども、それが注意が必要なのか、必要じゃないのか、その辺の問題が絡んできますので、個別具体的な案件を見て、専門家である弁護士の意見も聞きながら判断していかなければならないというふうには考えています。

以上です。

○5番（和地仁美君） 私も同じ理解なんですけれども、個別具体的なことがどうということが起こるかわかりませんので、今の総務部長の御答弁を理解するには、100%大丈夫だということは確信していないというふうに認識させていただきました。

では、ちょっと標識のことで、ほかの側面で今回も一般質問でいろいろな方が防災ということで取り上げているので、東日本大震災の発災により、防災への意識が高まる中で、市でも防災計画の内容を見直すなどの対応を行っていますが、市内にある防火水槽とか、消火栓といった東大和市というふうに支柱には東大和市の管理と書いてある、通常丸くて赤い色で塗られている標識があると思うんですけれども、赤い色だったなというような、白くなっちゃっているようなものを市内でいっぱい見るんですけれども、お聞きするまでもないと思いますが、まずその標識、防火水槽、消火栓といった役割を標識は十分果たしている状況にあるとお考えですか。また、そうでないと思われる標識について、改善を図る計画はあるんでしょうか。

○総務部長（北田和雄君） 防火水槽ですとか、消火栓のたぐいになるかと思えますけれども、数としますと防火水槽は135カ所、消火栓に至っては766カ所、一応押さえております。これらの標識は目立つような工夫をして、一応設置しておりますので、それなりの役割は果たしているというふうには理解しますが、ただ外にあるものですので、風雪の中で劣化をしていって、当初目的とした役割はなかなか担えなくなりつつあるものの中にはあるかと思えます。そういった老朽化したものについては、適宜修繕を行っているというのが現状でございます。

以上です。

○5番（和地仁美君） ちょっと役割を果たしていないものが多く目にしていますが、今の御答弁でちょっとお聞きしたいと思ったのは、標識については、先ほどの公園のものでもそうですし、自転車置き場のものもそうですし、人の安全にかかわる防火水槽、消火栓などもそうですけれども、かかわるものが多いんですけれど

も、適宜改善しているということでしたけれども、その管理方法というのは決まっているのでしょうか。例えば年に1回は担当の部署の人がちゃんと見て回って、これは色が白くなっちゃっているとか、これは字が読めないとか、そういった決まったルールの中で管理をされているのか教えてください。

○総務部長（北田和雄君） 防災とか、防犯関係の標識の管理でございますけども、数も多いことでもありますので、この時期に必ず点検するというような管理方法はとっておりません。ただ、それが発見された時点で、先ほど申しましたように、適宜修繕を行っていくというやり方を基本としております。ただ最近ですと、昨年の8月に青色パトロールカーというのが市内を巡回しておりますので、これに頼んで巡回中に、そういったものがないかどうかの点検を行ったことはございます。その中で、25カ所ほど修繕なり、交換が必要だというような報告は上がったところでございます。

○5番（和地仁美君） 確認させていただきたいんですが、今の御答弁ではやっぱり決められたルールの中でやるというものはなく、青色パトロールの方に突発的というか、決められた計画の中でチェックをしてもらったのではなく、ちょっとチェックしたほうがいいから、青色パトロールの人に見てもらおうというふうに、臨時的にやったということだというふうに理解していますが、そうした場合、人の安全にかかわる標識の管理として、それが的確だと、管理の仕方として正しいというふうにお考えなのか教えてください。

○防災安全課長（鈴木俊雄君） ただいまの人の安全にかかわる標識等につきまして、防災のほうでは避難場所の誘導標識等でございます。こちらにつきましては、毎年標識の点検委託ということで、委託料をとりまして点検をしているところでございます。その他、総務部長が話しました防災関係の立て看板等につきましては、定期的な点検してございませんので、先ほど申し上げました青パトの巡回等によりまして確認している、あと市の職員が訓練等で出ましたときに、近隣地域の看板等も確認しているところでございます。

以上でございます。

○5番（和地仁美君） 現状は把握しました。この市の設置している標識については、市道の表示についても市が管理していると思うんですけども、この一番近くでいうと市役所通りという青いこういうものがあつたりとかしていると思いますが、その状態はいろいろな道路を私もまちの中を車で走ったりして見ると、道路によってさまざまなんですけれども、状態がですね。人が道を案内する際などに、何々通りを真っすぐ行って、何々通りを曲がってというような市道何号線みたいな説明はしませんので、いわゆる愛称を知る上では、市道の標識も非常に重要なことだと思うんですが、現在市が設置している道路名の標識は、識字が十分に可能な状況にあるとお考えですか。

○土木課長（木村哲夫君） 愛称名の標識の件でございますが、名称の板自体は、まだ適切なものというふうにご考えております。ただ、支柱でございますが、支柱につきましては、茶色く変色したのも見受けられますので、そういう状況は把握しているところでございます。

以上です。

○5番（和地仁美君） 今ちょっと例に出させていただいた例えば市役所通りは、大分字がぼんやりしてきているとか、読めますけど、何かさびれた山奥のまちっぼいような、何ていったらいいんでしょう、うまく言えないんですけど、とてもわびしい感じになっていますので、そういった市役所に一番近いところの標識なので、そういったところも目的は標識としては果たしているんですけども、まち全体のイメージというところを考えたときのラインで判断をしていただいたほうがいいのかなど。支柱がさびているというお話もありましたので、それもとって何ともいえない気持ちになりますので、そういった部分も含めて、再度チェックをし

ていただきたいなというふうに感じます。

あと、もう一つ、市のこれも標識に入ると思うんですが、公民館とか、集会所などの案内が、その建物の近くの曲がり角などに設置されていると思うんですけども、傾いてしまっているものとか、相当古いな、いわゆる今どきつくったものじゃなくて、ペンキ屋さんが毛筆的な字で書いた時代のものだなみたいな、そういうふうに感じるものがあるんですけども、これはその場所に行く案内板ですので、それがわかれば十分役割は果たしているということにもなるんでしょうけれども、こういう市の管理する建物を案内するような案内板に対しては、どういう状況になっているのが市としては望ましいというふうに、今のわかればいいんだというふうにお考えなら、それもはっきり言っていただきたいですし、そうじゃないと思うのであれば、どういう状態が市の施設を案内するものとしては望ましいと考えていらっしゃるか教えてください。

○副市長（小島昇公君） 市の施設を案内する案内板につきましては、当然見た方がそれを見て、どこかなとわかることは一義的には必要でございますが、見た方がそこに落書きがあつて、その施設はどうなんだろうと思うようなことがないように、見た方が行ってみたいなと思えるようなことが、あるべき姿というふうには理解してございます。先ほど来の防災関係も含めまして、市内にはいろいろな標識や看板がございまして。そういった意味で、市民の人に見ていただいて、すぐわかるという目的と、それからどうしても立っているものですから、それが倒れることによつての危険性というようなことがございまして、担当課では適切な管理を心がけてはおりますが、実際には数多い標識、案内の中には、非常に見て好ましくないというものはあるのも事実でございます。先ほど、担当部長から答弁させていただきましたように、物によりましては、随時直しをかけている部分もございまして、現状としてはすぐに直す必要があるなというのがあるのも事実でございますので、それを確認しながら安全と見てははっきりわかるというところを、両方担保できるような形で進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○5番（和地仁美君） 役割を果たしているけれども、先ほど副市長の御答弁にあつて、確かにと思ったのが、ここにこういう施設があるなら使ってみたいなというふうに思ってもらえるような案内、特に公民館、市民センターとか、そうやって人が集う場所が、そのようなほうが私も望ましいと思いますので、いろいろな市政の中でやっていかなきゃいけないもの、優先順位、もちろんお金もかかることですので、あるとは思いますが、そこを再確認していただければというふうに思っております。

次に、標語についてなんですけれども、これは中央公民館の裏というか、その信号のところ黄色い大きな標語の看板があつて、まずそれが読めない。大事なところが赤字になっているんですけども、多分「お互いが手と手と心を合わせて明るいまちを」と書いてある、この「明るいまちを」が多分一番大事だから赤い字なんだろうけど、「明るいまちを」が読めないんですね。それで、そこによく市内にある落書き、多分1年以上前にされているのを私は見て、どきっとして、市役所の一番近いところにあるわけですから、いつどうなるのかなと思って、そこを通るたび見たんですけども、いつ通ってもどうにもならないという状況で、こういうことを考えて市内をいろいろ見渡してみても、今回の質問に至ったという、まず経緯をお話しさせていただきます。

市内には、さまざまな標語が書かれた看板と言えればいいんですか、スローガンが書かれたようなものが設置してあります。例えば街道沿いや駅前に設置されている青字に白抜き文字の「平和宣言都市東大和市」というようなもの、それから市が独自で設置している、そういうものは市が独自で設置しているのかなというふう

に思いますし、そのほかのものの中には、例えば団体からの寄贈によって設置されたもの、いろいろなスローガンとか、そういうものが書かれたものが市内には幾つもいっぱいあるんですけども、市が独自で設置しているものには、どのような種類のものがあって、市内にそれが幾つあるのか。また、そうでない団体から寄贈されて、市も一緒に連名で設置したものには、どのような種類のものがあって、それも市内に幾つあるのか教えていただきたいと思います。

○企画財政部参事（田代雄己君） 標語の関係でございますけれども、先ほど標識の数も申し上げましたけれども、ちょっと私のほうで公共施設の案内板等、私こっちの設置物、そちらにカウントしておりますので、そちらの数を最初に申し上げたいと思います。

台帳のあるものを除きまして、200カ所程度ものがあるのではないかと考えております。その中で、標語の関係ですけれども、宣言都市参画等につきましては、市内6カ所、市民憲章につきましては5カ所、男女共同参画の都市宣言につきましては5カ所、あるいは青少年対策地区連絡協議会の看板ということで、標語が書いてありますけれども、そちらにつきましては29カ所などですね。あるいは、防犯の看板ということで、今御紹介ありましたけれども、そういうものがございます。

また、寄贈によるものなんですけれども、企画課のほうで市民憲章、市役所の中庭にございますけれども、あちらにつきましては、東大和のロータリークラブから寄贈を受けております。また、青少年対策地区協議会のほうの名前が書いてありますけれども、下のほうにロータリークラブと書いてあるものが市内に2カ所ありまして、その二つにつきましては寄贈ということになっております。

また、公園等、提供公園があった場合には、その地主さんや、あるいはその開発した人から譲り受けているような状況もございます。

また、商工会のほうから東大和市の観光マップという形で、上北台の駅、あれも1カ所等寄贈を受けているというような状況でございます。

以上です。

○5番（和地仁美君） 今の御答弁ですと、台帳のあるものを除いてという前置きがありましたので、それ以外のものを多くあるものについては、台帳管理をしていないということは、今把握しているものが全てではないということによろしいですか。

○企画財政部参事（田代雄己君） 確認がとれたものということで御紹介させていただいておりますけれども、その確認に当たりまして、各課からその数が出てきておりますので、把握はしていると思います。ただ、台帳を持ってないということではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○5番（和地仁美君） 台帳がないということは、例えば私の自宅のそばの高木公園には、本当に読めない標語が、今まで本当に読めない標語があるんです、立っているんです。台帳がないということは、そこに木がすごい枝があって半分ぐらい見えない中で、それが立ち続けているんですけども、東大和市ということで。台帳がないということは、それがあつたということを、職員が見たことがあるという中で管理をするのか。それから、あとはいろいろな公園の柵のところ市が設置した柵がついて痴漢に注意みたいな、そういうような感じですよ。そういうものが、もう字が読めなくなったのが公園のフェンスの横に置いてあるとか、倒れてとか、横にされて、ちょっとよけられている、誰も回収に来ないし、読めないし、そういったものは台帳がないということが私は信じられないんですけども、今後はそういったものを台帳管理をしていくとか、定期的

にということ、何かお考えになっているのか教えていただきたいんですが。

○企画財政部参事（田代雄己君） 私どもで台帳がないと申し上げたのは、箇所数が台帳あるものにつきましては、さらに1項目の下に何十カ所というふうな数がありますので、トータルの数の中に入れるのが今台帳の数の個数まで把握しておりませんので出せなかったということで、御理解をいただきたいと思います。

また、今紹介がありましたような把握できてないものが仮にあるとすれば、その辺はきちんと把握をして管理していく必要があると思いますけども、私どもが調査した中では、個別に件数は上がっているんじゃないかというふうには考えているところです。

以上でございます。

○5番（和地仁美君） ちょっと理解できなかったもので、もう一度、台帳のあるものは数に入れられなかった、要するに台帳は今言った数には、いわゆる個別的にいったら数には入れてないですよ。なぜなら、台帳があるから、それは把握しているからいいんですよ。台帳がないものに関しては、数は言っているんですよという理解でいいですか。それで、それについては台帳を今後つくる予定は今ないというふうに理解したんですけども、それでよろしいですか。

○企画財政部参事（田代雄己君） 台帳のお話ですと、数上は項目として確認をしたところ、一つの項目があります。それは、台帳がありなので、市内に何十カ所か恐らくあるんですけども、先ほど申し上げました200カ所の中には、その個別の台帳の数は含んでおりません。ですので、台帳で管理していないものの個数一つずつ積み上げて約200カ所あるんじゃないかというふうに考えております。ただ今後、管理するに当たりまして、台帳が必要かどうかということの御質問だと思いますけれども、それにつきましては、その管理の方法も主管課とも調整したりしながら、望ましい管理の方法があると思いますので、その辺を検討させていただいて、対応してまいりたいと思います。

以上でございます。

○5番（和地仁美君） わかりました。

約200カ所ということでしたけれども、先ほど最初に聞いた標識というものは、なければいけないと言ったらちょっと言い方おかしいですけども、必要に迫られて設置していると思うんですが、いわゆる標語とか、スローガンとかは何か市が伝えたいとか、何かあって、絶対必要かといったら必要じゃないんですよ、絶対の話でいうと。でも、それを設置し続けて、それが約200個ぐらいあるというお話ですけど、今まで市が独自でそういったスローガンのものとか、標語の看板の設置に、では幾ら予算をかけているかということは把握されているのでしょうか。

○企画財政部長（並木俊則君） 今回標識、案内板等ということで、非常に多岐にわたっておりまして、私ども把握するのが時間がかかっている部分があります。それというのも、先ほどからお話が出ております部署によっては、きちんと台帳で管理しているところもございますし、またものを見ますと一覧表にはなっているんだけど、所在地がわからないとか、設置年度がわからないとか、いろいろなものの部分というのは出てきたかなというふうに課題は捉えております。そういった中で、市内に多数あるこういうような標識、あるいは看板等、御質問いただいた中で確認は幾つかしましたが、和地議員がおっしゃるような事実、把握してございます。そういう状況の中で、どのくらいの設置費用が市で設置したものについてはかかったのかと、わかるものもございますし、かなり二、三十年前のものと、もう調べようがないものとかもございます。当然直近のものでありますと、5年、10年ぐらいたと予算から追っていったり、決算で追っていったりということで把握はでき

ますが、全てが把握はしきれてないという状況があります。先ほどから出ておりますように、標識についても、案内板、看板についても、何千円のものから、何万円、何十万円、何百万円のもの、いろいろございまして、金額が大きいから台帳にあるとか、金額が小さいから台帳管理してないとか、それも各部署によって考えがございまして、いろいろな今までの何十年という方策の中で方法の中で管理してきたという状況がございまして、ここは全体的に先ほど副市長のほうでも答弁ございましたが、いろいろな種類、いろいろな関係部署が多岐にわたりますので、ここはひとつこれを機にいま一度原点に戻った中で確認作業を、それぞれの部署で入るような形になると思います。その結果、必要なもの、またそうでないもの、いろいろな結果が出てくると思いますが、当然のごとく回収するものについては、予算もかかりますし、場合によっては年数がかかるものもあるかと思いますが、危険性のあるものから対応していくというようなことの認識は、常に持っているところでございます。

以上でございます。

○5番（和地仁美君） 今並木部長の御答弁にもあったように、何十年も前に設置されたたんだろうなど、本当にわかって、見るからにわかるものがいっぱいあるんですけども、ですので今この時点でどうなっているんですかと言われても、もう30年前からそうなんだよという、この積みもり積もったことが多分あるというのは十分理解しています。ただ、今お話にあったように、10万円単位、100万円単位というものを、その当時の市のお金を使って、寄贈されたものもあるかもしれませんけれども、立てたというものを、それをお金を使って、それを大事だと思って立てたときはよかった、よかったというけれども、それを大事に使わないというものを目にしたときに受ける印象であったり、それを立てたときはよかった、よかったで喜んで終わらせるというような、そこの問題の本質的なところが私は非常に問題かなと思っているのと、寄贈されたものに関しても、お名前が書いてあったり、そこの中央図書館などは、これは何か寄附によって建てられましたというのが書いてありますけれども、それがもうすぐく傷んでいたりすると、ありがたみ、それを寄贈した人に対しても、すごい失礼というか、そういうような印象を受けますので、ぜひ今急にここ何日でわき上がった問題ではないということはわかっていますので、時間をかけて改善していただきたいなというふうに思います。

次に、これは標語の読めるものについての質問をさせていただきたいんですけども、市内の標語の看板については、その時々時代にあたり、もしくは市が今市民であったり、市を訪れた方に伝えたい、発信したいメッセージを掲示すべきと考えますけれども、その考えについては、市はどのようなふうにお考えなのか教えてください。

○企画財政部参事（田代雄己君） このような標語だったり、標識、あるいは設置物につきましては、市民の人に見ていただいて、理解していただきたいということが目的でございますので、まず内容がこの時代に合っているかどうか、あるいは視認性ですね、見た目がいいかどうか、あるいは老朽化で市民の方に危険性がないかどうか、総合的に現状を把握して、またそこで情報発信した内容につきまして、適切に伝えられるように管理していくのが望ましいのではないかとこのように思っております。

以上でございます。

○5番（和地仁美君） ちょっと私の質問と観点がずれるような感じがするんですけども、というのは例えば東大和市駅のロータリーであったり、玉川上水のロータリーであったり、そこに「ようこそ、平和都市宣言のまち東大和市へ」、それはうそではないと思います。平和宣言都市をしているわけですし、市役所のところにあるのは「交通安全宣言のまち東大和市」、「男女共同参画」、あとは「平和都市宣言」、3つ掲げてあるん

で、それは間違えでもないし、悪いことでもないんですけども、最近今の市政の中で人々に知らせたいのは、例えば先ほど壇上で言わせていただいた「将来の都市像の人と自然が調和した生活文化都市東大和市へようこそ」のほうで、私は何となく今の時代というか、今のこの市が目指しているものにマッチしていると思うし、観光という施策を考えたときに、平和宣言都市というのも悪くはないんですけども、来た人はここは自然があるところのまちなんだなど感じてもらったほうが良いと思いますし、あとは市民協働というものを、いろいろな場面で最近よく耳にしたりしますから、それを市民の方にお伝えするような、そういった標語のほうで、私はそれを立てておく意味もあると思いますし、非常に効果も上がると思うんですが、そういったもの、標語に関して、見直しをかけたり、どうせここに掲げるなら、このほうが良いというような、そういった企画とか、何年かに一遍は見直すとか、そういったことというのは庁内にはないのでしょうか。

○副市長（小島昇公君） 駅前ですとか、いろんなところに市民憲章ですとか、標語ですとか、ものがございませぬ。それを立てるときには、そこに立てるのが一番ベストだという判断で立ててきたものでございませぬ。ただ、それが20年もたった後で、適切かどうかということについてのチェックというのは、正直言って余りかけてないのが現状でございませぬ。今回見るのが難しいものから、読めないもの、危ないもの、いろいろな御指摘いただきましたので、全体をもう一度再確認する中で、その件についてもあわせて検討したいと思います。

以上でございませぬ。

○5番（和地仁美君） 今副市長の御答弁にもあった、私今まだ触れてない市民憲章も市内に5カ所あるということですけども、私が日常的に使う駅、武蔵大和駅の駐輪場のところにも、さびて、さびて真っ茶色になっている手書きの市民憲章があります。今市のほうでは自治基本条例についても、いろいろと検討されているというお話があるんですけども、そこには市民の方も参加して意見を聞いてとか、いろいろ最近ではタウンミーティングもそうですし、市民の方の意見を聞いたり、いろいろやりとりをする場面がいっぱい持たれていいなと思うんですけども、そういうところに参加して一生懸命東大和市のことを考えようか思っている方が、市民憲章がさびたものが、ぼんとまちの中にいっぱいあるのを見たときに、それを見たときに、どう感じるのかなというふうに思います。この市民憲章5カ所ということですけども、これ先ほどちょっと把握されてないということでしたけれども、もう一度聞きますが、この5カ所を設置するのに当たって、どれだけ予算をかけられたのか。それから、市民憲章の書かれたものを設置する、町なかに設置する目的というものを再確認させていただきたいんですけども、それは何なのでしょう。

○企画財政部参事（田代雄己君） 現在5カ所市民憲章市内にございませぬけれども、一つが中庭にあるものにつきましては、ロータリークラブからの寄贈ということになっておりますが、残りの4カ所につきましては、導入費用というか、設置する金額は把握しておりませぬ。

それと、市民憲章の目的でございませぬけれども、この市民憲章は昭和55年10月1日に市制施行10周年を記念して制定された内容になっております。その当時の制定要領を見ますと、その時代背景が大分連帯意識というか、それが規格になったり、あるいは心のゆとりや潤いが規格になっているというような時代背景がございまして、住民相互の理解と協力のもとに、精神的な豊かさを取り戻し、地域への連帯感を強め、日常生活の規範となり得る市民憲章を市民みずからの手で制定してほしいという目的で、これが作成作業が始まったようです。そのようなこともありまして、その当時、市民の皆様が親しまれて、愛されてもらうような内容として、ああいう看板という形で一つの周知の方法という形で設置されたというふうに認識しております。

以上でございませぬ。

○5番（和地仁美君） 今の御答弁ですと、その当時の時代背景もあり云々と。それから、それを市民のその当時はよく市民の方に知ってもらうために設置したようだみたいな過去形なんですけれども、今市民憲章の扱って、どうなっているんですか。今も、これ設置しているということは生きていると思うんですけれども、今も生きています中で、こういう状況でやっているとしたら、今それを設置している目的というのは、その当時はそうだったと思うのではなく、今はどうしてこれを設置しているのかを教えてください。

○企画財政部参事（田代雄己君） この市民憲章につきましては、その当時も議会の議決もいただきながら、市としての方向性を示したものであると考えておりますので、こちらにつきましては、継続して取り組みが必要なものではないかというふうに考えております。その関係もございまして、看板を設置しているということでございます。

以上でございます。

○5番（和地仁美君） 市民憲章大事ですか。大切ですか。大切に市民の方に知ってもらいたいから設置しているということでしょうか。

○企画財政部参事（田代雄己君） 現時点でも大切なものだと認識しております。

○5番（和地仁美君） 大切なものだと思います。大切なものですから、それを見た市民の方が大切だなと思ってもらえるような、もうさびで読めないような、そういう状態と今おっしゃった市の考えの大切ということが、全く整合性を感じないので、ぜひもう一度目的を確認して、その目的に合ったものを目的に合った状態で設置していただいたほうがいいのではないかなというふうに思います。特に、これから市民協働やいろいろなところで市民の方も、このまちを盛り上げていく一員なんだという意識を持っていただきたいという中で、東大和市という管理の書いてあるものの、さまざまなスローガンや市民憲章、その持つ意味は、それを伝える以上のものがあるというふうに御認識いただいて、今後管理をしていただきたいというふうに思っています。

標語とか、いろんな看板がいろいろなところに、市役所のああいところは市の敷地内で立っていると思うんですけれども、市内に今言ったいろいろな管理のちょっと改善の必要ないろんなこういうものが立っているんですけれども、その立っている土地に対して、占有料、いわゆる地代ですよね、発生しているような箇所というのは、何カ所ぐらいあって、それで年間それに対して幾らぐらいお支払いになっているというか、支払っている、市のお金を費やして、それを立てているということになるので、それは幾らぐらいなのか教えてください。

○企画財政部参事（田代雄己君） 庁内確認しましたところ、賃借料を払って設置している看板はないということで確認がとれております。ただ2カ所、賃借料ということではなくて、御札という形で民地につけさせていただいているものが2カ所あります。

以上でございます。

○5番（和地仁美君） 済みません、御札というのがよくわからないんですけど、御札というのは、そのスタートのときに御札を払って、毎年とか、毎月、恒常的にかかるものではないということですか。御札というのは、どういうお金で幾らなんですか。

○企画財政部長（並木俊則君） 今企画財政部参事のほうでお話した御札という言葉を使いましたが、予算的には8節の報償というところで、毎年度最初だけじゃなく、毎年度支払っているような形になります。賃借料の計上で払っているものはないというところでしたが、やはり民有地ですので、私ども市からすれば看板を設置させていただいて効果があるということの中で、かといって賃借料で使用料で払うと相当な金額になります

ので、それ以下の部分で市としての報償の意味を込めたものとしての予算計上し支出しているという内容でございます。

以上でございます。

○5番(和地仁美君) 2カ所、それがどこでどういう状態で立っているのかというのは、ちょっとまたほかの質問もありますし、もう一つ一つ言っていったら大変なことになりますので、この2カ所、毎年お金をかけてまで立てている、それがちゃんとその意味をなしているのか、ちゃんとした状態なのか、それともただ毎年、毎年の流れの中で確認もしないで、地代を御礼というか、報償ですね、それを払ってずっとそれを維持しているのかということは、きちんと見直しをかけていただきたいというふうに思います。

今いろいろこの標識、標語などについて、御質問しましたが、あと1点、市の広報板というのが市内にいろいろ設置されていて、ポスターやお知らせ張るものがあると思うんですが、それもいわゆるあばら家的な感じになってしまったり、木が大きく育って、木の後ろで余り半分ぐらい見えなくなってしまうというようなものを見かけるんですけれども、この市の広報掲示板は市内に幾つあって、それはどういう状況か把握されているのか。今後何か対策があるのか、決まっていたら教えてください。

○秘書広報課長(鈴木 尚君) 市内の広報掲示板につきましては、市内28カ所現在設置してございます。こちらにつきましては、今和地議員からも御指摘がございましたが、傷みの激しいものもかなり見受けられるようになりました。これまでは、年に一、二カ所ですが逐次その傷みの目立つものの修繕をしてきたんですが、実際はもう間に合っていないという状況もございました。したがって、今年度、25年9月に全体的な調査を私も担当でいたしまして、新年度の予算に向けての計上を行ったというところでございます。

○5番(和地仁美君) そうしましたら、来年度は全てが新品になるわけではないですけども、今よりも改善されて、ちゃんと市民の方にお知らせすること、伝わりやすい、もしくは市民の方が都度目を向けるような状態になるという理解をしましたので、ぜひそれはよろしく願いいたします。

この2つの問題、この標識、標語、いろいろないわゆる市の名前で市内に設置しているもの、これはいろいろ当市マスタープランとか、住宅マスタープラン、こんなまちにしたいということが、すごいすてきなことが書いてあるんですけれども、それを発信している市が、もう何か設置した看板が横になっていて、もう捨てられているんだか、撤去もされないんだかというのは、やはりこれから一緒に市をつくっていこうという市民の方にとっては、その看板が読めない以上の行政の仕事に対する姿勢が見えるような、何となくどこかのお宅に行ったらトイレがきれいになってなかったらみたいなのと同様に、そういうような基本的なところが行政の仕事の取り組み方として、かいま見えてしまうような、そうではないという部分もいっぱいあると思うんですけれども、その印象でやっぱりまちの中で持たれてしまう危険性があると思います。

問題は2つあると思うんですけれども、平和都市宣言をしたときは、みんなでよかった、よかったと、あれを立てたんだと思うんですけれども、一つの例として。それを継続的に管理できる、まず仕組みがないんだと思うんですね。20年、30年、どこにあるのかわからない。これに対して、まずどういうふうに今後対処していくのか。今後は、どうやって管理していくのか、30年以上も立っているものを、誰かがどこかでえいやでやらないと、またこれが40年、50年いっちゃんいますので、覚悟を決めて何か1回整理して、これを今後どうやって継続的に管理していくかということを考えていращやるのかというのが一つ。

あと、もう一つは申しわけないんですけども、職員の方の意識かなと思います。まちを歩いていますよね、職員の方も。仕事でも走っていますよね。例えばその中央公民館の後ろの看板の落書きは1年以上もされて

いるし、字が読めないのはもっと前からだと思います。それを見たときに、私の管轄ではないから、私の課で関係ないからいいわと思っちゃうのか、もう見なれていて見えないのか。それとも、市内のそういうものは私たちの仕事ではないわと思っているのか。見たときに、お金がかかるから立てかえられないという事情はわかるけど、あれは問題だなというふうに、庁内でみんなは気づいて知っていますと。できれば、今回のこの質問のときには、知っています、お金がないんですという答えならいいんですけども、まだちょっとよくわからないというものがいっぱいある状態というのは、こういった自分の家の前にごみが捨てられていたりしたら、皆さん誰でも気づくと思うんですけど、市内全部は市役所の方のいわゆる職場とか、守っていく、向上させていく場所じゃないんですか。民間だったら、そういう店舗が汚れていればとか、看板が汚れていればというのと同じことだなと私は思うんですが、そういった職員の意識改革について、今後どういうふうに対処されようというふうに思っているのか。要するに、管理する今度仕組みをつくるのかどうかと、職員の意識の改革について、どういうお考えかを教えてください。

○副市長（小島昇公君） 非常に、種類の多い、数の多い、市民憲章を初めとした標識、看板の現状から、今後のあり方についてというのが一つございました。

これは、先ほど御答弁をさせていただきました内容でございますが、現状をつぶさに再確認するというのが第一でございます。そして、やはりその設置の目的に合う状況に速やかに改善をしていきたいと考えております。その中には、当然今後どういうふう管理していくかということも含まれると思っております。

市長が一番気にしているところでございまして、庁舎内のカウンターにおける配布の書類ですとか、ポスターですとかというのと、非常に近い内容だと思っております。市長は常々、そこについては職員の気づきについて指導しております。それが、ここまで至っていないという点で大変申しわけないと思っております。職員は、まちづくりに対して前向きに一生懸命やっておりますので、そのところはもう一度強く認識を持ってもらうような指導をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（尾崎信夫君） ここで10分間休憩いたします。

午後 4時21分 休憩

午後 4時30分 開議

○議長（尾崎信夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○5番（和地仁美君） いろいろと標識や設置物、あと標語について、お話しさせていただいたんですが、最後に1点、よく高校とか、私立の高校とかで、正面玄関のところに縦で野球部が何とかでしたみたいな、こうやって取り外しが可能なメッセージとか、皆さんに知らせたいことをやっているのなんか見んですけども、法的に可能かわかりませんが、例えば市民の方に知らせるといって、「うまかんべえ～祭」がいつどこでやっているよとか、前回質問で取り上げさせていただいた中学の吹奏楽部がこうだよとかといって、市民の皆さんにその時節、時節にタイミングよく告知をするものを、例えば市役所の正面玄関のどこかわかりませんが、壁に第二駐車場のあそこの横の横断幕、余り目立つようには思えないので、何かそういう取り外しのきくようなものとかで、そのとき、そのときに伝えたいものを伝えていくなんていうのも、市役所を訪れたり、まちを訪れた方がお祭りやっているんだな、こんないい成績上げている学校があるんだなみたいな、そういういろんな何々週間とか、そういうのも伝える方法として一つアイデアとしていいんじゃないか、法的なところは

ちょっと済みません、確認してないのでわかりませんが、そんなことも今後は検討していただいてもいいんじゃないかなというふうに思っております。

次に移りたいと思います。

2番と3番、景観についてと、都との連携のところは再質問ちょっと一旦内容が重なる部分があるので、一緒にやらせていただきたいと思います。

まず、風致の関係が4月より市に移譲されるということで、当市の風致地区は廻田風致地区、いわゆる湖畔の一部のところというふうに理解していますが、それについては間違いがないか。また、廻田風致地区が設定、そこを風致地区と設定されて時期や経緯、あと理由などについて、概要で簡単に構いませんので、そこについて教えていただけますか。

○都市計画課長（當摩 弘君） 当市におけます風致地区につきましては、廻田風致地区1カ所で間違いございません。

この風致地区が指定された経緯なんです、昭和36年10月5日に当時の旧都市計画法に基づいて、建設省のほうで告示をされてございます。指定の理由なんです、これは建設大臣から東京都市計画地方審議会長宛てに宛てた理由書に記載されているものなんです、本地区は武蔵野の野趣、これ「野」の「趣」と書きまして、野趣をとどめる景勝地であるので、本案のように風致地区を指定し、風致の保護・育成を図ろうとするものであろうと、こういった理由がついてございます。

以上です。

○5番（和地仁美君） ここにいらっしゃる方、皆さんも多摩湖のところの自然が残っているととてもすてきな雰囲気というのは、もう皆さん十分御理解いただいていると思いますが、風致地区に指定されたということは、その景観を維持、管理していかなきゃいけないという特別な設定というふうに理解していますので、それは当時の国のほうから、都のほうからも、そこはそういう景勝地だということを認められたというふうに理解しております。今の説明で理解できました。

風致地区の許可権限が4月から市に移譲されますが、都が権限を持っていた現在までは、市長答弁にありましたように、居住者及び地権者の皆様の協力が欠かせない、要するに維持、管理をしていくには、そこに住んでいらっしゃる方に協力していただかないと、すてきな風景は維持、管理をするためには、協力は欠かせないというふうに御答弁されていましたが、都が管轄していたときには、その居住者や地権者の方と、どのような協力をされていたというふうに把握されているでしょうか。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 市長答弁の中で、住んでいる方たちの協力が必要だという部分でございませけれども、当然都市計画で位置づけたものの制限につきましては、指定を制限するものがかなり強い、自由度の高い土地利用ができないといったようなことがございます。そういったことから、内容をよく知っていただき、そこに住んでいる以上は、それを守っていただくということを知っていただくということが必要になります。そういったことで、東京都も建設省から受け継いだ後もホームページやパンフレット等により、周知していたということがございます。そのようなところが、主な協力を、表立って協力してくださいということではなく、制度を知っていただくということで協力を求めているということになるというふう認識しております。

以上でございます。

○5番（和地仁美君） 多摩湖も、とてもすてきなところなんですけれども、比較していいものかわかりませんが、例えば鎌倉市なども風致の条例など、また市に移譲されるに当たって、やっぱりあそこは観光地ですので、

その市民の皆さん、風致に指定されている地域の皆さんに、より具体的にこういう形でやってほしいというのが図解であったり、例の絵であったり、こういう事例の絵であったり、こういうふうにお庭の木を植えてくださいねとか、壁の色だとか、何か増築するときにはこうですよという、非常にわかりやすい細かい、いわゆるガイド、市民の方が見てわかる、それで協力して鎌倉のまちの景観を維持していく、維持、向上させていくという市の姿勢が見えるんですけども、東大和市は鎌倉のような観光地ではないですけども、東大和市のいいところといったら多摩湖というのは、皆さんまず言うような部分ですので、そこを風致でこれから市が取り組んでいく、権限が移譲されるということになりますので、東京都が管理されていたときは、いわゆる建蔽率、容積率というところなどで、縛りをかけたり、いろいろなところでいわゆる法的な建築条件的な、そういうところでやっていたのを協力というふうに呼んでいるのかもしれませんが、4月から市がやることになるなわけですから、市として4月からは、どのようにそこに住んでいらっしゃる方や地権者の方と協力、具体的に取り組んでいきたいなど、まだ決まっていること、決まっていないことあるかもしれませんが、そういうものがありましたら教えてください。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 　ただいま鎌倉市の例を挙げていただきましたけれども、鎌倉市はここも権限移譲に伴いまして、条例をつくる際に、まずは市民にその内容を知っていただくために、丁寧に意見公募の中で、そういったパンフレットをつくってやりました。当市におきましては、鎌倉ほど広い地域に指定されているということではなく、ある程度住んでいる方たちが限定されていて、よく御存じだというようなこともありますので、そういったことは行っておりませんが、今後につきましては、東京都が現在でもパンフレットを作成しているというようなこともございますので、似たようなパンフレットにより周知するといったようなことを行っていく必要があるだろうというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○5番（和地仁美君） 　まだ、4月からスタートするということですので、現状は都から都が管理していたときのものを、まず引き継いで、多分今後これからの観光施策やいろいろなものと織りまぜながら、多分私たち東大和市ならではのやり方というものを確立していくのかなというふうに、前向きに捉えさせていただきます。

　当市の特徴を言いかえると、長所としてしばしば取り上げられるのは、多摩湖周辺の自然環境、特に桜の名所として、また狭山丘陵というものもあります。それから、最近ウォーキングなどでも愛着を持って市民の皆様が歩いていらっしゃるスポットとして、空堀川の河川敷の遊歩道などがありますが、これらは都、もしくは特に桜、住所でいうと狭山のあたりのやまと苑の対面の桜がいっぱい生えている、そのところは水道局の管理であったり、もしくは都の管理ですよということもあり、今までの議会の中でもほかの議員の方の一般質問の際に、そこら辺に関する話を聞かれたときは、市の思うようにはいかない旨の答弁が何度かあったと思います。それは、都の管理だから、水道局の管理だからということがあったかと思いますが、4月から風致地区の権限が市に移譲されることは、先ほど壇上でも言わせていただきましたが、その土地を知っている基礎自治体が、その土地のよさを維持、向上させるようにしなさいねというふうに前向きに捉えることもできるというふうに考えた場合、市の発言を今まで以上に重きが置かれて当然だというふうに考えます。

　その上で、多摩湖周辺の桜の木が例えば老木化したものを、ここ数年切り倒されるというか、それはもう年をとってしまった木なので、仕方がないことなんで、それが切られてしまうというのを、よく目にしているんですけども、切り倒した木を補い、桜の名所として維持、向上させるために、市は都や水道局、自分の管理している土地の木を切っているんだからというふうに相手は思うかもしれませんが、当市としては、そこは名

所なわけですから、そこの桜の木を切られてしまった後の保管を、どういうふうにさせていただけるのかということ、何か都や水道局に働きかけをしていることはあるのでしょうか。

○環境部長（田口茂夫君） 東京都の水道局のほうに過去に確認をさせていただいております。そのときの水道局のほうのお話からしますと、枯れて危ない木については、古木などですね、伐採などをしているということをお話を聞いております。また、一部堤防の下、東村山側のほうになると思いますが、あちらのほうにつきましては、東京都さんのほうになるかと思いますが、そちらのほうにつきましては、若い木のほうを植えかえているということは、私どもも承知はしております。

先ほど、ちょっと話し戻りますが、水道局さんのほうとしましては、今後の方針といたしまして、27年度以降に計画を策定していきたいという予定があるというふうなお話を得ておりますので、その計画を策定するような際につきましては、市としても意見を述べていきたいというふうと考えているところでございます。

以上です。

○5番（和地仁美君） 済みません、この計画というのは、そこの桜の木をどういうふうに整えていくかという、そういう景観に関する計画ということでいいですか。

○環境部長（田口茂夫君） 水道局が管理している樹木ですとか、そういったところの全体的な多分計画だというふうに伺っておりますので、当然水道局用地は今議員のほうからお話がありましたやまと苑の前のあたりも水道局用地になりますので、あそこも含んでいるものとして解釈をしております。

以上です。

○5番（和地仁美君） ぜひ、27年度以降の計画には、東大和市の景観の中でも市民の皆さんがとても好きな場所だと思いますし、代表的なところだと思いますので、市側から意見も積極的に伝えていただければというふうに思います。

それから、次に先ほど言いました空堀川の河川敷の件なのですが、市長が就任されたときの所信表明の中で、引き続き空堀川の緑化に取り組んでいきますというふうにあったんですけども、引き続きということは、その前もやっているということですので、その空堀川の緑化に関して、市が今までやっていることは、どんなことがあるのか教えてください。

○土木課長（木村哲夫君） 空堀川の河川整備に伴いまして、当然のごとく河川の部分と左右にございます河川用通路の整備ということで一体化した事業を東京都のほうで行っておりますが、こちらの河川用通路の部分に関しまして、極力緑化、特に樹木等の指定等はしてございません。高木、余り高い高木は最近東京都のほうは植えてないようでございますが、低木と中木関係、あと河川の中につきましても、なるべく自然に近いものということで、あえて植えているようなことはございませんが、自然の草花が生えるような構造ということで、そういう意味での緑化ということで、お願いしている状況でございます。

○5番（和地仁美君） 今御答弁聞きながら、誰がやっているのかなと思いながら聞いて、私は市が何か引き続きやって、要するに引き続き取り組んでいくということは、市が何か取り組んでいたのかなというふうに思ったんですが、お願いしていくということでしたので、やはり都がやっているという状況なのかなと思います。それで、例えば空堀川の河川敷と言えいいんでしょうかね、遊歩道の景観を向上させるために、東大和市の花はツツジですので、それを植えてみるとか、そういった取り組みを今まで考えたことがあるのか。また、それを実現できない理由は、今までそこは都の管理ですからということでしたが、要するに都が空堀川の緑化に取り組んでいるだけで、市は取り組んでいなくて、都にお願いをするという形だけで今までできているという

ふうには先ほどの御答弁で理解したんですけれども、都にどういう働きかけを市として積極的にしているのか、もしくはしたことがあるのか、していないのか、そこら辺を教えてください。

○環境部長（田口茂夫君） 河川の改修に当たりますとは、土木課長のほうから先ほどお話をした内容があると思いますが、環境部のほうの関係でお話をさせていただきますと、清水、富士見緑地の南側のサイドですね。そちらのほうに、東京都から占用許可を得ておりまして、そちらのほうで緑のボランティアさんのほうが花を植えたりですとか、そういった活動をしているケースがあるということも少しお話をさせていただきたいと思います。

以上です。

○5番（和地仁美君） 今東大和市が取り組んでいるさまざまな施策の大きな柱として、観光ということがありますので、空堀川の周辺もそういったウオーキングであったり、市民の人がちょっと憩いの場というふうな認識にもっとなるように、都のほうにぜひ働きかけを行っていただいて、名所と言われるぐらいの形にしたらいいかないかなというふうに思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

市内の景観というか、緑化、もしくは花を植えるといったような流れの中で、花いっぱいについて、少しお聞きしたいと思うんですけれども、先ほどの市長答弁では道端や河川沿い、住宅や企業の敷地などに、花による緑化が図られればというふうな御答弁ありましたけれども、図られればというのは、図られれば私も思いますが、その活動する主体というのは誰ですかね。市内の緑化、お花がいっぱいあふれる住宅や企業の敷地、河川、道端という例が出されましたが、その活動する主体は誰ですか。

○環境部長（田口茂夫君） 活動の主体ということでございますけれども、基本的には公共施設ということであれば、学校ですとか、市役所、公民館、それぞれいろんな公共施設の管理者があるかと思っておりますので、そういった管理をしている部署であり、当然全体的に言えば市ということになるかと思っておりますが、それ以外に企業の敷地ですとかということになりますと、その企業の管理をされている方、または当然市内のそれぞれの住宅ということであれば、その住宅に住む市民の方が主体になるのかなというふうに思っております。そういったことではあります、やはり市といたしましても、そういったことを進めるための施策ということで、そういったことをどのような形に進めるかということは、市としても検討する一つの要因にあるかなというふうには思っております。

以上です。

○議長（尾崎信夫君） ここで、あらかじめ会議時間の延長を行います。

○5番（和地仁美君） 確かに、そうだと思います。個人のお宅のお花については、そのこの住んでいる方がやられるというのが当然のことだと思いますが、オープンガーデンとあって、いろんな方に自慢のお庭を見ていただくとか、そこを散策するということをやっている自治体であったり、その地域みたいなものがあるということは、多分皆さんも十分御承知だと思いますし、そういった取り組みもしようということが、今までさまざまな表明のところで、そのオープンガーデンという言葉自体も出てきていると思います。そういったことを考えたときに、それをどうやって推し進めていくのかなというところが、まだ全然見えないので、花がいっぱいになったらいいなと思っているだけで、ずっと足踏みをしているような印象がありますので、ぜひとも景観というところで観光の面もいろいろ言っていることですので、ぜひそれを具体的に進めていただきたいと思います。ここで一つ国体の開催のときに、商店会であったり、各種団体の方にプランターとかをお願いして、駅前を飾る花について育てていただいて協力をさせていただいたということが、実際にもう事例として

市内で行われているわけですね。

それから、公園などの美化などに関しては、今お話も出た緑のボランティアさんたちが活動していられるというところも承知しているので、言うところの協働による花いっぱいであったり、緑化というものの種とか、芽は少しでも市内に、あの国体のときもあったというふうには私は認識しているんですけども、そのことを考えたときに、この実績とか、この活動を一つの運動の芽を育てるという意味も含めて、維持、向上させていくという、もう国体が終わったから終わりというんじゃないで、そのときにやってくださって、ちゃんとお花が並んだ部分があるわけですから、それを誰か引き継いで、国体は終わったけれども、引き継いで、またそれをどんどん徐々に輪を広げていくというような話は庁内では進んでいるのか、国体が終わったら、はいこれで終わりということになっているのか、それを教えてください。

○環境部長（田口茂夫君） 国体の関係の引き続きというわけではないんですけども、環境部のほうでは、先ほどお話がありました緑のボランティアさんにつきましては、昨年まではどちらかというと個人、ないしはそれぞれのグループで活動をしているというのが中心であったというふうに、我々も認識しております、ちょっとそういった意味では横のつながりがないなというところを、そういった御指摘等もいただきました中で、ことしに入りまして、緑のボランティアの連絡会という形で情報交換の場として開催をいたしました。その中で、いろんな御意見をいただいてきております。また、その連絡会におきましても、今後も定期的に情報交換をしていきたいというふうな市民の方々からの御意見もありましたので、3月に入りましても、そういった定期的な会議を開いていくと。その中におきましては、市が主体になるということも一方には意見があったんですけど、どちらかというと市が主体になると、どうしてもやらされ感があるので、なかなか広がっていかないということで、自分たちで考えていきたいというふうな意見もございまして、こういった会議を定期的開催し、市としてもどういったことが協力できるか、そういったところも含めて、検討を進めていきたいというふうには考えております。

以上です。

○5番（和地仁美君） ちょっと個人的なことになって申しわけないですが、国体のときに東大和市駅の周りにハンギングバスケットのお花があったりとか、あとハンギングバスケットのコンテストみたいなのが駅前ややっていて、とてもすてきなというふうに思ったんですけども、それはもう去年国体が終わったから、ことしはないという認識でよろしいですか。

○社会教育部長（小俣 学君） 国体の期間中に商工会のほうで進めていただきましたハンギングの件につきましては、大会期間中も非常に会場を盛り上げていただくことができたと思っております。今後につきましても、検討が進む中では、そういう商工会の方、あるいは育てていただいた小中学校や市内団体の方々には、お声をかけてやっていただけるような、そんな話はいただいておりますので、そういう部分では、これで終わりということではなく、また引き続きお願いをしていけるんじゃないかなというふうには思っております。

以上です。

○5番（和地仁美君） 今私がいいなと思っているものは、何もなくて話をしていっているのではなく、1回市内で、それが実現されたものを、それでせつかなのに終わりにしないで、継続をするという話をさせていただいているので、ゼロから何かを生み出すというよりも、国体がきっかけになったかもしれませんけれども、今まで花いっぱいのまちであるとか、まちの緑化というのは、いろいろ掲げている中で、本当に変わったなど感じるものは、あの国体のときが一つの例になっているはずですから、その経験をそこでぷつと終わらせな

いで、ぜひともその芽を育てていただく。先ほどあったような、行政からやらされているというのが嫌だという部分というものもありますけれども、やはり行政がフォローしていかないと進まない部分というものもあると思いますので、それこそ本当に協働の第一歩という形で取り組んでいただいたほうがいいのではないかなというふう思います。

以上、私の一般質問の再質問したいことは、それぐらいなんですけれども、宮崎県宮崎市がいわゆる新婚旅行がはやり出したところに、そういう方を呼びたいということで、観光地化を一気にしたというお話を伺ったんですけれども、商店街にプラスチックじゃなくて、きちんとセメントというんですか、コンクリートでできた固定されて大き目のプランターがあって、それを一つ一つの例えば何々信用金庫というのを看板をつけて、ここは何々信用金庫さんがきれいにしてくれていますよという、企業イメージのPRも込めて、だから多分あのプランターは市が用意したんだと思うんですよ。でも、あとはそこで自分たちの企業イメージの向上、店舗のイメージの向上という形で、それぞれが思い思いのお花を植えて、商店街がお花がいっぱいになっているのを見たんですけれども、先ほど言った市がかかわるというのは、やる方も窮屈になるという部分もありますが、例えばそのハードの部分を最初市が用意して、あとはもうお任せしますからでやるほうも自分たちのPRになるような看板をつけてあげるとか、そういう工夫をするようなことも協働の一つの足がかりになるんじゃないかというふうに思っております。

以上、最初から標識、標語から始まって、最後は緑化、あと桜のことだの、いろいろお話聞かせていただいたんですけれども、全体に関して今後の景観、あと観光施策、行政がかかわる部分の市内の管理みたいな部分について、全体を通しての市長のお考えや何か今後についての御意見がありましたら、お聞かせいただきたいと思っております。

○市長（尾崎保夫君） いろいろと御質問をいただいたりとか、御提案をいただいたということでございまして、おっしゃること、そのとおりだなというふうな、特に看板は何も言うことはないくらいでございまして、環境に関係、それ以外に景観につきましても、空堀川とか、狭山丘陵、桜ということで、私も常々その辺のところを利用してというふうな思いで、いろいろと話はしているんですけども、なかなか具体的にはなっていないというのが今の実態かなというふうに思っております。

特に、景観だとか、環境というのは、担当部署というか、所管の部署が非常に多岐にわたっています。先ほど、看板の関係もそうですけど、それぞれの看板はそれぞれの所管の場所でやっていて、それを総合的に市全体、要するに景観という立場から市全体をコントロールするというか、調整をする部署がなかったとか、これは環境についても同じようなことが言えるのかなというふうに思っております。そういった意味で、組織のあり方も含めて、これからそれぞれの所管の部署が、それぞれ景観にしろ、観光にしても具体的にいろんな行動を起こす歩調を合わせて、それを全体を調整する組織というか、そういうふうなものを、もう少し明確にしていく必要があるかなというふうには思っているところです。

また、花いっぱい等につきまして、国体の関係でいろいろとやっていただいたという、その足がかりというか、それはできたのかなという思いはあるわけですけども、また今後あそこのロータリーの中だとか、いろんなところで市民の皆さんにもお力をかりながら、あそこをきれいに、いつも花いっぱいのロータリーにしたいなというふうなことで、今いろいろと検討させて、これからというところでございます。

また、花いっぱいという意味での環境、それからもっと広い意味での環境という意味で、市民の皆さん、それぞれがいろんなところから御提案をいただきながら、市と一緒に進んでいけるような提案も既に出て

きているということで、そういった意味では市民の皆さんも今までのように、行政にというだけではなくて、自分たちでできることは自分たちでと、そういうふうな意識を持った団体が出てきているということは事実ですし、そういう団体の皆さん方を、ぜひもっともっと引き上げてという言い方はおかしいですけども、私どものほうもバックアップをしながら、もっとたくさんの方にそんな意識を持ってもらえるようになっていきたいと。そのためには、職員自身が変わっていかないとだめかなというふうに思いますので、職員につきましては、先ほど副市長からお話があったように、気づきということで、いろんなどころでもっと意識を変えるという意味で、気づいてもらわなきゃ困るということで、いろんなどころでお話はさせていただいているわけですが、なかなかうまくいってないというのが実情で、これからもより一層しっかりと対応していきたいというふうに思っています。

以上です。

○5番(和地仁美君) まさに、そのとおりだなと思います。

東大和市の自然環境であつたり、いいところはより磨きをかけてよくして、先ほどの最初の看板系の話は、もう30年以上のうみがたまつたというか、それをぜひこのタイミングできれいにさせていただいて、そして市長のおっしゃっている市民の方のいろいろな緑とか、花いっぱいというところを協力をさせていただいている、いうこと、もしくはそういう芽が出てきているときに、そういう方たちが一生懸命やっているのに、何だこの看板はと思ったときの、その気持ちですよね。やっぱり、行政も頑張っているから、私たちも協力したい、一緒に頑張りましょうとなるのに、いろいろ言っているけど、この看板は何なんだというのが普通のひとの心情だと思うんですよ。ですので、緑化であつたり、環境のきれいであるというのが、好循環に回っていくように、ぜひともこれをきっかけに改善していただきたいと思ひますし、職員の気づきという部分については、やはりそこは企業だと企業風土と言い方しますが、庁内の風土を変えるというのはリーダーしかいないので、もうぜひとも市長のリーダーシップでいろいろな細かいところに気づいたり、きちんと管理継続、点で終わらないようにするような仕組みとか、仕事の運び方ができるような形になっていただければと思います。

以上で私の一般質問を終わりにさせていただきたいと思ひます。ありがとうございました。

○議長(尾崎信夫君) 以上で、和地仁美議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 中間建二君

○議長(尾崎信夫君) 次に、18番、中間建二議員を指名いたします。

[18番 中間建二君 登壇]

○18番(中間建二君) 公明党の中間建二でございます。通告に従い、平成26年第1回定例会における一般質問を行います。

初めに、3・11東日本大震災から3年を迎える中で、この間の災害対策の充実について伺います。

あと8日後の3月11日には、あの東日本大震災から丸3年を迎えることとなります。千年に一度と言われる未曾有の大災害は、日本の戦後社会から被災後社会への転換と言われるほどの社会のあり方、人間としての生き方の価値観の大転換をもたらしたとも言われてまいりました。この3年の間、日本政府を初め東大和市民も、そして私ども議員も、それぞれがみずからの置かれた立場で被災された方々に思いを寄せ、一日も早い被災地の復興支援のために、できる限りの行動を行ってきたものと思ひます。

私ども公明党市議団は、本年1月、宮城県登米市と石巻市を訪問し、発災から3年が経過しようとしている

今、被災地の置かれた現状と、そして私どもができ得る復興支援について、調査活動を行ってまいりました。今回私どもが懇談する機会を得ました登米市の布施市長は、このようにおっしゃっておいりました。

私は市長として、被災され避難をされているお一人お一人の気持ちに、どこまでも寄り添い、全ての方が生活再建をしっかりと果たせるまで、最大限の支援を続けていきたいと。そして、東京の皆様にも東大和市民の皆様にも、被災地に思いを寄せていただき本当にありがたい。全ての被災者が希望を持って生き抜いていけるようになるまで、被災地への復興支援をお願いしたいとおっしゃっておいりました。被災者の支援を続ける市長の深い深い責任感と決意を一端をうかがい知ることができました。

また、石巻市では沿岸部の被災状況を一望できる日和山公園の丘の上から見た風景、そしてあの有名な「がんばろう！石巻」の手づくりの看板の前に立ったときに、3年たってもいまだ復興が進まない被災地の現実を目の当たりにいたしました。東日本大震災から3年がたとうとしている今、尾崎市長が果たすべき責任と役割は、第一に3・11の教訓と被災地への復興支援の思いを風化させないこと。そして、首都直下型地震に備えた災害対策を着実に進めることであると考えます。また、同趣旨の内容で2年前の私の一般質問でも取り上げさせていただいたところでもあります。

そこで、①として、当市においては3・11東日本大震災を教訓として、どのような事業展開を図ってきたのかをお尋ねいたします。

アとして、3・11を風化させないための取り組み。

イとして、実際に即した防災訓練の実施。

ウとして、自主防災組織の結成と活動の奨励。

エとして、避難場所、防災器具等のハード面の整備、これらの状況について伺います。

②として、次年度以降に取り組むべき課題について伺います。

アとして、既に決定している方針と内容は。

イとして、スタンドパイプの配備と活用。

ウとして、防災ラジオの配備と立川FMとの連携。

エとして、火災予防のための感震ブレーカーの設置促進。

オとして、防災協力事業所登録制度について。

カとして、災害時要援護者の安全対策、これらの状況について伺います。

次に、市民への情報公開と説明責任のあり方について伺います。

尾崎市長は3年前の市長就任以来、みずからの公約の柱として一環して市民への情報公開と説明責任を果たすことを訴えてこられました。その政治姿勢は評価をするものですが、それらの具体的内容と進捗状況について確認をさせていただきたく、以下の点についてお尋ねいたします。

①として、尾崎市長就任以降、具体的にどのような充実が図られてきたのか伺います。

②として、予算編成方針の中で示されている予算編成過程の透明化は、どのように図られていると認識されているのか伺います。

③として、市民に対して最も親しまれている情報ツールである市報の配布については、新聞折り込みではなく、各戸配布に切りかえるべきではないかと考えますがいかがでしょうか。

④として、ツイッターやフェイスブックなどのソーシャルネットワークの活用状況について伺います。

最後に、都政と連携して解決すべき課題について伺います。

去る2月9日に行われた東京都知事選挙において、舛添要一新知事が誕生いたしました。選挙においては、さまざまな争点がありましたが、舛添知事は社会保障の充実、首都直下地震に備えた防災対策、東京オリンピック・パラリンピックの大成功などに加えて、多摩地域の発展があつて初めて東京の発展があるということを強く訴えておられました。そして、知事に就任後、公約どおり直ちに多摩地域担当副知事を選任されました。私は舛添知事は過去のどの都知事よりも多摩地域の振興の必要性に理解があり、努力をされるものと大いに期待をしております。そして、当市としてもこの機会を逃さず、都政と連携して解決すべき課題の解消のために、積極的に働きかけるべきと考えております。

そこで、①として、尾崎市長は舛添知事の就任と多摩担当副知事に、どのような期待を持っておられるのか、お尋ねいたします。

②として、2020年東京オリンピック・パラリンピックの成功に向けて、どのようなかわりと支援を行っているのか伺います。

③として、多摩湖周遊道路の整備への対応と、日本初女子フルマラソン開催地としての多摩湖駅伝大会への知事の招待の考え方について伺います。

④として、桜が丘の警視庁グラウンドの市民開放の推進について、さらなる取り組みがなされることを期待しておりますがいかがでしょうか。

壇上での質問は以上とし、再質問については自席にて行わせていただきます。よろしくお願いいたします。

[18番 中間建二君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 初めに、3・11を風化させないための取り組みについてであります。東日本大震災発生から3年が経過する時期に、市民の防災意識啓発を目的として、都立東大和南公園と共催により東大和防災フェスタ2014を開催いたします。平成23、24年度につきましては、有識者を招聘し防災講演会を開催いたしました。時間の経過とともに、市民の防災意識の風化が進む中、改めて大震災の記憶を呼び起こし、犠牲者への追悼を行うということで、防災に関する市民意識の向上を図ることを目的としております。防災フェスタの内容につきましては、市内一斉避難訓練、東日本大震災に係る記録の展示、市民の防災意識啓発を目的とした体験コーナー及び非常食試食コーナー、都立東大和南公園内の防災関連施設の紹介等を考えております。

次に、実際に即した防災訓練の実施についてであります。今年度の防災訓練は東日本大震災を教訓とし、多摩北部を震源とする震度6強の直下型地震を想定したものであります。市役所での第1部と市立第五中学校での第2部に分けて訓練を実施いたしました。第1部では、東大和市事業継続計画に基づく非常時優先業務の実働及び図上訓練を行いました。地震発生後、1週間以内に着手する業務の確認を行ったものであります。第2部では、市防災関係機関及び地域住民の参加を得て、避難所体験訓練や応急救護訓練、初期消火訓練、煙体験訓練等の体験型訓練を実施いたしました。また、災害時要援護者訓練や2次避難所開設訓練、簡易トイレ設置訓練等も初めて取り入れ、より実践的な訓練を行ったものであります。

次に、自主防災組織の結成と活動の奨励についてであります。自主防災組織の結成の状況につきましては、平成26年1月末現在、33団体が結成されております。各自主防災組織では、それぞれの地域で防災訓練や広報活動、研修会を開催するなどの活動を行っております。市では、自主防災組織に対して、ヘルメット、担架、救助資機材の貸与等の支援を行っております。また、自主防災組織主催の防災訓練についても、北多摩西部消防署と連携しながら、初期消火訓練や炊き出し訓練等に対して支援を行っております。

次に、避難所、防災器具等のハード面の整備についてであります。避難場所となります各小中学校では、校舎、体育館の耐震補強工事が完了いたしました。また、今年度災害対策用無線機3台の増設、災害対策用衛星電話3台を新規に購入いたしました。備蓄食料につきましても、平成25年4月に東京都が公表した新被害想定で避難所生活者が大幅に増加したため、増量を図っております。

次に、次年度以降に取り組むべき課題の既に決定している方針と内容についてであります。総合防災訓練につきましては、平成26年度も本年度と同様に実践に即した訓練を考えております。また、防災フェスタにつきましても、都立東大和南公園での実施を考えております。避難所の環境整備としてマンホール式トイレの整備や災害備蓄コンテナの増設、避難所用仕切りの整備を予定しております。防災意識の向上として、引き続き地域での防災モデル地区事業の実施や、自主防災組織結成の支援をしております。

次に、スタンドパイプの配備と活用についてであります。今年度東京都水道局から消火栓を活用した応急給水、初期消火キット3セット貸与いただいております。今後平成27年度までに12セットの貸与をしていただく予定であります。スタンドパイプは備蓄コンテナに配備し、市の総合防災訓練や自治会主催の防災訓練等で活用を図ってまいりたいと考えております。

次に、防災ラジオの配備とエフエムラジオ立川との連携についてであります。防災ラジオにつきましては、市内の各備蓄コンテナに配備しております。また、エフエムラジオ立川との連携につきましては、引き続き災害時の防災協定に基づき、市主催の総合防災訓練への参加要請を行うなど、平常時においても連携を密にしております。

次に、火災予防のための感震ブレーカーの設置の促進についてであります。過去の大震災における火災の原因の6割以上が電気に関するものとされています。感震ブレーカーとは、大震災発生時に自動的に電気の供給を遮断するものであり、分電盤タイプとコンセントタイプ、その他一定の震度により重り玉が落下することでブレーカーを遮断するものなどがございます。感震ブレーカーの設置には、出火防止策としてメリットがある一方で、夜間の場合、一斉に電気が停電することについては、避難行動をとる上でデメリットもあると考えられます。今後効果等について、調査・研究を進めてまいりたいと考えております。

次に、防災協力事業所登録制度についてであります。防災協力事業所登録制度とは、大規模、広域的な災害が発生した場合、事業所等が地域貢献の一環として被災者支援のために保有する資機材、不動産、組織力等を自発的に無償提供していただく制度であります。市の災害対応力を補完するとともに、登録状況を周知することで、市民や事業所等の防災意識の向上が図られるメリットがございます。従前より市内事業所及び各種団体については、災害協定を締結し、災害時の対応力の強化を図っております。協定については、今後もさらに推進してまいりたいと考えております。防災協力事業所登録制度につきましては、無償で資源を提供いただけるものであることから、今後調査・研究をしてまいりたいと考えております。

次に、災害時要援護者の安全対策についてであります。災害時に自力で避難することが困難な方の避難支援体制の整備を目的としまして、平成23年度から平成24年度にかけて、災害時要援護対策のモデル事業を実施いたしました。このモデル事業をもとに、平成25年3月に災害時要援護者支援の進め方についてのガイドラインを策定し、ホームページで市民の皆様へ周知するとともに、関係機関及び自治会へ配布いたしました。今後もこのガイドラインを活用し、地域における災害時要援護者の支援に努めてまいりたいと考えております。

次に、市民への情報公開と説明責任の充実についてであります。市民の皆様と市が協働して暮らしを豊かにしていくという認識を持つためには、適切な時期に適切な情報をお伝えするとともに、丁寧な説明を行い、

市の実情や施策の内容について、市民の皆様への御理解と御協力をいただくことが不可欠であると考えております。このようなことから、（仮称）総合福祉センターなどの施設の建設、家庭廃棄物の有料化や個別収集の実施など、新たな施策に取り組む際には説明会を開催し、情報の提供と丁寧な説明を心がけているところであります。また、タウンミーティングを開催し、市民の皆様と直接意見交換を行い、行政情報をお伝えするとともに、市民の皆様への御意見を市政運営の参考とさせていただいております。さらに、現在市民の皆様の声をお聞かせいただく手段の一つとしまして、パブリックコメントの統一的な基準の策定について、検討をしているところであります。

次に、予算編成過程の透明化についてであります。市政に対する市民の皆様への理解と信頼をいただくため、予算編成過程につきましては、その透明化を図ることは非常に重要なことであると認識しております。現在市におきましては、予算の編成方針や日程、また予算案の概要につきまして、市報や市のホームページにより市民の皆様にお知らせしているところであります。今後におきましても、予算の編成過程につきましては、他市の事例を参考に情報提供の方法を研究するなど、その透明化に努めてまいりたいと考えております。

次に、市報の配布方法についてであります。現在市では新聞折り込みと新聞非講読世帯で御希望の世帯への宅配により、原則として発行日当日に市民の皆様のお手元に届くよう配布しております。全戸配布につきましては、配布に要する日数や経費を考慮しながら、継続的な検討をしているところであります。

次に、ソーシャルネットワークの活用状況についてであります。現在当市では平成24年11月に運用を開始した公式ツイッターを活用し、市のイベント情報を中心にお知らせしているところであります。

次に、新知事就任に対する期待についてであります。舛添新都知事は東京オリンピック・パラリンピック、防災、社会保障、中小企業の育成、教育改革などを選挙公約に掲げ、東京を世界一の都市にすることを目指すとしております。地震への備えや少子高齢化対策など、一市だけでは対応できない課題につきましては、舛添新知事の強いリーダーシップに期待するとともに、厚生労働大臣を務めた経歴から、国との太いパイプにより多摩地域の市町村が置かれている状況などを、国に強く発信していただきたいと考えております。

次に、多摩担当副知事に対する期待であります。多摩島嶼地域には400万人を超える都民が暮らし、その数は東京都の人口の3分の1を占めております。また、多摩地域だけでも26市3町1村がございます。多摩担当副知事の就任により、多摩地域の市町村の意見がより反映されやすくなり、東京都と多摩地域の連携が強化され、多摩地域の振興が図られるものと期待しております。

次に、東京オリンピック・パラリンピックの成功に向けてのかかわりと支援についてであります。東京都では平成26年度予算案に東京オリンピック・パラリンピックに向けて、東京の魅力を一層高める取り組みに関する予算を計上しているところから、今後市への活用の可能性について検討してまいります。東京オリンピック・パラリンピックを成功させることは、東京の魅力を世界に発信する大きなチャンスであるとともに、市の発展にも寄与する大きな事業であると期待しているところであります。市といたしましては、東京都とも連携・協力をし、積極的にかかわりや支援を考えてまいります。

次に、多摩湖自転車道の整備についてであります。以前に東京都北多摩西部建設事務所に要望した際には、多摩湖周回部については、多摩湖が水道局用地であること、自然の地形を生かした整備と管理を行っていることなどから、拡幅整備は困難との見解を聞いております。しかし、舛添新都知事は多摩地域への積極的な施策展開の考えを示しており、複数の部局に係る案件についての検討にも期待が持てるところであります。多摩担当の副知事宛てに要望する等により、安全性、快適性の向上を求めてまいりたいと考えております。

次に、日本初女子フルマラソン開催地としての多摩湖駅伝大会への東京都知事の招待についてであります。日本初の女子フルマラソン開催地記念事業での記念碑の設置及び除幕式につきましては、同日に開催される多摩湖駅伝大会の開催式に先立ち実施を予定しているところであります。除幕式及び多摩湖駅伝大会への東京都知事の招待については、東京都と調整をいたしました。平成26年第1回東京都議会定例会の開催中などのこともありまして、知事の出席につきましては、困難という状況であります。

次に、桜が丘の警視庁グラウンドの市民開放の推進についてであります。桜が丘の警視庁グラウンドにつきましては、平成20年度に市の利用が実現し、その後東京都水道局の地下貯水槽工事で一時中断した経過がありました。平成24年度より利用が再開され、市内のサッカー団体を中心に利用の促進が図られてきたところであります。しかしながら、平成26年1月に警視庁より東京都水道局の送水管用立坑築造工事の実施のため、グラウンドの一般利用を中止したい旨の通知がありました。工事期間は平成26年1月下旬から平成30年3月下旬までの間の予定であり、警視庁グラウンドの市民利用を進めてきた市としても残念ではあります。工事期間中は自治大のグラウンドなど、他の施設を利用させていただくことで運動施設の確保を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○議長（尾崎信夫君） お諮りいたします。

本日の会議はこれをもって延会としたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、これをもって延会といたします。

午後 5時28分 延会